

平成23年5月11日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(行ウ)第4号 政務調査費違法支出返還請求事件

口頭弁論終結の日 平成23年1月12日

判 決

兵庫県西宮市

原 告

同

原 告

兵庫県西宮市

原 告

兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

被 告

西 宮 市 長

河 野 昌 弘

同訴訟代理人弁護士

米 田 宏 己

同

井 筒 宏 成

同

山 崎 邦 夫

同

石 川 直 基

同

山 根 睦 弘

同

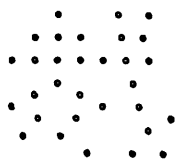
柏 木 千 鶴

同

洞 良 隆

主 文

- 1(1) 被告は、公明党議員団に対し、6万2000円を請求せよ。
- (2) 被告は、河崎はじめに対し、4万1803円を請求せよ。
- (3) 被告は、栗山雅史に対し、11万8395円を請求せよ。
- (4) 被告は、中尾孝夫に対し、44万7195円を請求せよ。
- (5) 被告は、森池豊武に対し、24万4893円を請求せよ。



- (6) 被告は、石埜明芳に対し、15万4317円を請求せよ。
- (7) 被告は、上向井賢二に対し、9684円を請求せよ。
- (8) 被告は、大石伸雄に対し、3万7871円を請求せよ。
- (9) 被告は、坂上明に対し、20万3509円を請求せよ。
- (10) 被告は、吉岡政和に対し、29万8334円を請求せよ。
- (11) 被告は、日本共産党西宮市会議員団に対し、13万2720円を請求せよ。
- (12) 被告は、西田いさおに対し、8万8300円を請求せよ。

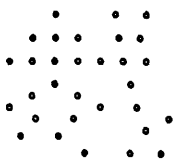
2 原告らのその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、公明党議員団に対し、151万8040円を請求せよ。
- 2 被告は、田中正剛に対し、757万0117円を請求せよ。
- 3 被告は、西宮グリーンクラブに対し、64万1356円を請求せよ。
- 4 被告は、岩下彰に対し、82万5343円を請求せよ。
- 5 被告は、片岡保夫に対し、39万3764円を請求せよ。
- 6 被告は、河崎はじめに対し、79万4737円を請求せよ。
- 7 被告は、栗山雅史に対し、66万1640円を請求せよ。
- 8 被告は、小林光枝に対し、73万2530円を請求せよ。
- 9 被告は、田中渡に対し、70万9268円を請求せよ。
- 10 被告は、中尾孝夫に対し、105万2117円を請求せよ。
- 11 被告は、森池豊武に対し、132万3129円を請求せよ。
- 12 被告は、石埜明芳に対し、94万5690円を請求せよ。
- 13 被告は、上向井賢二に対し、28万1041円を請求せよ。



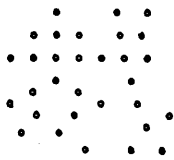
- 14 被告は、大石伸雄に対し、64万4552円を請求せよ。
- 15 被告は、喜田侑敬に対し、83万5333円を請求せよ。
- 16 被告は、坂上明に対し、76万8856円を請求せよ。
- 17 被告は、篠原正寛に対し、32万0367円を請求せよ。
- 18 被告は、中村武人に対し、12万3975円を請求せよ。
- 19 被告は、吉岡政和に対し、112万7892円を請求せよ。
- 20 被告は、日本共産党西宮市会議員団（以下「日本共産党議員団」という。）
に対し、218万7423円を請求せよ。
- 21 被告は、嶋田克興に対し、51万4506円を請求せよ。
- 22 被告は、たかはし倫恵に対し、43万0300円を請求せよ。
- 23 被告は、西田いさおに対し、56万8733円を請求せよ。
- 24 被告は、よつや薫に対し、258円を請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、兵庫県西宮市（以下「西宮市」という。）の住民である原告らが、
西宮市議会の会派及び議員（以下「本件会派及び議員ら」という。）に対して
交付された平成19年度の政務調査費について、西宮市議会政務調査費の交付
に関する規則別表の使途基準の定め（以下「本件使途基準」という。）自体に
政務調査費に当たらない費目が含まれている、本件使途基準の定め自体は適法
としても、本件会派及び議員らは本件使途基準に適合しないものに政務調査費
を充てており、西宮市に損失又は損害が発生している等と主張して、地方自治
法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件会派及び議員ら（蒼志
会については経理責任者）に対する不当利得に基づく返還請求又は不法行為に
基づく損害賠償請求の義務付けを求める住民訴訟である。

2 関係法令の定め

- (1) 西宮市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第47号。以
下「本件条例」という。甲1の9）



ア 1 条（目的）

この条例は、地方自治法 100 条 13 項及び 14 項の規定に基づき、西宮市議会議員の調査研究に資するため、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定め、もって西宮市議会の活性化を図ることを目的とする。

イ 2 条（交付対象）

政務調査費は、調査研究に要する経費の一部として、各月の 1 日において結成されている西宮市議会における会派（3 人以上の所属議員を有するものに限る。以下同じ。）又は在職する議員に対して交付する。

ウ 6 条（使途基準）

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

エ 7 条（経理責任者）

政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

オ 8 条（収支報告書の提出）

(ア) 1 項

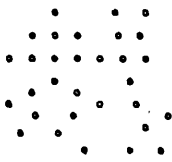
政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別に定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。

(イ) 2 項

収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

(ウ) 3 項

前項の規定にかかわらず、政務調査費の交付を受けた会派が解散し、



…たときは、当該会派の経理責任者であった者…は、当該事由の生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

カ 9条（政務調査費の返還）

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

キ 11条（委任）

この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

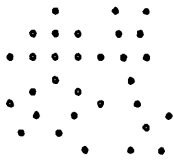
(2) 西宮市議会政務調査費の交付に関する規則（同市平成13年規則第59号。平成19年規則5号改正。以下「本件規則」という。甲1の10）

ア 6条（使途基準）

本件条例6条に規定する政務調査費の使途基準（本件使途基準）は、別表に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるものとする。

イ 別表（6条関係）

〔項目〕	〔内容（右欄）〕
（ア）調査研究費	視察、現地調査に要する経費 （交通費、日当、宿泊費、資料・調査費、記録費、委託費等）
（イ）研修・会議費	勉強会・意見交換会の開催、講演会・研修会の開催、講演会・研修会への出席に要する経費 （会場費、講師費、交通費、日当、宿泊費、食糧費、資料費、講習・記録費、負担金等）



(ウ)広報・広聴費 政務等報告、広報、政策等要望・意見聴取等に要する経費

(会場費、講師費、交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、資料費、記録費、委託費、通信費等)

(エ)資料購入費 調査研究活動のための図書、資料等の購入に要する経費

(新聞購入費、図書・雑誌購入費、各種資料費等)

(オ)交通・通信費 政務調査活動のための交通通信に要する経費

(交通費、通信費、インターネット費等)

(カ)人件費 政務調査活動を補助する職員・臨時職員の雇用に要する経費

(事務員、臨時職員の人件費等)

(キ)事務費 政務調査に必要な事務機器の設置、運用に要する経費

(事務機器費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、負担金等)

(ク)事務所費 政務調査に必要な事務所の管理運営に要する経費
(事務所費、維持管理費等)

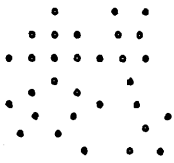
(ケ)その他の経費 上記以外の経費で調査研究に必要なもの

(3) 西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱（以下「本件要綱」という。

甲 1 の 1 1， 弁論の全趣旨)

ア 本件要綱は、西宮市議会において、平成 19 年 6 月 11 日、本件条例及び本件規則に定める政務調査費の取扱いについて、政務調査費の執行における原則や本件使途基準の詳細、政務調査費を支出してはならない経費等について内部で取り決めたものである。

イ 本件使途基準の詳細として、本件使途基準(ア)ないし(ケ)のすべての項目に



つき、各項目に当たる経費の定義及びそれに当たる具体的内容を記載している（本件要綱3条）。

ウ 次の各号に掲げる経費には、政務調査費を支出することができないとする（本件要綱4条）。

(3) 政党本来の活動に属する経費

(6) 選挙活動に伴う経費

(7) 後援会活動に伴う経費

3 前提事実（証拠の掲記がない項は、当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告らは、西宮市の住民である。

イ 被告は、西宮市の市長である。

ウ 本件訴訟の相手方（田中正剛を除く。）及び蒼志会は、平成19年7月分ないし平成20年3月分までの政務調査費の交付を受けた西宮市議会の会派又は議員であった。

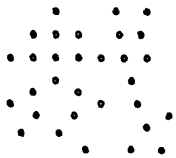
なお、蒼志会は、平成20年3月31日に解散した西宮市議会の会派であり、田中正剛は、蒼志会の経理責任者であった。

(2) 平成19年度の政務調査費の交付決定等

ア 被告は、本件会派及び議員らからの政務調査費の交付申請を受け、平成19年7月2日、本件会派及び議員らに対し、平成19年7月分ないし平成20年3月分の政務調査費の交付決定をし、そのころ各決定した額を交付した。（甲3，4）

イ 本件会派及び議員らは、平成20年4月ころ、各交付された政務調査費につき収支報告をして、残額がある場合は西宮市に返還し、その後、数名の議員においては、支出額の一部に政務調査の目的外の支出等があると判断して、収支報告を修正し、当該支出分について被告に返還した。

本件会派及び議員らに交付された額（交付額）、平成20年4月ころの



収支報告書の支出額（執行額）、その後、修正があった場合は修正後の額（修正後執行額）は、別紙１のとおりである。（甲３ないし５，２２の１，乙１５，１６，１９，２０，２４，２５）

(3) 住民監査請求

ア 原告ら他５名は、平成２０年１０月２８日、西宮市監査委員に対し、本件使途基準は従来の支出実態を追認する違法なものであり、適正なものに改められなければならない、一般的な議員活動にかかわる支出は議員報酬から支出すべきもので、調査研究に資するために必要な経費以外の支出は地方自治法１００条１４項及び本件条例６条に違反する違法、不当な支出であり、これらの支出について被告が本件会派及び議員らに対してその返還を求めることを請求する旨記載された西宮市職員措置請求書とともに、各会派、議員毎に返還を求める支出内容及び額を記載した表、領収書等を添付して、住民監査請求を行った（以下「本件監査請求」という。）。(甲１の１～１２)

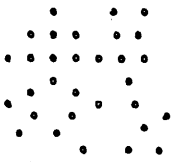
イ 西宮市監査委員は、平成２０年１２月２５日付けで、本件監査請求における原告ら及び他の５名の主張は、条例、規則を違法、不当とする立法論をいうものであり、住民監査請求の対象となりうる財務会計上の行為に当たらないから住民監査請求としての適格性を欠いているとして、本件監査請求を却下し、その結果は、そのころ、原告折口晴夫に通知された。(甲１の３，２)

(4) 本件訴訟

原告らは、平成２１年１月２１日、本件訴訟を提起した。

４ 争点

- (1) 監査請求前置の有無（本案前の争点）
- (2) 違法性の有無（本案の争点１）
- (3) 損失及び各相手方の利得の有無（本案の争点２）



(4) 損害及び各相手方の故意又は過失の有無（本案の争点3）

5 争点に対する当事者の主張

(1) 監査請求前置の有無（本案前の争点）

【被告】

ア 本件監査請求は、本件使途基準が違法であるから適正なものに改められるべきであるというものであるから、個別・具体的な政務調査費の支出の適否それ自体の判断を求めたものではなく、立法論的判断を求めるものであり、住民監査請求としての適格性を欠く。したがって、原告らは、適法な監査請求を前置していない。

イ 本件監査請求は、調査研究に資するために必要な経費以外の支出と判断した個々の支出について目的外支出であることの具体的主張はなされておらず、定型的に一定の費目・支出内容に該当するものを網羅的に拾い上げたものにすぎず、当該支出を他の支出から区別して特定認識できるように個別・具体的に特定することなく包括的にその支出の違法、不当の判断を求めているものである。したがって、本件監査請求は、住民監査請求としての特定を欠くものであり、原告らは適法な監査請求を前置していない。

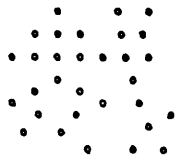
【原告ら】

ア 被告の主張アは争う。本件監査請求は、本件条例の定め自体を違法であるとするものではなく、立法的判断を求めているものではない。条例ではない本件使途基準が適正さを欠いていると指摘した上、議員のマイカーのガソリン代や電話代等が調査研究に資するためのものといえるかを問題としているものである。

イ 被告の主張イは争う。本件監査請求は、監査対象は十分に特定されている。

(2) 違法性の有無（本案の争点1）

【原告ら】



ア 本件使途基準は、地方自治法や本件条例に明記されている支出の原則を曖昧にするものである。

被告は、全国市議会議長会の報告書を根拠に、その例示に沿う形で作成された本件使途基準は正当であると主張するが、全国市議会議長会は、地方公共団体の議会の議長が議会の利益のために設けた任意団体であり、議員の利益のために活動することを目的としたものであり、そのような団体が考えることは自らの利益であり、公益と一致するものではない。一般市民が、政務調査費と聴けば、視察なども含めた調査研究費と資料購入費であり、電話代、ガソリン代、駐車料金、事務諸費、ホームページ作成・維持費、年賀はがき代は、政務調査費に当たらない。現状では、政務調査費は、税金のかからない第2報酬にすぎない。

本件使途基準のうち、(ア)交通・通信費、(カ)人件費、(キ)事務費、(ク)事務所費は、「調査研究に資するため必要な経費」に当たるとはいえない。

以上のとおり、本件使途基準の定め自体が、地方自治法100条14項、本件条例に反している以上、被告が、個別の支出について具体的に政務調査費の支出として地方自治法、本件条例上適法であることを主張、立証しない限りは、各支出は違法というべきである。

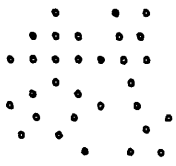
イ 本件使途基準の定めが適法であるとしても、別紙2のうち、以下の支出は、本件使途基準に適合せず違法である。

A 公明党議員団

(ア) ホームページの関連経費。議員団のホームページの維持・更新経費と考えられる。

(イ) 控え室の備品レンタル料、議員支出分のガソリン代、通行料金、電話代、切手代、パソコン・コピー機リース代、備品・消耗品費。

(ウ) 白井啓一の当選御礼の記載があるはがき（市政レポート）。当選御礼がはがきの表面に記載されており、これが当該はがきを出す主要な



目的とみるべきである。これは、公職選挙法178条、本件要綱4条に抵触するものである。

B 蒼志会

(ア) ネット検索等依頼の月例的経費。このような依頼は、調査研究項目ごとに行うべきであり、このように事実上年間契約で経費を支出することは、最小の経費で最大の効果を上げるという公費支出の原則（地方自治法2条14項）に反する。

(イ) 広報誌（SOUSHIKAI PRESS）の印刷料等。これは、会派の広報誌ではなく、政治団体である蒼志会の機関誌である。

被告は、平成19年7月以降は、会派の広報誌として発行していると主張するが、改題されることもなく号番も引き継がれており、機関誌としての発行であることに何ら変わりはない。

(ウ) インターネット使用料。会派・議員のホームページの維持・更新経費と考えられる。

(エ) ガソリン代、通行料、タクシー代、電話代、郵送代、備品・消耗品費。

(オ) 事務所費及び関連経費。蒼志会の事務所の所在地は、中川経夫後援会事務所の所在地である。

C 西宮グリーンクラブ

(ア) インターネット関連諸経費。

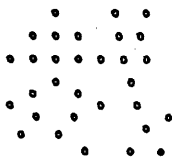
(イ) 会派視察の際の日当。調査研究活動は、会派・議員が主体的に行うものであり、出張や委員会視察とは違うので日当支給はなじまない。

D 岩下彰

ガソリン代、通行料、電話代、切手・はがき代等、備品・消耗品費。

E 片岡保夫

(ア) ガソリン代、タクシー代、電話代、郵送費等、会議参加の際の日当、



備品・消耗品費。

- (イ) 年賀はがきの購入費。市政報告であれば、普通のはがきを使用すれば事足りるのであり、殊更時期を見計らって特別なはがきを使用するのは、年賀を装いたいという思わくがあるからである。

F 河崎はじめ

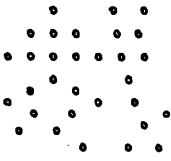
- (ア) ガソリン代，通行料，列車乗車用のプリペイドカード代，研修視察の際の日当，駐車料金，タクシー代，切手・はがき代等，備品・消耗品費。寒中見舞いはがきにつき，前記E(イ)と同様。
- (イ) ホームページ管理費。

G 栗山雅史

- (ア) ホームページ関連支出。
- (イ) ガソリン代，通行料，タクシー代，駐車料，電話代，備品・消耗品費。
- (ウ) 当選御礼等が記載されている議会報「KURI X」にかかる費用。
表面に選挙時のたすきがけをした大きな写真2葉が掲載され，「ご支援ありがとうございました」と記載されており，裏面にも選挙時の写真が8葉も掲載されている。これは，選挙活動の一環であり，政務調査費を使用することは許されない。

H 小林光枝

- (ア) ガソリン代，タクシー代，電話代，切手・はがき代，備品・消耗品費及びパソコン中級本購入費。
- (イ) はがきの製版・印刷費用。平成20年3月に購入された1000枚のはがきが何に使われたのか実態が不明である。
- (ウ) 年賀はがきの購入費。前記E(イ)と同じ。小林光枝は，2008年12月吉日付けで出している年賀でないはがきには，「なお，年賀状は，公職選挙法にもとずき，禁止されておりますので，欠礼をいたしま



す。」とあり、前年の年賀はがきでの市政報告は、同人の意識の中でも年賀を兼ねていた。

I 田中渡

ガソリン代，電話代，切手・はがき代，備品・消耗品費。

J 中尾孝夫

(ア) インターネット関連経費。

(イ) ガソリン代，列車乗車用プリペイドカード・回数券代，駐車場代，電話代，はがき代，消耗品費。

(ウ) 事務所及び各種事務機器使用料。実態は，事務機器付き事務所の賃貸であるが，同種機器の必要のない賃貸で意図的に経費を膨らませ，賃貸人の所在地が中尾孝夫との関連もうかがわれ，契約が正当なものか疑わしい。

K 森池豊武

ガソリン代，事務所家賃代，事務機リース代。

L 石埜明芳

(ア) ガソリン代，電話代，事務所家賃及び関連諸経費，備品・消耗品費。

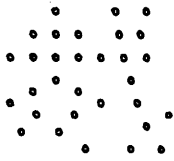
(イ) 石埜明芳は，自宅を事務所としているから，事務所家賃に政務調査費を充てることは認められない。

事務所のエアコンの取替えは，實際上，自宅のエアコンの取替えである。

(ウ) 駐車場も，自家用車用のものであり，駐車場代に政務調査費を充てることは認められない。被告は政務調査専用の来客駐車場と主張するが，空いているときに親戚・知人・後援会関係者が一切駐車しなかったということとはあり得ない。

M 上向井賢二

(ア) インターネット関連経費。



(イ) ガソリン代，電話代，郵便料金等，備品・消耗品費。

N 大石伸雄

ガソリン代，通行料，駐車代，タクシー代，電話代，事務所家賃，備品・消耗品費。

来客用駐車場については，政務調査専用の駐車場はあり得ず，親戚や知人，後援会関係者が使用したものと推測される。

O 喜田侑敬

ガソリン代，電話代，切手・はがき代等，消耗品費。

P 坂上明

ガソリン代，列車乗車用のプリペイドカード・回数券代，電話代，事務所家賃及び関連経費，備品・消耗品費。

兵庫県公報によると，坂上明の事務所は，自由民主党兵庫県西宮市第6事務所として届けられている。

Q 篠原正寛

電話・ネット回線料，研修会の日当，消耗品費。

R 中村武人

(ア) ガソリン代，電話代，切手・はがき代等，みやげ代，消耗品費。

(イ) 年賀はがきの購入費。前記E(イ)と同じ。

S 吉岡政和

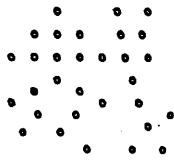
ガソリン代，事務所家賃及び関連経費，研修会の日当，備品・消耗品費。

兵庫県広報によると，吉岡政和の事務所は，自由民主党兵庫県西宮市第4事務所として届けられている。

T 日本共産党議員団

(ア) ホームページ関連経費。

(イ) パフォーマンスチャージ費，広辞苑購入費，リコーリース代，備品



・消耗品費。

(ウ) 日当。

U 嶋田克興

ガソリン代，電話代，事務所賃借料，備品・消耗品費。

V たかはし倫恵

電話代，リコーリース代，事務所家賃。

W 西田いさお

(ア) ホームページ関連経費。

(イ) ガソリン代，電話代，備品・消耗品費。

(ウ) 当選のお礼が記載されている「西田いさお通信」にかかる費用。

(エ) 教育評論社への振込。これについての受領書の日付印欄が空白であり，振込の事実を確認することができない。

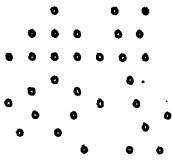
X よつや薫

事務消耗品。

【被告】

ア 原告の主張アは争う。

本件使途基準は，具体的な使途基準を設定しており，同基準に定められている項目及び内容は，全国市議会議長会が政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会報告書において示した政務調査費の交付に関する規則案（例）に記載された政務調査費の使途基準の項目及び内容におおむね沿うものであり，この規則案（例）に政務調査費の使途基準として記載された項目及び内容は，会派や議員が交付を受けた政務調査費を使用する際の具体的な指標を議員の調査研究活動の類型別に例示したものである。そして，その項目及び内容は，議員の調査研究活動において一般的に発生すると考えられる項目を例示しているといえ，本件使途基準についても同様である。本件使途基準が，地方自治法１００条１４項や本件条例６条の趣旨



に反するとはいえない。

以上より、本件使途基準は、地方自治法１００条１４項、本件条例に何ら違反するものではない。

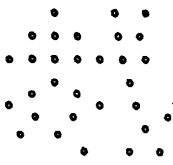
イ 以下に述べる支出はいずれも本件使途基準に沿った支出であって、政務調査費を充てることが許されるものである。

A 公明党議員団

(ア) ホームページ関連経費は、公明党議員団のホームページのサーバー管理、データベース最適化処理、データバックアップ、レンタルサーバー利用料、ドメイン維持費、ホームページ作成・更新費、プログラム不具合修正、サーバーマシン乗換え作業費用にかかる経費である。このホームページでは、会派に所属する議員の活動を掲載することにより市政報告を行っており、ホームページを閲覧している者は、同ホームページの議員紹介ページから議員へ直接メールを送ることができるようになっており、各議員はメールによる市民からの意見を聴取できるようになっている。これらの支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に沿うものである。

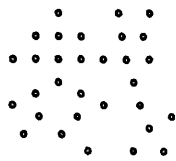
(イ) 控室の備品レンタル料、議員支出分のガソリン代、通行料金、電話代、切手代、パソコン・コピー機リース代、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

(ウ) 白井啓一の市政レポートは、平成１９年１２月議会における一般質問内容等議会活動及び市の施策について住民に報告するためのものであり、これに係る支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費のうち印刷製本費、本件要綱３条４項６号）に沿う。市政レポート（乙６）は、当選御礼の趣旨がはがき表面の宛名部分の下に３行記載されたにすぎず、当選のあいさつをすることを目的とするものではないから、公職選挙法１７８条に抵触するものではない。



B 蒼志会

- (ア) ネット検索等依頼の経費とは、会派の政策研究や議員が議会の質問作成時に参考とするための調査及び資料の作成を依頼した際の費用であり、議員からの依頼に基づき委託先が調査及び報告書の作成を行った場合に、委託先から請求を受けて支払っている委託料であり、原告らの主張するような年間契約ではなく、本件使途基準（ア）調査研究費）に沿うものである。
- (イ) 広報誌「SOUSHIKAI PRESS」は、その内容が政党本来の活動や後援会活動にわたるというものではなく、会派等が行う調査研究活動及び議会活動並びに市の施策について住民に報告、PRすることを目的とする。したがって、その印刷、製本、新聞折込料等は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費のうち印刷製本費、本件要綱3条4項6号）に沿うものである。
- (ウ) インターネット使用料は、会派・議員のホームページの維持更新経費ではなく、インターネットに接続するためのプロバイダ料金等であり、これらの支出は、本件使途基準（オ）交通・通信費）に沿うものである。
- (エ) ガソリン代、通行料、タクシー代、電話代、郵送代、事務所費及び関連経費、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。
- (オ) 蒼志会の第1事務所の所在地が政治資金規正法上の中川経夫後援会事務所の所在地となっているが、中川経夫は同事務所で市議会議員として会派議員による議会改革などの意見交換、市政報告の案件の協議・作成、市民からの市政に関する意見の聴取を行っている。同議員の後援会や政治団体としての活動は、同人の自宅で行っており、この事務所では行っていない。同後援会は、平成19年6月14日付けで解散の届出をしている。



C 西宮グリーンクラブ

(ア) インターネット関連諸経費は、ドメイン取得費用、サーバレンタル料、ホームページ開設料及びホームページメンテナンス料である。西宮グリーンクラブは、このホームページの「議会質問、視察・予算要望項目」で、市民への市政報告等を行い、トップページの最下欄に会派の連絡先を記載し、これを見た市民からの意見及び要望を聴取できるようにしている。上記諸経費の支出は、本件使途基準（ワ）広報・広聴費）に沿うものである。

(イ) 会派視察の際の日当については、そもそも、議員が政務調査を行うために旅行する際には、調査活動に必要な諸経費、目的地である地域内を巡回する場合の交通費等が必要となるところ、そのような経費を賄うために定額の日当を充てることは違法ではなく、本件使途基準（ア）調査研究費）に沿うものである。

D 岩下彰

ガソリン代、通行料、電話代、切手・はがき代等、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

E 片岡保夫

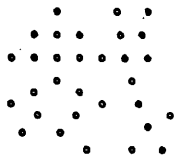
(ア) ガソリン代、タクシー代、電話代、郵送費等、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

会議参加の際の日当については、前記C(イ)と同様である。

(イ) 年賀はがきに記載された内容は、平成19年9月、12月議会の内容を報告するものであり、市政報告を目的とするものであるから、その購入は、本件使途基準に沿うものである。

F 河崎はじめ

(ア) ガソリン代、通行料、列車乗車用のプリペイドカード代、駐車料金、タクシー代、切手はがき代等、備品・消耗品費の支出は、本件使途基



準に沿うものである。

- (イ) ホームページ管理費は、ホームページメンテナンス料、ドメイン管理料及びサーバ使用料等であり、このホームページの「活動報告」の中で、議会において行った一般質問とそれに対する市の答弁を掲載し、市政報告を行い、このホームページを閲覧している市民が、メール機能を使うことによって意見、要望を寄せることができるようにしており、実際、一月当たり3ないし4件の意見や要望が寄せられている。したがって、上記管理費の支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に沿うものである。

- (ウ) 研修視察の際の日当は、前記C(イ)と同様である。

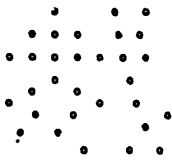
- (エ) 寒中見舞いはがきに記載された内容は、平成20年4月より実施予定の主な施策の内容を報告するものであり、市政報告に使用する目的で購入したものであるから、同はがきの印刷代は、本件使途基準に沿うものである。

G 栗山雅史

- (ア) ホームページ関連支出は、ホームページメンテナンス料、ドメイン更新料及びサーバー使用料である。このホームページでは、「議会活動について（一般質問・議員活動年表）」、「インターンシップについて（インターンシップ生の声）」などにより市民への市政報告等を行い、これを閲覧している市民から、メール機能を使って、又はホームページ記載の連絡先を通じて、意見、要望を聴取できるようにしている。実際、月10件程度のメールが送信されている。したがって、上記支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に沿うものである。

- (イ) ガソリン代、通行料、タクシー代、駐車料、電話代、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

- (ウ) 広報誌「KURIX」の内容は政務等報告であり、これにかかる費



用の支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費のうち印刷製本費、本件要綱3条4項6号）に沿うものである。

中には一部に当選御礼のような文言や選挙時の写真が掲載されている号もあるが、いずれも記事全体のごく一部であり、一読すればその内容の大半が市政報告に該当することは明らかであり、選挙に関する事柄も選挙の実態の一面を知ってもらい、政治、選挙、市政への関心を高める目的をもって掲載したものである。

H 小林光枝

（ア） ガソリン代、タクシー代、電話代、切手・はがき代、備品・消耗品費及びパソコン中級本の購入に係る支出は、本件使途基準に沿うものである。

（イ） 平成20年2月から3月にかけて購入したはがき及び印刷については、いずれも市政報告、議会報告に使用する目的で購入又は印刷されたものであるから、本件使途基準（ウ）広報・広聴費又は（キ）事務費）に沿うものである。

（ウ） 年賀はがきに記載された内容は市政報告であり、年賀はがきは市政報告に使用する目的で購入したものであるから、本件使途基準に沿うものである。

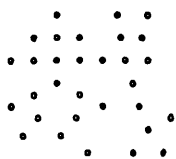
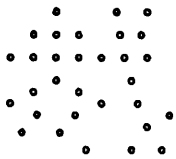
I 田中渡

ガソリン代、電話代、切手・はがき代、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

J 中尾孝夫

（ア） インターネット関連経費は、インターネットに接続するためのプロバイダ料金であるから、この支出は、本件使途基準（オ）交通・通信費）に沿うものである。

（イ） ガソリン代、列車乗車用プリペイドカード・回数券代、駐車場代、



電話代、はがき代、消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

- (ウ) 事務所費は、西宮市山口町所在の建物2階部分事務所50平方メートルの賃借料であり、各種事務機器使用料は、関西サービスが所有する各種事務機器を使用したことに対して支払ったものである。中尾孝夫は、同事務所において市民との勉強会・意見交換会の開催、市民からの政策等要望・意見聴取の実施などの活動を行っている。これらの事務所及び事務機器使用料の支出は、本件使途基準（(キ)事務費、(ク)事務所費）に沿うものである。

K 森池豊武

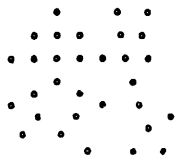
ガソリン代、事務所家賃代、事務機リース代の支出は、本件使途基準に沿うものである。

L 石埜明芳

- (ア) ガソリン代、電話代、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。
- (イ) 石埜明芳の政務調査事務所は、同人が自宅及び店舗として使用している建物のうち、3階の一部の貸家部分であり、この部分にエアコンが取り付けられている。したがって、事務所費のうち、灯油（事務所暖房）、エアコン取替え費の支出は本件使途基準に沿うものである。
- (ウ) 石埜明芳宅には自身の自家用車用の駐車スペースが別にあり、政務調査費を充てて賃借している駐車場は、情報提供ボランティアなど政務調査専用の来客用駐車場として使用しており、政務調査とは関係のない者に駐車させることはない。この駐車場の賃借料の支出は、本件使途基準（(ク)事務所費）に沿うものである。

M 上向井賢二

- (ア) インターネット関連経費は、ASAHIネット独自ドメイン利用料



(接続料を含む。)である。上向井賢二は、ホームページの「議会報告」の中で、議会で行った質問について掲載し、ブログを利用して市政報告を行い、メール機能のほか、電話番号等を記載して、市民からの意見や要望を聴取できるようにしており、実際、年間に10件程度の意見や要望が寄せられている。上記経費の支出は、本件使途基準(㊦交通・通信費)に沿うものである。

(イ) ガソリン代、電話代、郵便料金等、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

N 大石伸雄

ガソリン代、通行料、駐車代、タクシー代、電話代、事務所家賃(事務所に附属する来客用駐車場の賃借料である。)、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

上記来客用駐車場に、政務調査とは関係のない者に駐車させることはない。

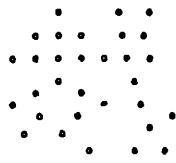
O 喜田侑敬

ガソリン代、電話代、切手・はがき代等、消耗品費、事務所費(白灯油)については、本件使途基準に沿うものである。

P 坂上明

ガソリン代、列車乗車用のプリペイドカード・回数券代、電話代、事務所家賃及び関連経費、備品・消耗品費の支出は、本件使途基準に沿うものである。

坂上明は、政治資金規正法上の政治団体(政党)の支部である「自由民主党兵庫県西宮市第6支部」の事務所所在地としての届出がされている事務所を政務調査事務所として使用しているが、同事務所では、政治団体としての活動実態がなく、議員の政務調査活動のみを行っているから、同事務所の家賃に政務調査費を充てることは本件使途基準に沿うも



のである。

Q 篠原正寛

(ア) 電話・ネット回線料，消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

(イ) 研修会の日当は前記C(イ)と同様である。

R 中村武人

(ア) ガソリン代，電話代，切手・はがき代，消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

みやげ代は，日当として議員に支給されるべき金額から支出されたところ，視察相手方へのお礼としてのみやげ代も社会通念上，諸雑費として日当に含まれる。視察先へのみやげ代については，調査研究活動に当たる正当な行政視察に伴うものとして社会通念上相当な範囲内にあるから，本件使途基準に沿うものといえる。

(イ) 年賀はがきの購入は，政務等の報告に使用されているものであるから，本件使途基準に沿うものといえる。

S 吉岡政和

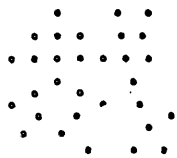
(ア) ガソリン代，事務所家賃及び関連経費，備品・消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

吉岡政和は，「自由民主党兵庫県西宮市第4事務所」の事務所所在地として届け出られている事務所を政務調査事務所として一時期使用していたが，同事務所では政治団体としての活動実態がなく，同人の政務調査活動のみが行われているため，同事務所の家賃に政務調査費を充てることは認められる。

(イ) 研修会の日当は，前記C(イ)と同様である。

T 日本共産党議員団

(ア) ホームページ関連経費とは，ページの追加及び更新の費用，レンタ



ルサーバー管理費用，ドメイン管理費用，WEBマスター用メール管理費用，サイト企画管理費用である。日本共産党議員団は，ホームページの「議会発言」，「申入れ・要望」のページなどにより市政についての報告を行い，トップページでは，同会派の連絡先を記載して市民からの意見及び要望を聴取できるようにしており，実際に月に2から3件の意見や要望が寄せられている。したがって，これらの支出は，本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に沿うものである。

(イ) パフォーマンスチャージ料，広辞苑購入費，リコーリース代，備品・消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

(ウ) 日当は，前記C(イ)と同様である。

U 嶋田克興

ガソリン代，電話代，事務所賃借料，備品・消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

V たかはし倫恵

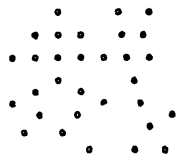
電話代，リコーリース代，事務所家賃の支出は，本件使途基準に沿うものである。

W 西田いさお

(ア) ホームページ関連経費は，ホームページの立ち上げ，ブログ・リンク先の設定，指導及び機器の管理を行う技術者の人件費である。西田いさおは，ホームページの「市政報告・西田の行動・ひとりごと」の中で市政報告を行っており，ホームページに連絡先を記載して市民からの意見及び要望等を聴取できるようにしている。したがって，これらの支出は，本件使途基準（カ）人件費）に沿うものである。

(イ) ガソリン代，電話代，備品・消耗品費の支出は，本件使途基準に沿うものである。

(ウ) 「西田いさお通信」の主な内容は政務等の報告であり，その印刷等



にかかる費用は、本件使途基準（(ウ)広報・広聴費のうち印刷製本費、本件要綱3条4項6号）に沿うものである。

原告が指摘する「西田いさお通信平成19年8月発行第1号」の当選御礼の部分は、冒頭の5行だけで、全体の中で占める割合はわずかであり、その他の部分は議会活動及び市の施策について住民に報告するものである。

(エ) 教育公論社への振込については、西宮市に提出された領収書の写しによると、2008年3月28日に支払われたものであり、本件使途基準に沿うものである。

(3) 損失及び各相手方の利得の有無（本案の争点2）

【原告ら】

ア 違法な各支出により、西宮市に生じた損失額は、第1で各相手方ごとに請求したとおりの額であって、その内訳は、別紙2のとおりである。

イ 各相手方（田中正剛を除く。）は、政務調査費を適正に使用する責任を負う立場でありながら、違法な支出を行っており、不当利得返還義務を負う。

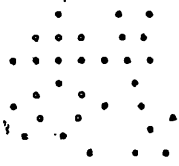
田中正剛は、蒼志会の経理責任者であったから、同会派が行った違法な支出についても同様に返還義務を負う。

【被告】

ア 原告らの主張は争う。

イ 自己負担分について

各相手方のうち、以下の議員は、西宮市から交付された政務調査費の額を超えて政務調査費としての支出を行っているから、仮に原告らの請求が認められたとしても、これらの議員が自ら負担した政務調査費の額は、差し引くべきである。（〔 〕内の計算式は、政務調査費として支出した額－西宮市から交付された政務調査費の額。）



D 岩下彰について

差し引くべき金額 2万6149円

[110万6149円－108万円＝2万6149円]

E 片岡保夫について

差し引くべき金額 3万3040円

[111万3040円－108万円＝3万3040円]

F 河崎はじめについて

差し引くべき金額 7万6322円

[115万6322円－108万円＝7万6322円]

H 小林光枝について

差し引くべき金額 1万8616円

[109万8616円－108万円＝1万8616円]

J 中尾孝夫について

差し引くべき金額 2805円

[108万2805円－108万円＝2805円]

K 森池豊武について

差し引くべき金額 34万0107円

[142万0107円－108万円＝34万0107円]

N 大石伸雄について

差し引くべき金額 5879円

[135万5879円－135万円＝5879円]

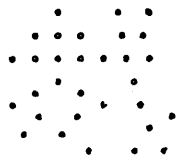
P 坂上明について

差し引くべき金額 2万1491円

[137万1491円－135万円＝2万1491円]

Q 篠原正寛について

差し引くべき金額 23万4066円



[158万4066円－135万円＝23万4066円]

S 吉岡政和について

差し引くべき金額 1万8801円

[136万8801円－135万円＝1万8801円]

ウ 政務調査費の返還

(ア) L 石埜明芳は、事務所費のうち、事務所借り上げ代について、全額の45万円を政務調査費による支出としないものと判断し、平成21年8月28日に収支報告書の訂正を行い、西宮市に対し、44万4860円（45万円から5140円（支出合計額と政務調査費交付額との差額）を差し引いた額。）を返還した。したがって、原告らの請求のうち同人に関する45万円分については理由がない。

(イ) O 喜田侑敬は、事務所費のうち、事務所家賃について、全額の40万5000円を政務調査費による支出をしないものと判断し、平成21年11月4日に収支報告書の訂正を行い、西宮市に対し、40万5000円を返還した。したがって、原告らの請求のうち同人に関する金40万5000円については理由がない。

(ウ) X よつや薫は、平成21年2月3日付けで収支報告書を訂正し、事務消耗品費への支出258円を西宮市に返還済みであるため、原告らの請求のうち同人に関するものは理由がない。

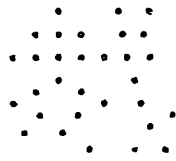
(4) 損害及び各相手方の故意又は過失の有無（本案の争点3）

【原告ら】

ア 違法な各支出により、西宮市に生じた損害額は、第1で各相手方ごとに請求したとおりの額であって、その内訳は、別紙1のとおりである。

イ 各相手方（田中正剛を除く）は、政務調査費に適正に使用する責任を負う立場でありながら、違法な支出を行っており、故意又は過失がある。

田中正剛は、蒼志会の経理責任者であるから、同会派が行った違法な支



出についても同様に責任を負う。

【被告】

原告の主張は争う。

損害額については、前記(3)【被告】の主張イ、ウと同旨。

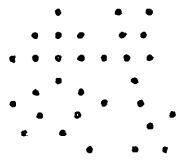
第3 当裁判所の判断

1 本案前の争点（監査請求前置の有無）について

- (1) 被告は、本件監査請求は、①立法論的判断を求めるものであり、住民監査請求としての適格性を欠く、②一定の費目・支出内容に該当する支出を他の支出から区別して特定認識できるように個別・具体的に特定することなく包括的にその支出の違法、不当の判断を求めているものであり、住民監査請求としての特定を欠くとして、原告らが適法な監査請求を前置していないと主張する。

住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきであり、このことは、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない（最高裁判所平成16年11月25日第一小法廷判決・民集58巻8号2297頁参照）。

- (2) 本件監査請求についてみると、証拠（甲1の1～12）によれば、確かに、西宮市職員措置請求書（甲1の1）には、本件使途基準を改めなければならない旨の記載もあるが、原告らを含む監査請求人が求めている内容は、一般的な議会活動にかかわる支出は議員報酬から支出すべきものであり、『調査



研究に資するため必要な経費』以外の支出は地方自治法１００条１４項及び本件条例６条に違反する違法・不当な支出であるから、被告に対し、本件会派及び議員らに対して特定の額の返還を求めることを請求するというものであって、立法論的判断を求めているわけではない。

そして、事実を証明する書面として、別紙２と同内容（費目・金額）の表、本件条例、本件規則及び本件要綱の写し、返還を求める支出に係る領収書等、政務調査費関係予算・決算等に係る書面が添付されていたことが認められる。上記の請求書の記載内容、添付された書面を総合すれば、本件監査請求は、別紙２に記載された支出について、地方自治法１００条１４項、本件条例６条に反し、会派や議員に返還を求めるというものであり、監査の対象を監査委員が認識することができる程度に特定されているというべきである。

被告の前掲①、②の主張はいずれも採用することができない。

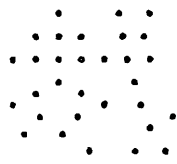
- (3) したがって、原告らは、適法な監査請求を経たものと認められ、被告の本案前の主張は理由がない。

2 本案の争点１（違法性の有無）について

(1) 本件使途基準の違法性

ア 原告らは、本件使途基準の根拠とされる全国市議会議長会の報告書は、議員の利益のために作成されたものであって公益と一致しない、本件使途基準のうち(オ)交通・通信費、(カ)人件費、(キ)事務費、(ク)事務所費は、政務調査費に当たらないから、本件使途基準の定め自体が、地方自治法１００条１４項、本件条例に違反すると主張する。

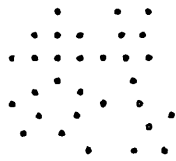
イ 地方自治法１００条１４項は、普通地方公共団体の議会の議員の調査研究に資するため必要な費用の一部として、会派又は議員に対し、政務調査費を交付することを認め、その内容を条例で定めることとし、同条１５項は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければな



らないと定めているところ、これらの規定の趣旨は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにある（最高裁判所平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。

本件条例は、これらの規定を受けて定められたものであり、本件条例11条の委任を受けた本件規則において、「議員の調査研究に資するため必要な経費」を具体化するものとして政務調査費の使途基準（本件使途基準、第2の2(2)）を定めている。

証拠（乙1）及び弁論の全趣旨によれば、本件使途基準は、地方自治法の平成12年法律第89号による改正により、政務調査費の制度が導入されたことに伴い、全国市議会議長会が、条例の標準的なモデルの必要性があるとして、政務調査費の交付に関する標準条例等検討委員会を設置し、同委員会において政務調査費の使途基準の項目及び内容が検討され、政務調査費の交付に関する規則案（例）が報告されたこと、本件使途基準は、同規則案（例）の使途基準の項目及び内容におおむね沿う内容であることが認められる。そして、本件使途基準の項目及び内容は、議員の調査研究活動において一般的に発生すると考えられる項目を具体的に例示し、会派や議員が交付を受けた政務調査費を使用する際の具体的な指標を議員の調査研究活動の類型別に提示するものである（本件要綱は、本件使途基準をより具体化したものといえる。）。このように、政務調査費の使途を条例及び委任を受けた規則で規定し、政務調査費を充てることが許される場合を具体的に例示することは、前記の政務調査費を定めた規定の趣旨に沿う



ものといえる。

ウ 原告らは、前記報告書（乙１）が、交付を受ける議員らの代表である議長の集まりによって作成されたものであり、議員の利益のために作成されたものであると主張するが、そのように解すべき理由はない。

また、原告らは、政務調査費を充てるべき政務調査活動を視察なども含めた調査研究と資料購入に限ると考えているようであるが、政務調査活動においては、自ら出向いて又は通信手段によつての市民からの情報収集や、調査研究の拠点、手段となる人的・物的設備が必要であり、本件使途基準のうち、(ハ)交通・通信費、(カ)人件費、(キ)事務費、(ク)事務所費について、一律にその項目自体が政務調査費には当たらないとの原告らの主張は、採用することはできない。

エ 以上より、本件使途基準の定め自体は、何ら地方自治法１００条１４項、本件条例６条に違反するものではない。

(2) 判断基準

ア 本件使途基準は、前記のとおり、「議員の調査研究に資するため必要な経費」（地方自治法１００条１４項）を具体化したものであり、これらの内容が政務調査費の制度趣旨に反することを具体的にうかがわせる事情は見当たらないから、原告らが指摘する各支出が「議員の調査研究に資するため必要な経費」以外のものに係る支出に当たるか否かは、当該支出が本件使途基準に適合するか否かを基準に判断するのが相当である。

イ 原告らは、被告が、個別の支出について政務調査費の支出として地方自治法、本件条例上適法であることを具体的に主張、立証しない限りは、各支出は違法というべきであるとも主張する。

しかし、原告らは、地方自治法２４２条の２第１項４号に基づき、被告に対し、その有する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権の行使を怠るものとして、各相手方に不当利得金又は損害賠償金の支払を請求するよう

求めるものであるから、原告らにおいて、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないこと、不法行為に基づく損害賠償請求権の発生原因事実の一つである権利侵害行為（違法性）があることを主張立証しなければならないと解するのが相当である。

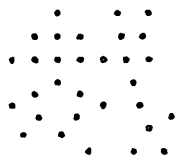
〔本件についてみれば、原告らは、本件使途基準に適合しない支出であることを主張・立証しなければならない。もっとも、地方自治法100条15項及び本件条例8条が、政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員に対し、政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の証拠書類を添えて提出することを義務付けていることにかんがみれば、原告らが各支出について議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証した場合には、当該支出が違法であることが事実上推認され、被告においてこの推認を妨げるに足りる反証がなされない場合には、当該支出が本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。〕

(3) 原告らが指摘する各支出の本件使途基準適合性について

A 公明党議員団

(ア) ホームページ関連経費について

証拠（甲1の12a, 乙26）によれば、公明党議員団のホームページ関連経費（ホームページのサーバー管理、データベース最適化処理、データバックアップ、レンタルサーバー利用料金、ドメイン維持費、ホームページ作成・更新費、プログラム発生時における不具合修正、サーバーマシン乗換え時の作業にかかる経費）として、平成19年7月分から平成20年3月分の合計29万6280円が、政務調査費から支出されたことが認められる。また、前掲証拠によれば、山田ますとのホームページ関連経費（ホームページ初期作成費及び手直し費）として、平成19年9月及び平成20年2月の合計6万2000円が、政務調査費から



支出されたことが認められる。

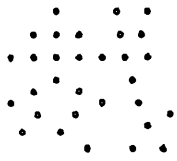
これらの経費は、ホームページを維持、管理又は作成するのに必要な経費であるところ、ホームページにかかる経費は、ホームページが様々な性質、目的をもった情報を発信することが可能である以上、内容次第では議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠くおそれを否定できないので、本件使途基準に適合するか否かを個別的に判断する必要がある（以下、同種争点についても同様である。）。

公明党議員団のホームページについてみると、証拠（乙5、26）によれば、内容は、本会議議事録の掲載、議員活動の掲載（Topics、政策と実績、地域サポート運動、視察報告）等であり、市民が、議員紹介ページから議員へ直接メールを送る機能があるが、選挙活動、政党活動、後援会活動に関連するような内容は、見当たらない。これらによれば、同ホームページ関連経費は、公明党議員団が行う議会、市政における活動内容を報告し、市民から要望や意見聴取するのに必要な経費であって、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に適合するものと認められる。

山田ますとのホームページについてみると、証拠（乙26）によれば、リンク先のブログで議会報告を行い、ブログでは個人的活動を多々行っている所以でブログの更新は同人の負担とされているとあるが、そうすると、同ホームページ全体では何が行われているのか疑問であり、同ホームページの写しさえ証拠として提出されていない。同人のホームページ関連経費（6万2000円）については、本件使途基準に適合しないものと認めるほかない。

(イ) 控室の備品レンタル料、議員支出分のガソリン代、通行料金、電話代、切手代、パソコン・コピー機リース代、備品・消耗品費について

これらについては、原告らは、各支出が、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる



客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) 白井啓一の当選御礼が記載されたはがき（市政レポート）について

原告らは、乙6号証のはがき代及び印刷代の支出が本件使途基準に適合しないものと主張するものと解されるところ、同はがきには、表面には、「市政レポート NEW ADVANCE～躍進～」と記載された下に、「ごあいさつ」として三期目の当選をしたことについての御礼の趣旨が記載され、裏面には、「白井啓一市政レポート 発行・西宮市議会公明党議員団」として、平成19年12月議会一般質問として、安心・安全なまちづくりについて、都市型観光とにぎわいのあるまちづくりについて等の項目が記載され、さらに、武庫川堤防に手摺り、里中町に立看板等を設置したことが記載されている。

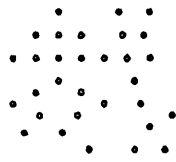
これらの記載内容を全体としてみれば、当該はがきの趣旨は、公明党議員団が行う議会活動、市政において行った活動内容の報告であって、乙6号証のはがき代及び印刷代は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に適合するものと認められる。

原告らが指摘するとおり、確かに上記はがきには当選への御礼の記載はあるが、その記載された分量、内容に照らすと、同記載は、上記報告に付随した社会儀礼上のあいさつにすぎず、有権者に対して当選したことの謝意を表す趣旨とはみられないから、同はがきは、公職選挙法178条等に違反するものでもなく、この点についての原告らの主張は採用することができない。

(エ) まとめ

以上より、公明党議員団については、(ア)の山田ますとの6万2000円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

B 蒼志会



(ア) ネット検索等依頼の月例的経費について

証拠（甲１の１２ｂ，乙７，２７）及び弁論の全趣旨によると，上谷幸彦は，平成１９年７月から平成２０年３月までの間，毎月２０日ころ，有限会社アシストに対し，地質調査，大深度地下鉄の調査及び路線バスの所要時間等の調査，農作物の鳥獣被害と排ガス，自然破壊，地球温暖化との関連の調査，災害に係る調査，山口地域に所在する公園及び樹木の調査，地場産農作物の活用を念頭として食育の取組みについての調査委託料として，毎月約１５万円ずつ，合計１３５万６５００円を政務調査費から支出したことが認められる。

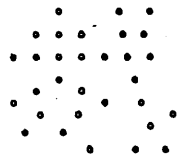
原告らは，これらの支出が本件使途基準に適合しない，このような事実上年間契約で経費を支出することは，公費支出の原則（地方自治法２条１４項）に反すると主張する。

前記のとおり，上谷幸彦の上記支出は，政務調査を外部に委託したものとみる余地もあるが，多岐にわたる調査項目につき同一の会社に調査を依頼し，毎月必ず１５万円前後を支出しており，議員の行う調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いているのではないかと疑わざるを得ない。そうすると，調査項目の必要性，委託の経緯，調査の成果等について被告において反証がなされない限り，本件使途基準に適合しない違法なものといわざるを得ないところ，被告からは，これらを具体的に示す客観的な裏付けが提出されていない。

したがって，上記１３５万６５００円の支出は，本件使途基準に適合しないものというべきである。

(イ) 広報誌（SOUSHIKAI PRESS）の印刷料等について

証拠（甲１の１２ｂ，乙２７）及び弁論の全趣旨によれば，蒼志会は，少なくとも，平成１９年８月２１日，同年１２月６日及び平成２０年２月５日に，「SOUSHIKAI PRESS」No. ３０，３１，３



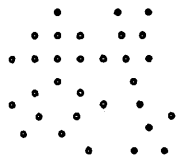
2の印刷、製本、新聞折込料等合計282万8661円を政務調査費から支出したことが認められる。

原告らは、上記広報誌が政治団体としての機関誌であり、その印刷料等が本件使途基準に適合しないと主張する。

そこで、No. 30（甲1の8の2枚目）の記載内容をみると、「蒼志会 行動する政治 西宮市議会内会派 SOUSHIKAI PRESS」と標題が記載され、標題が記載された誌面（表面）には、蒼志会の紹介文、所属議員3名の一般質問の際の写真及び質問内容が記載されているが、裏面には、所属議員8名の言葉が記載され、市政についての考え方や議題となり得るものを具体的に記載する箇所もあるが、抽象的なあいさつ文が記載されているにとどまる部分もあり、裏面については、政務調査活動のみならず、それ以外の議員や会派としての活動を内容としていることも否定できない。したがって、同誌の印刷、製本、新聞折込料等のうち2分の1については、本件使途基準（ウ）広報、広聴費）に適合するものと認められるものの、残り2分の1については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。No. 31, 32については、被告から本件使途基準に適合することの具体的な反証がなされていない以上、これらも同様に、印刷等のうち2分の1については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

なお、「SOUSHIKAI PRESS」は、平成19年7月発行分以前は政治団体である蒼志会が発行していたものであるところ（乙27）、原告は、上記No. 30, 31, 32についても、蒼志会が発行していたころから改題されることもなく号番も引き継がれているから、蒼志会の機関誌であると主張するが、単に標題や番号が引き継がれていることのみをもって、本件使途基準に適合しないということとはできない。

以上より、広報誌（SOUSHIKAI PRESS）の印刷料等2



82万8661円のうち2分の1の141万4330円は、本件使途基準に適合しないものというべきである。

(ウ) インターネット使用料について

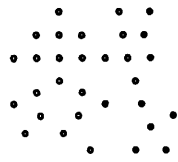
原告らは、インターネット使用料として、別紙2のB表の蒼志会の支出内容の欄の「第2事務所電話代及インターネット使用料」の后者相当分及び「インターネット使用料」につき、本件使途基準に適合しないと主張するものと解される。証拠（甲1の12b）及び弁論の全趣旨によれば、上記インターネット使用料とはインターネットに接続するためのプロバイダ料金等であること、実際に支払われた金額のうち政務調査費から支払われたのはその半分であることが認められる。

情報媒体としてインターネットが広く普及している現在において、政務調査活動にあたってインターネットを利用することは至極当然であり、蒼志会においてもインターネットの使用目的の半分程度は政務調査であるものと考えられるところ、原告らは、上記インターネット使用料が議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証していない。したがって、支出したインターネット使用料の半分について政務調査費を充てることは、本件使途基準（エ）交通・通信費）に適合するものと認められる。

(エ) ガソリン代、通行料、タクシー代、電話代、郵送代、備品・消耗品費について

これらについては、原告らは、各支出が議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(オ) 事務所費及び関連経費について

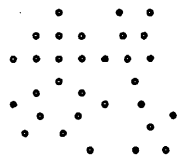


原告らは、第1事務所、第2事務所及び第3事務所の事務所費及び関連経費が本件使途基準に適合しないと主張するものと解される。

証拠（甲1の12b、乙28、29）及び弁論の全趣旨によれば、第1事務所につき、事務所費として家賃合計94万5000円が、第2事務所につき、事務所費として賃借料及び光熱水費合計74万3871円の約3分の1の28万8592円が、第3事務所につき、賃借料、水道代及び電気代合計60万8893円が、それぞれ政務調査費から支出されたことが認められる。

第1事務所についてみると、第1事務所は、中川経夫が個人で賃借している事務所であるところ（乙29）、議員の活動は、多岐にわたり、一般に、議員個人が賃借している事務所については、政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点として利用されるものと考えられる。中川経夫の陳述書（乙29）には、同事務所は市議会議員としての調査研究のために設置した、政治団体の活動は自宅で行っており、同事務所では行っていないとの記載があるが、後援会の平成19年6月14日付け解散届出を記載した乙44号証もこれを客観的に裏付けるとまでいうことはできず、その他にこれを客観的に裏付ける証拠はない。これらを考慮すると、第1事務所については、同事務所が市政に関する調査研究活動に供される割合によって政務調査費を充てることが許されると解するべきであり（本件使途基準(ク)事務所費）、その割合は2分の1と認めるのが相当である。したがって、第1事務所の事務所費として政務調査費が充てられた94万5000円の2分の1に当たる47万2500円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

第2事務所についてみると、弁論の全趣旨によれば、同事務所は、田中正剛が使用しているものと認められる。前記のとおり、事務所費とし



て支出された賃借料及び光熱水費のうち政務調査費が充てられたのは約3分の1であるところ、同事務所は、第1事務所と同様に市政に関する調査研究活動に、2分の1は使用されているものと認められる。したがって、第2事務所の事務所費として政務調査費から支出された28万8592円については、本件使途基準（ク事務所費）に適合するものと認めるのが相当である。

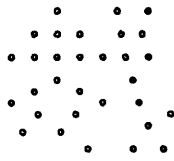
第3事務所についてみると、澁谷祐介の陳述書（乙28）によれば、同事務所は、会派としての蒼志会が賃借しているものの、同人が主に使用していたものと認められる。同陳述書には、議員としての調査研究のために上記事務所を設置している旨の記載があるが、乙46号証は、上記事務所において政務調査活動のみが行われていることを客観的に裏付けるものではなく、その他にこれを客観的に裏付ける証拠はない。これらを考慮すると、第1事務所と同様、第3事務所の事務所費として政務調査費から支出された賃借料、水道代及び電気代合計60万8893円については、その2分の1の割合で政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準ク事務所費）、残り2分の1の30万4446円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

以上のとおり、事務所費及び関連経費については、第1事務所分47万2500円、第3事務所分30万4446円が本件使途基準に適合しないものというべきである。

(カ) まとめ

以上より、蒼志会については、(ア)の135万6500円、(イ)のうち141万4330円、(オ)のうち、第1事務所分47万2500円、第3事務所分30万4446円は本件使途基準に適合しないものと認められる。

C 西宮グリーンクラブ



(ア) インターネット関連諸経費について

証拠（乙30）によれば、西宮グリーンクラブは、平成19年8月2日から平成20年3月13日までの間に、ドメイン取得費用、サーバーレンタル料、ホームページ開設料及びホームページメンテナンス料合計51万8830円を政務調査費から支出したことが認められる。ホームページの性質にかんがみ、前記A(ア)同様、これらの経費が本件使途基準に適合するか否かについて検討する。

証拠（乙8, 30）によれば、上記ホームページには、「西宮市議会西宮グリーンクラブ」との標題があり、西宮グリーンクラブの紹介、議員の紹介、議会質問、視察・予算要望報告が掲載され、トップページには、西宮グリーンクラブの住所、連絡先が記載されており、選挙活動、政党活動、後援会活動に関する内容は見当たらない。これらの記載内容によれば、上記ホームページは、専ら市政報告及びそれに対する市民からの意見を聴取するためのものと認められ、上記51万8830円の政務調査費からの支出は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に適合するものと認めることができる。

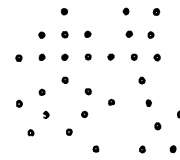
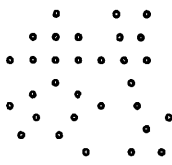
(イ) 会派視察の際の日当について

原告らは、調査研究活動は、会派・議員が主体的に行うものであり、日当支給はなじまない等と主張する。

本件使途基準の(ア)調査研究費には、視察等に要する経費として、日当も認められているところ、上記日当の支出が、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実等は主張立証されていない。したがって、日当について、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) まとめ

以上より、C西宮グリーンクラブについては、いずれも本件使途基準



に適合しないものと認めることはできない。

D 岩下彰

原告らは、ガソリン代、通行料、電話代、切手・はがき代等、備品・消耗品費の支出が、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

E 片岡保夫

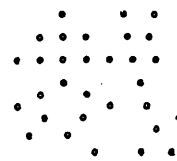
(ア) ガソリン代、タクシー代、電話代、郵送費等、会議参加の際の日当、備品・消耗品費について

原告らは、これらの支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(イ) 年賀はがきの購入費について

証拠（甲1の12eの3枚目）によれば、片岡保夫は、平成19年12月12日、1枚50円の年賀はがきを4600枚、合計23万円分を政務調査費から支出したことが認められるところ、原告らは、市政報告であれば、通常はがきを使用すれば足りるとして、年賀はがきの購入が本件使途基準に適合しないと主張する。

証拠（乙9）及び弁論の全趣旨によれば、同人は、上記年賀はがきを使用して、平成19年9月、12月の議会で取り上げられた主要な事項について市政報告をしたこと、年賀のことばや当選の御礼もなく、最後の2行に締めくくりの決意表明をしているとどまることが明らかであり、同年賀はがきの購入費は、本件使途基準（㉞広報・広聴費）に適合するものと認められる。はがきの購入が本件使途基準に適合するか否かは、当該はがきの用途によって判断すべきであって、はがきの種類が



年賀はがきか否かによって左右されるものではない。

(ウ) まとめ

以上より、片岡保夫については、いずれも本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

F 河崎はじめ

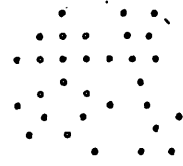
(ア) ガソリン代、通行料、列車乗車用のプリペイドカード代、駐車料金、タクシー代、切手はがき代等、備品・消耗品費について

原告らは、これらの支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(イ) ホームページ管理費について

証拠（甲 1 の 1 2 f, 乙 3 1）によれば、河崎はじめは、平成 19 年 9 月 30 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に、ホームページ管理料（メンテナンス料、ドメイン管理料及びサーバ使用料等、プロバイダ料金を含む。）合計 23 万 6 250 円を政務調査費から支出したことが認められる。これらは、ホームページの利用、維持に必要な費用であることから、前記 A (ア) 同様、本件使途基準に適合するか否かについて検討する。

同人の陳述書（乙 3 1）には、上記ホームページでは、「活動報告」の中で、議会での一般質問とそれに対する市の答弁を掲載している旨の記載がある。証拠（乙 10）によれば、上記ホームページには、「ようこそ！これからの西宮を一緒に創っていきましょう！西宮市議会議員河崎はじめ」との記載があり、メール機能を使うことによって閲覧者の意見、要望を得ることが可能なシステムがとられており、西宮市民に対して情報を発信するホームページであることは推認されるが、同ページ



上から閲覧可能な「源流通信」,「はじめ日記」の内容は不明であり,そのすべてが議会報告,市政報告であることを客観的に裏付ける証拠は提出されていない。

したがって,上記ホームページ管理費23万6250円のうち2分の1については,政務調査費を充てることが許されるが(本件使途基準(ウ)広報・広聴費),残り2分の1の11万8125円については,本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(ウ) 研修視察の際の日当について

原告らは,研修視察の日当が本件使途基準に適合しないと主張するが,これが議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず,日当が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

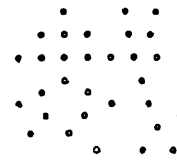
(エ) 寒中見舞いはがきについて

証拠(甲1の12f)によれば,河崎はじめは,平成19年12月31日,はがき2000枚の印刷代(寒中見舞いデザイン)として3万1500円を政務調査費から支出したことが認められるところ,原告らは,寒中見舞いはがきの印刷代が本件使途基準に適合しないと主張する。

証拠(乙11)及び弁論の全趣旨によれば,上記はがきには,冒頭に謝意を示す文,末尾に支援を願う文があるものの,いずれも付随的かつ儀礼的なものにとどまるとみられ,平成20年4月から実施予定の西宮市の主な施策(小学校に警備員を常駐させること等5項目。)を印刷し,同年1月ころに市民に送付したことが認められる。そうすると,上記はがきの印刷代は,本件使途基準(ウ)広報・広聴費)に適合するものと認められる。

(オ) まとめ

以上より,河崎はじめについては,(イ)のうち11万8125円は,本



件使途基準に適合しないものと認められる。

G 栗山雅史

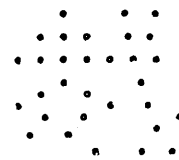
(ア) ホームページ関連支出について

証拠（甲 1 の 1 2 g, 乙 3 2）によれば、栗山雅史は、平成 1 9 年 7 月 3 1 日から平成 2 0 年 3 月 1 3 日まで、ホームページメンテナンス料、ドメイン更新料及びサーバー使用料として政務調査費から合計 9 万 6 9 3 0 円を支出したことが認められる。これらは、ホームページの維持に必要な費用であるところ、ホームページの性質に鑑み、前記 A (ア) 同様、本件使途基準に適合するか否かについて検討する。

証拠（乙 1 2, 3 2）によれば、上記ホームページには、栗山雅史のプロフィール、西宮市議会における一般質問、議員活動年表、インターンの生の声等が掲載され、同人へ直接メールを送信することができるほか、会報誌等が掲載されている。同人の陳述書（乙 3 2）には、同ホームページに政務調査以外の活動について使用している箇所はないとの記載があるが、そのことを裏付けるに足りる客観的資料は提出されておらず、会報誌については、後記(イ)のとおり一部政務調査活動とは関連が薄い内容のものも含まれることに照らせば、同ホームページで掲載されている会報誌の内容がすべて政務調査活動に係るものと認めるのは困難である。これらを総合考慮すると、上記 9 万 6 9 3 0 円のうち 2 分の 1 については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ウ)広報・広聴費）、残り 2 分の 1 の 4 万 8 4 6 5 円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(イ) ガソリン代、通行料、タクシー代、駐車料、電話代、備品・消耗品費について

原告らは、これらの支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事



情を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) 「KURIX」No. 16, 17にかかる費用について

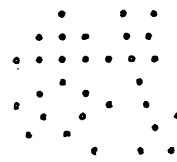
証拠（甲1の12g, 乙32）によれば、栗山雅史は、平成19年7月31日、同年8月2日及び同月17日に同人の会報誌「KURIX」No. 16, 17の広報誌印刷代、広報誌デザイン代合計13万9860円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記会報誌（甲1の12gの13, 14枚目）をみると、同人が定例市議会で建設常任委員長に就任したこと、西宮北口駅周辺の活性化への取組に関する記事、北口駅前公園の清掃に関する記事、阪急今津線の高架事業に関する記事等のほか、西宮市議会議員選挙の当選の御礼及び選挙活動を通じての感想、意見（誌面の割合として4分の1程度。）が記載されている。これらの記載内容を全体としてみると、上記会報誌は、議員としての調査研究活動としての市政報告の側面と、政務調査とは離れ、選挙活動を通じた議員としての意見の表明との両側面を有しているものとみられる。同人の陳述書（乙32）には、西宮市議会議員選挙は西宮市政に大きく関係する出来事であり、政治、選挙、西宮市政への関心を高めるために掲載したものであること等の記載があるが、選挙の当選の御礼及び選挙活動を通じての感想や意見が議員としての調査研究活動であるとはいいがたい。

したがって、上記13万9860円の2分の1については、政務調査費を充てることは許されるが（本件使途基準(ウ)広報・広聴費）、残り2分の1の6万9930円については、本件使途基準に適合しないものというべきである。

(エ) まとめ

以上より、栗山雅史については、(ア)のうち4万8465円、(ウ)のうち



6万9930円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

H 小林光枝

(ア) ガソリン代，タクシー代，電話代，切手・はがき代，備品・消耗品費及びパソコン中級本購入費について

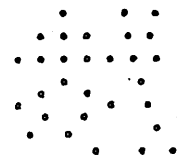
原告らは、これらの支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

小林光枝は、平成19年9月15日に、パソコン中級の本代999円を政務調査費から支出したことが認められるが（甲1の12h）、パソコンについての知識は、議員の調査研究活動のために必要と考えられるから、本件使途基準（エ）資料購入費）に適合するものというべきである。

(イ) 平成20年3月に購入された1000枚のはがきの製版・印刷等費用について

証拠（甲1の12h，乙33）によれば、小林光枝は、平成20年2月20日に1000枚（5万円）を、同年3月21日に1000枚（5万円）を政務調査費から支出して購入し市民に発送したこと、2月購入分のはがきの印刷代として合計3万5700円を政務調査費から支出したことが認められる（なお、原告らは、平成20年3月購入分の違法を主張しているが、同部分に該当する印刷代は証拠上明らかではない。）。

そして、上記はがき（乙13の2・3）の記載内容をみると、市議会の状況、人口増加に伴い学校の増改築が急がれていること、駅周辺の開発に関わる事項等、市政報告がなされており（冒頭には、日頃の支援に対する謝意を示す記載もあるが、社会儀礼上のあいさつの意味にすぎない。）、同はがきの購入費、印刷代は、本件使途基準（ウ）広報・広聴費）



に適合するものといえる。

(ウ) 年賀はがきの購入費について

証拠（甲１の１２h，乙３３）によれば，平成１９年１１月６日，平成２０年度の年賀はがき３００枚（１万５０００円）を政務調査費から支出して購入し，同年１２月に段上地区の住民に発送したことが認められる。そして，同はがき（乙１３の１）の記載内容をみると，冒頭には日頃の支援に対する謝意を示し，段上地域における区画整理が完了したこと，新たなバス路線が必要であること，児童数の増加に校舎の増築が追いついていないこと等が記載されており，上記の謝意も付随的・儀礼的なあいさつにすぎず，市政，特に段上地区の住民に関係する市政報告とみられ，年賀はがきが使用され，翌年に年賀状禁止を理由に欠礼する旨の通常はがき（甲１７の１）を出したからといって，同年賀はがきが年賀の意を表したものと認めることはできない。

したがって，上記年賀はがきの購入は，本件使途基準（ウ）広報・広聴費）に適合するものといえる。

(エ) まとめ

以上より，小林光枝については，いずれも本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

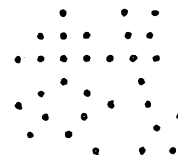
I 田中渡

原告らは，ガソリン代，電話代，切手・はがき代，備品・消耗品費の支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず，各支出が本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

J 中尾孝夫

(ア) インターネット関連経費について

証拠（甲１の１２j）及び弁論の全趣旨によれば，中尾孝夫は，イン



ターネットに接続するためのプロバイダ料金 3 2 3 4 円を政務調査費から支出したことが認められる。

前記 B(ウ)のとおり、インターネットの使用は政務調査に必要なものと考えられるところ、原告らは、上記インターネット使用料（プロバイダ料金）が議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず、上記支出が本件用途基準に適合しないものと認めることはできない。

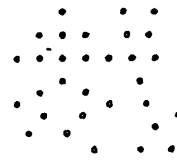
(イ) ガソリン代、列車乗車用プリペイドカード・回数券代、駐車場代、電話代、はがき代、消耗品費について

原告らは、これらの支出について議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず、各支出が本件用途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) 事務所及び各種事務機器使用料について

証拠（甲 1 の 1 2 j, 乙 3 4）によれば、中尾孝夫は、関西サービスから西宮市山口町所在の建物 2 階部分事務所 5 0 平方メートル、付属のコピー機、印刷機、パソコン等事務機器を賃借し、平成 1 9 年 7 月から平成 2 0 年 3 月分の事務所賃借料 4 5 万円及び事務機器使用料 4 5 万円を政務調査費から支出したことが認められる。

議員個人が賃借している事務所は、政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない議員としての活動の拠点として利用されるものと考えられるところ、同人の陳述書（乙 3 4）には、上記事務所は議員としての調査研究のために設置したものであり、後援会活動は別に設置した事務所及び自宅等で行い、選挙活動のための事務所は選挙期間のみ別に設置したと記載があるが、これらを客観的に裏付ける証拠は提出されていない。



事務機器使用料についてみると、政務調査活動には一定の事務機器が必要となるとは考えられるが、証拠（甲１の１２ｊ）によれば、同人は、コピー機、パソコン、ワープロ、カメラについてはそれぞれ２台ずつ賃借しており、これらのすべてが政務調査活動に必要であることを具体的に示す証拠は提出されていない。

そうすると、事務所賃借料、事務機器使用料については、上記各４５万円の２分の１については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(キ)事務費、(ク)事務所費）、残り各２分の１の各２２万５０００円については本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(エ) まとめ

以上より、中尾孝夫については、(ウ)のうち合計４５万円は、本件使途基準に適合しないものと認められる。

K 森池豊武

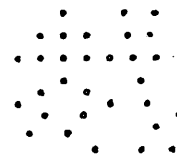
(ア) ガソリン代について

原告らは、ガソリン代の支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(イ) 事務所家賃代について

証拠（甲１の１２ｋ、乙３５）によれば、森池豊武は、平成１９年７月から平成２０年３月まで事務所の家賃として毎月１８万円を家主に支払っていたが、同事務所を共用しているオペラ研究団体から毎月５万円を受け取り、結局は、差額分毎月１３万円（合計１１７万円）を政務調査費から支出しことが認められる。

一般に、議員が個人で賃借している事務所は、政務調査活動のほか、



選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない議員としての活動の拠点として利用されるものと考えられるところ、森池豊武の陳述書(乙35)には、市議会議員としての調査研究のために上記事務所を設置したものであり、同事務所では、後援会がないため後援会活動、日常的な選挙活動は行っていないとの記載があるが、これらを客観的に裏付ける証拠は提出されていない。

したがって、上記117万円のうち2分の1については政務調査費を充てることが許されるが(本件使途基準(ク)事務所費)、残り2分の1の58万5000円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(ウ) 事務機リース代について

証拠(甲1の12k)によれば、森池豊武は、平成19年7月分から平成20年3月分までのコピー機のリース料合計11万3400円を政務調査費から支出したことが認められる。

そして、同コピー機が議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

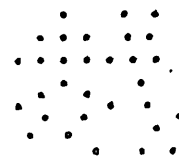
(エ) まとめ

以上によれば、森池豊武について、(イ)の58万5000円については本件使途基準に適合しないものと認められる。

L 石埜明芳

(ア) ガソリン代、電話代、備品・消耗品費について

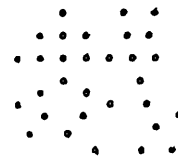
原告らは、これらの支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。



(イ) 事務所家賃及び関連諸経費について

事務所家賃についてみるに、証拠（甲 1 の 1 2 1, 1 2 の 1・2, 乙 3 6）及び弁論の全趣旨によれば、石埜明芳は、1 階を店舗と事務所、2 階と 3 階の一部を自宅、3 階の残りの部分を貸家として使用している自己所有の建物につき、同貸家部分を事務所として使用したとして、政務調査費から平成 1 9 年 7 月分から平成 2 0 年 3 月分までの合計 4 5 万円を得たことが認められる。このような政務調査費の充て方は、調査研究活動のための支出として合理性がないといわざるを得ず、被告からこれについて反証がなされていない。したがって、事務所家賃 4 5 万円の支出は、本件使途基準に適合しないものと認められる。なお、同人が平成 2 1 年 8 月 2 8 日に西宮市に対し、4 4 万 4 8 6 0 円を返還したことについては、損失又は損害の有無との関係で論じる。

関連諸経費についてみると、証拠（甲 1 の 1 2 1, 乙 3 6）によれば、石埜明芳は、平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日から平成 2 0 年 3 月 1 4 日までの間に、上記事務所の暖房代として合計 1 万 2 6 3 5 円を、平成 1 9 年 8 月 1 1 日に上記事務所のエアコンを取り替えて 8 万 5 0 0 0 円を、いずれも政務調査費から支出したことが認められる。同人の陳述書（乙 3 6）には、上記事務所は政務調査活動のみを行い、政務調査と関係のない後援会活動や選挙活動は、1 階の店舗内で行っていたとの記載があるが、それを裏付ける客観的資料は提出されていない。そうすると、事務所の暖房代 1 万 2 6 3 5 円の 2 分の 1 については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ク)事務所費）、残り 2 分の 1 の 6 3 1 7 円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。また、エアコンの取替代については、エアコン自体の利便性は否定できないものの、政務調査に直結するものではなく事務所の管理運営に要する経費ともいいがたいし、同エアコンを自宅の事務所に設置しているこ



とも考慮すると、取替代の全額について、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(ウ) 駐車場代について

証拠（甲 1 の 1 2 1，乙 3 6）によれば、石埜明芳は、岡田商店から駐車場を賃借し、平成 19 年 7 月分から平成 20 年 3 月分まで駐車場代として合計 12 万 6000 円を政務調査費から支出したことが認められる。

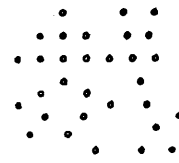
同人の陳述書（乙 3 6）には、上記駐車場は政務調査の来客用駐車場として月に 2～3 日程度、1 日当たり 2，3 時間程度使用していたものであり、親戚、知人、後援会関係者等に駐車させることはなかった、同人の自家用車は、上記建物 1 階の店舗内に駐車するが、同店舗内に駐車することができない場合に、上記駐車場を月に 1～3 日程度使用することがあったとの記載がある。しかしながら、一般に、駐車場が政務調査の来客用専用というのは考えにくく、政務調査に関わる来客以外の者が当該駐車場を使用していないことにつき客観的な裏付けがなされていないこと、同人自身が一定程度使用していることを考慮すれば、上記駐車場代 12 万 6000 円の 2 分の 1 については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(イ)事務所経費）、その残り 2 分の 1 の 6 万 3000 円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(エ) まとめ

以上より、石埜明芳については、(イ)のうち、事務所家賃 45 万円、事務所の暖房代 6317 円、エアコンを取替代 8 万 5000 円、(ウ)の 6 万 3000 円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

M 上向井賢二

(ア) インターネット関連経費について



証拠（甲1の12m, 乙17, 37）によれば, 上向井賢二は, 平成19年9月10日から平成20年2月12日までの間に, プロバイダーに対し, ASAHIネットドメイン利用料及び接続料として合計3万8742円を支払ったこと, 上記利用料等は, 政務調査に利用しているドメインと利用していないドメインの2件分であったため, うち1万9368円分を政務調査費から支出したこと, 政務調査費を充てた方のホームページでは, 議会における同行が行った質問を掲載し, ブログ機能を使って市政報告を行い, また, メール機能を設け連絡先を記載して, 市民からの意見, 要望を聴取することを可能としていることが認められるが, 前掲証拠からは, 同ホームページの内容のすべてが, 政務調査に関わる内容であることまでは認められない。

そうすると, インターネットが情報媒体として広く普及している現在において, ホームページを通じて市民に市政報告をすることも政務調査に当たるということができるため, 上記ドメイン利用料及び接続料のうち2分の1については政務調査費を充てることが認められるが（本件使途基準(オ)交通・通信費), 残り2分の1の9684円については, 同基準に適合しないものと認めるのが相当である。

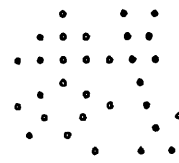
(イ) ガソリン代, 電話代, 郵便料金等, 備品・消耗品費について

原告らは, これらの支出について, 議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証しておらず, 本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) まとめ

以上より, 上向井賢二については, (ア)の9684円については, 本件使途基準に適合しないものと認められる。

N 大石伸雄



- (ア) ガソリン代，通行料，駐車代，タクシー代，電話代，事務所費，備品・消耗品費について

原告らは，これらの支出について，議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証しておらず，本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

- (イ) 駐車場代について

証拠（甲 1 の 1 2 n，乙 3 8）によれば，大石伸雄は，平成 1 9 年 7 月分から平成 2 0 年 3 月分まで，駐車場代合計 8 万 7 5 0 0 円を政務調査費から支出したことが認められる。

原告らは，別紙 2 の N 表において，支出内容の欄に「事務所家賃？ 7 ～ 3 月分」，費目・事務所費の欄に「8 7，5 0 0」と記載しているが，証拠（甲 1 の 1 2 n）及び弁論の全趣旨によれば，上記駐車場代の違法を主張するものと解される。

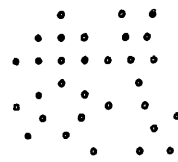
大石伸雄の陳述書（乙 3 8）には，上記駐車場は政務調査専用の来客用である旨の記載があるが，それを裏付ける客観的な証拠がないことに照らせば，上記 8 万 7 5 0 0 円のうち 2 分の 1 については，政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ク)事務所費），残り 2 分の 1 の 4 万 3 7 5 0 円については，本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

- (ウ) まとめ

以上によれば，大石伸雄については，(イ)のうち 4 万 3 7 5 0 円については本件使途基準に適合しないものと認められる。

○ 喜田侑敬

原告らは，ガソリン代，電話代，切手・はがき代等，消耗品費の支出について，議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠



いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証しておらず、本件
使途基準に適合しないものと認めることはできない。

P 坂上明

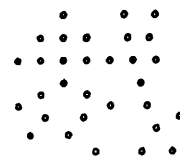
(ア) ガソリン代、列車乗車用のプリペイドカード・回数券代、電話代、備
品・消耗品費について

原告らは、これらの支出について、議員の調査研究活動のための支出
として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的
事情を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めるこ
とはできない。

(イ) 事務所家賃及び関連経費について

証拠（甲 1 の 12 p, 乙 39, 44）によれば、坂上明は、平成 19
年 7 月分から平成 20 年 3 月分の事務所の家賃として合計 45 万円を政
務調査費から支出したこと、同じく電気代 4 万 3 8 4 0 円、ガス代 3 万
1 5 2 8 円及び水道代 1 万 9 3 1 1 円のうち約半分に当たる電気代 2 万
1 8 3 7 円、ガス代 1 万 5 7 6 2 円、水道代 9 6 5 4 円分を政務調査費
から支出したこと、同事務所は、平成 20 年 3 月 28 日ころまでに、兵
庫県選挙管理委員会に対し、政治資金規正法の規定に基づき政党支部（自
由民主党兵庫県西宮市第六支部）としての届出がなされたことが認めら
れる。

議員個人が賃借している事務所については、政務調査活動のほか、選
挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての
活動の拠点として利用されるものと考えられるところ、坂上明の陳述書
（乙 39）には、上記事務所は政務調査専用の事務所であり、政治団体
としての活動を行っていないとの記載があるが、これを裏付ける証拠は
ない。また、兵庫県選挙管理委員会に提出された自由民主党兵庫県西宮
市第六支部の平成 19 年分の収支報告書（乙 45）は、収支を記載する



だけで、上記事務所で何ら政治団体としての活動を行っていないことを示すものとはいえない。同事務所の光熱費と考えられる電気代、ガス代、水道代については、約半分についてのみ政務調査費を充てられているが、その理由につき何ら説明がなされていない。

これらの事情を総合すると、上記事務所の家賃45万円のうち2分の1については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ク)事務所費）、残り2分の1の22万5000円については本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当であり、上記政務調査費が充てられた光熱費（電気代2万1837円、ガス代1万5762円、水道代9654円）については、全体の支出の約半分であるから、本件使途基準（(ク)事務所費）に適合するものと認めるのが相当である。

(ウ) まとめ

以上より、坂上明については、(イ)のうち事務所家賃22万5000円について本件使途基準に適合しないものと認められる。

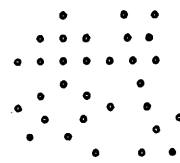
Q 篠原正寛

原告らは、電話・ネット回線料、消耗品費、研修会の日当の各支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

R 中村武人

(ア) ガソリン代、電話代、切手・はがき代等、みやげ代、消耗品費について

原告らは、これらの支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。



なお、証拠（甲１の１２ｒの２枚目）及び弁論の全趣旨によれば、中村武人は、平成２０年２月１１日、小・中学校一貫教育の方法について政務調査として、和歌山県有田市立保田小・中学校を視察し、その際、手みやげとして２３１０円のものを購入して視察先に渡したこと、同人は、同みやげ代２３１０円を含む日当３８００円に政務調査費を充てたことが認められる。同みやげ代は、その趣旨及び金額においても、政務調査活動に当たる視察に伴うものとして社会通念上相当な範囲内であり、議員に支払われる日当分から充てられたものであるから、同みやげ代の支出は、本件使途基準（ア調査研究費）に適合するものと認められる。

（イ）年賀はがきの購入費について

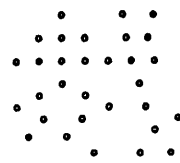
証拠（甲１の１２ｒ）によれば、中村武人は、平成１９年１１月２７日、同年１２月３日に各２００枚ずつ年賀はがきを購入し、合計２万円を政務調査費から支出したことが認められる。

上記年賀はがき（甲１の１２ｒの９枚目）には、冒頭に年賀の定型的な挨拶文言が記載されているものの、その下には、学校関係、高齢者関係、防犯関係、道路関係、墓地関係、市住関係等に関する報告が記載されるとともに、末尾には「ご意見お聞かせください。」とも記載されていることが認められる。

これらの記載内容を全体としてみれば、上記年賀はがきの趣旨は、同人が行う議会活動や市政に関する情報の報告であって、年始のあいさつをその目的とはみられない。したがって、同年賀はがきの購入費は、本件使途基準（ウ広報・広聴費）に適合するものと認められる。

（ウ）まとめ

以上によれば、中村武人については、いずれも本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。



S 吉岡政和

(ア) ガソリン代、研修会の日当、備品・消耗品費について

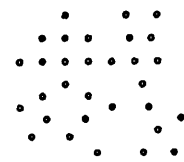
原告は、これらの支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足る客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(イ) 事務所家賃及び関連経費について

証拠（甲1の12s, 18, 乙40, 44）によれば、平成20年1月までは西宮市馬場町に事務所を設置し、同年2月からは西宮市生瀬町に事務所を移転し、平成19年7月から平成20年3月までの各家賃として合計61万円を、平成19年6月28日に事務所照明器具代金として1万2300円を、同年7月5日に事務所スペアキー代として6300円を、同月6日に事務所椅子代として5670円を政務調査費から支出したこと、西宮市生瀬町の事務所は、平成20年3月28日ころまでに、兵庫県選挙管理委員会に対し、政治資金規正法に基づき政党支部（自由民主党兵庫県西宮市第四支部）としての届出がなされていることが認められる。

議員個人が賃借している事務所は、政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない議員としての活動の拠点として利用されるものと考えられるところ、吉岡政和の陳述書（乙40）には、上記各事務所は、議員としての調査研究活動のために設置したものであり、政務調査活動しか行っていないなどの記載があるが、これを裏付ける客観的な証拠もなく、前掲陳述書は直ちに採用しがたい。

そうすると、上記事務所家賃及び事務所照明器具代金等の合計63万4270円のうち2分の1については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ク)事務所費）、残り2分の1の31万7135円



については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(ウ) まとめ

以上より、吉岡政和については、(イ)のうち31万7135円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

T 日本共産党議員団

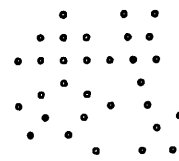
(ア) ホームページ関連経費について

証拠(甲1の12t, 乙41)によれば、平成19年7月17日から平成20年3月12日までの間に、ホームページ更新経費(ページの追加及び更新の費用, レンタルサーバ管理費用, ドメイン管理費用, WEBマスター用メール管理費用, サイト企画管理費用)として合計26万5440円を政務調査費から支出したことが認められる。

これらは、ホームページの維持に必要な費用であるところ、ホームページの性質にかんがみ、前記A(ア)同様、本件使途基準に適合するか否かについて判断することとする。

証拠(乙21)によれば、上記ホームページは、トップページに「日本共産党 西宮市会議員団」との標題及び同会派に属する議員の顔写真が掲載され、「議会発言」、「申入れ・要望」等のページを設け、議会、市政に関する報告が行われていると認められるが、同証拠の「最新の記事」の欄には、「8月30日に投開票がおこなわれた衆議院選挙は?」という記載がみられることからすると、当該ホームページの内容が、すべてを政務調査活動と認めることはできない。そうすると、上記26万5440円のうち2分の1については、政務調査費を充てることが許されるが(本件使途基準(ウ)広報・広聴費)、残り2分の1の13万2720円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(イ) パフォーマンスチャージ費, 広辞苑購入費, リコーリース代, 備品・



消耗品費，日当について

原告は，これらの支出について，議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず，本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(ウ) まとめ

以上によれば，日本共産党議員団については，(ア)のうち13万2720円については，本件使途基準に適合しないものと認められる。

U 嶋田克興

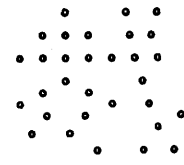
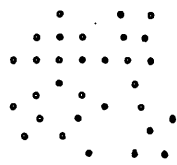
原告らは，ガソリン代，電話代，事務所賃貸料，備品・消耗品費の支出について，議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず，本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

なお，証拠（甲1の12u）によれば，嶋田克興は，平成20年3月1日から賃料6万5000円で西宮市産所町に事務所を開設し，同賃料の2分の1に当たる3万2500円を政務調査費から支出したことが認められるが，このことは，政務調査費が充てられた割合に照らせば，本件使途基準（(ク)事務所費）に適合するものというべきである。

V たかはし倫恵

原告らは，電話代，リコーリース代，事務所家賃の支出について，議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず，本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

なお，証拠（甲1の12v）によれば，たかはし倫恵は，平成19年8月分から平成3月分まで事務所賃料を支払い，賃料の2分の1以下に当たる月3万6000円（合計28万8000円）を政務調査費から支出した



ことが認められるが、このことは、政務調査費が充てられた割合に照らせば、本件使途基準（ク）事務所費）に適合するものというべきである。

W 西田いさお

(ア) ホームページ関連経費について

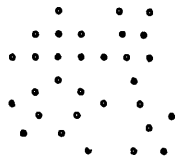
証拠（甲1の12w, 乙42）によれば、西田いさおは、平成19年7月17日から平成20年3月29日までの間にホームページ管理料（ホームページの立ち上げ、ブログ・リンク先の設定、指導及び機器の管理を行う技術者の人件費）として、合計6万5300円を政務調査費から支出したことが認められる。

これは、ホームページの立ち上げに必要な費用であるところ、ホームページの性質にかんがみれば、前記A(ア)同様、上記支出につき、本件使途基準に適合するか否かについて判断することとする。

証拠（乙22, 42）によれば、上記ホームページの内容は、市政報告、市内防犯情報、同人の活動報告、プロフィール及び意見感想等にとどまらず、「西田いさおのお約束」として4項目が掲げられており、同人自身、議員活動と政務調査は選挙活動以外は分けられないとの考えで上記ホームページを運用していること（乙42）を併せ考慮すると、上記管理料6万5300円のうち2分の1については、政務調査費を充てることが許されるが（本件使途基準(ウ)広報・広聴費）、残り2分の1の3万2650円については、本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当である。

(イ) ガソリン代、電話代、備品・消耗品費について

原告らは、これらの支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事実を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。



(ウ) 当選のお礼が記載されている「西田いさお通信」にかかる費用について

証拠（甲１の１２ウ）によれば、西田いさおは、平成１９年８月６日及び同月１９日に、「平成１９年８月発行第１号 西田いさお通信」の印刷代として、合計１１万１３００円を政務調査費から支出したことが認められる。

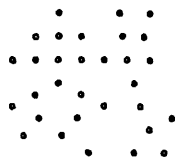
上記「西田いさお通信」（甲１の１２ウの８，９，１２，１３枚目）の誌面をみると、冒頭に《お礼》、《会派》として誌面の４分の１程度に当選の御礼の趣旨の挨拶文及び会派の説明が記載され、残りの誌面には地域安全対策，市民文教常任委員会報告など，市政に関する報告が内容となっている。上記挨拶文及び会派の説明部分が占める割合が少なくないことに照らせば，上記１１万１３００円のうち２分の１については，政務調査費を充てることは許されるが（本件使途基準（ウ）広報・広聴費），残り２分の１の５万５６５０円については，本件使途基準に適合しないものと認めるのが相当であるというべきである。

(エ) 教育公論社への振込について

原告らは，教育公論社への振込についての受領書の日付印欄が空白であり，振込の事実を確認することができないと主張するが，証拠（乙２３）によれば，平成２０年３月２８日に振込をしたことが認められる。原告らは，他にこの振込に係る支出が議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証しておらず，本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

(オ) まとめ

以上より，西田いさおについては，（ア）のうち３万２６５０円，（ウ）のうち５万５６５０円については，本件使途基準に適合しないものと認めら



れる。

X よつや黨

原告らは、事務消耗品の支出について、議員の調査研究活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を主張立証しておらず、本件使途基準に適合しないものと認めることはできない。

3 本案の争点2（損失及び各相手方の利得の有無）について

以下、前記2(3)で、本件使途基準に適合しない支出と判断したものとの関係で論じる。

(1) A公明党議員団について

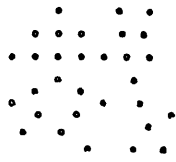
前記2(3)Aのとおり、6万2000円については、本件使途基準に適合しないものであるところ、政務調査費の交付を受けた会派は、調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならないとされており（本件条例9条）、公明党議員団は、本来返還すべき金額の返還を免れたことになるから、同額につき、西宮市に損失が発生し、公明党議員団に法律上の原因なく利得があるといえることができる。

したがって、公明党議員団は、6万2000円の不当利得返還義務を負う。

(2) 田中正剛（B蒼志会経理責任者）について

前記2(3)Bのとおり、ネット検索等依頼の経費135万6500円、広報誌の印刷料等141万4330円、事務所費及び関連経費（第1事務所分47万2500円、第3事務所分30万4446円）が、本件使途基準に適合しないものである。

しかしながら、政務調査費に残余がある場合に返還義務が課されているのは交付を受けた会派又は議員であるところ（本件条例9条）、経理責任者は、収支報告書の作成、提出義務を負っているのみであり、会派が解散したとし



ても同様である（８条１項，３項）。上記の本件使途基準に適合しない部分について，田中正剛個人が利得しているわけではない。

したがって，田中正剛に利得を認めることはできず，同人は，不当利得返還義務を負わない。

(3) F河崎はじめについて

前記２(3)Fのとおり，ホームページ管理費１１万８１２５円については，本件使途基準に適合しないものである。

第２の３(2)（別紙１）によれば，河崎はじめに交付された政務調査費は１０８万円であるところ，政務調査活動として支出した額は１１５万６３２２円であり，差額７万６３２２円については自ら負担したものと認められる。そこで，上記１１万８１２５円から７万６３２２円を差し引いた額である４万１８０３円が，西宮市の損失であり，同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって，河崎はじめは，４万１８０３円につき不当利得返還義務を負う。

(4) G栗山雅史について

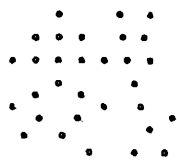
前記２(3)Gのとおり，ホームページ関連支出のうち４万８４６５円，「KURI X」にかかる費用のうち６万９９３０円の合計１１万８３９５円については，本件使途基準に適合しないものである。

同額が，西宮市の損失であり，栗山雅史において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって，栗山雅史は，１１万８３９５円につき不当利得返還義務を負う。

(5) J中尾孝夫について

前記２(3)Jのとおり，事務所及び各種事務機器使用料のうち合計４５万円については本件使途基準に適合しないものと認められる。



第2の3(2)(別紙1)によれば、中尾孝夫に交付された政務調査費は108万円であるところ、政務調査活動として支出した額は108万2805円であり、差額2805円については自ら負担したものと認められるから、上記45万円から2805円を差し引いた額である44万7195円が、西宮市の損失であり、同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって、中尾孝夫は、44万7195円につき不当利得返還義務を負う。

(6) K森池豊武について

前記2(3)Kのとおり、事務所家賃代の58万5000円については本件使用基準に適合しないものと認められる。

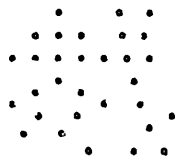
第2の3(2)(別紙1)によれば、森池豊武に交付された政務調査費は108万円であるところ、政務調査活動として支出した額は142万0107円であり、差額34万0107円については自ら負担したものと認められるから、上記58万5000円から34万0107円を差し引いた額である24万4893円が、西宮市の損失であり、同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって、森池豊武は、24万4893円につき不当利得返還義務を負う。

(7) L石埜明芳について

前記2(3)Lのとおり、事務所家賃45万円、事務所の暖房代6317円、エアコンを取替代8万5000円、駐車場代6万3000円については、本件使用基準に適合しないものである。

第2の3(2)(別紙1)によれば、石埜明芳に交付された政務調査費は135万円であるところ、政務調査活動として支出した額は135万5140円であり、差額5140円については自ら負担したものと認められる。証拠(乙



15, 16)によれば, 同人は, 平成21年8月28日, 西宮市に対し, 事務所家賃45万円は政務調査費の支出とすべきでないと判断し, 45万円から政務調査活動として支出した自己負担額である上記の5140円を差し引いた44万4860円を返還したことが認められるから, 同人の利得は, 事務所の暖房代6317円, エアコンを取替代8万5000円, 駐車場代6万3000円の合計15万4317円となる。そこで, 同額が, 西宮市の損失であり, 同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって, 石埜明芳は, 15万4317円につき不当利得返還義務を負う。

(8) M上向井賢二について

前記2(3)Mのとおり, インターネット関連経費9684円については本件使途基準に適合しないものである。

同額が, 西宮市の損失であり, 上向井賢二において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって, 上向井賢二は, 9684円につき不当利得返還義務を負う。

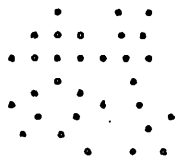
(9) N大石伸雄について

前記2(3)Nのとおり, 駐車場代4万3750円については, 本件使途基準に適合しないものと認められる。

第2の3(2)(別紙1)によれば, 大石伸雄に交付された政務調査費は135万円であるところ, 政務調査活動として支出した額は135万5879円であり, 差額5879円については自ら負担したものと認められる。そこで, 上記4万3750円から5879円を差し引いた額である3万7871円が, 西宮市の損失であり, 同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって, 大石伸雄は, 3万7871円につき不当利得返還義務を負う。

(10) P坂上明について



前記2(3)Pのとおり、事務所家賃22万5000円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

第2の3(2)(別紙1)によれば、坂上明が交付された政務調査費は135万円であるところ、政務調査活動として支出した額は137万1491円であり、差額2万1491円については自ら負担したものと認められる。そこで、上記22万5000円から2万1491円を差し引いた額である20万3509円が、西宮市の損失であり、同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって、坂上明は、20万3509円につき不当利得返還義務を負う。

(11) S吉岡政和について

前記2(3)Sのとおり、事務所家賃及び関連経費31万7135円については、本件使途基準に適合しないものと認められる。

第2の3(2)(別紙1)によれば、吉岡政和が交付された政務調査費は135万円であるところ、政務調査活動として支出した額は136万8801円であり、差額1万8801円については自ら負担したものと認められる。そこで、上記31万7135円から1万8801円を差し引いた額である29万8334円が、西宮市の損失であり、同人において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

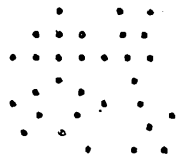
したがって、吉岡政和は、29万8334円につき不当利得返還義務を負う。

(12) T日本共産党議員団について

前記2(3)Tのとおり、ホームページ関連経費13万2720円については、本件使途基準に適合しないものである。

同額が、西宮市の損失であり、日本共産党議員団において法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって、日本共産党議員団は、13万2720円につき不当利得返還



義務を負う。

(13) W西田いさおについて

前記2(3)Wのとおり、ホームページ関連経費3万2650円、「西田いさお通信」にかかる費用5万5650円の合計8万8300円については、本件使途基準に適合しないものである。

同額が、西宮市の損失であり、西田いさおにおいて法律上の原因なく受けた利得であると認められる。

したがって、西田いさおは、8万8300円につき不当利得返還義務を負う。

4 本案の争点3（損害及び各相手方の故意又は過失の有無）について

(1) 原告らは、被告に対し、各相手方に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求の義務付けを選択的に求めていると解されるところ、前記3の(2)田中正剛（B蒼志会の経理責任者）を除く各相手方との関係では不当利得返還請求の義務付けが認められる上、西宮市に生じた損害は、同市に生じた損失と同額と認められ、各相手方に故意過失が認められても、その額を超える損害賠償請求の義務付けが認められる余地はないから、各相手方の故意又は過失については判断しない。

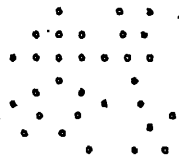
(2) 田中正剛（B蒼志会の経理責任者）について

原告らは、経理責任者である田中正剛に不法行為が成立すると主張するが、その負うべきとする責任の根拠を明らかにしない。

なお、本件条例上、経理責任者には、収支報告書の作成、提出義務は課されているが（8条1項、3項）、このことをもって、直ちに、会派及び会派に属する議員の政務調査費の使途についての管理監督責任を負うものと解することはできず、その点に関する過失があったということもできない。

したがって、田中正剛に関する原告らの主張は理由がない。

5 結語



よって、原告らの請求は、前記 3(1), (3)ないし(3)で認めた限度で理由があり、
その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第 2 民事部

裁判長裁判官 梅 村 明 剛

裁判官 植 田 智 彦

裁判官 近 藤 紗 世

【別紙1】

単位(円)			
交付先	交付額	執行額	修正後執行額
A 公明党議員団	10,800,000	4,506,247	
B 蒼志会	10,800,000	10,678,961	
C 西宮グリーンクラブ	2,160,000	2,108,706	
D 岩下彰	1,080,000	1,106,149	
E 片岡保夫	1,080,000	1,113,040	
F 河崎はじめ	1,080,000	1,156,322	
G 栗山雅史	1,080,000	1,065,296	1,059,901 ※甲22の1
H 小林光枝	1,080,000	1,098,616	
I 田中渡	1,080,000	859,896	
J 中尾孝夫	1,080,000	1,082,805	
K 森池豊武	1,080,000	1,420,107	
L 石埜明芳	1,350,000	1,355,140	905,140 ※乙15, 16
M 上向井賢二	1,350,000	1,268,909	
N 大石伸雄	1,350,000	1,355,879	
O 喜田侑敬	1,350,000	1,219,418	814,418 ※乙19, 20
P 坂上明	1,350,000	1,371,491	
Q 篠原正寛	1,350,000	1,584,066	
R 中村武人	1,350,000	742,555	
S 吉岡政和	1,350,000	1,368,801	
T 日本共産党西宮市会議員団	8,100,000	6,415,013	
U 嶋田克興	1,350,000	730,276	
V たかはし倫恵	1,350,000	780,514	
W 西田いさお	1,350,000	1,175,301	
X よつや薫	1,350,000	164,120	163,862 ※乙25

公明党議員団

整理番号	支出内容	費 目		
		広報・広聴費	交通・通信費	事務費
9-7008	ホームページ保守管理委託費 07年7月分	32,920		
9-7009	ホームページ保守管理委託費 07年8月分	32,920		
9-7010	ホームページ保守管理委託費 07年9月分	32,920		
9-7011	ホームページ保守管理委託費 07年10月分	32,920		
9-7012	ホームページ保守管理委託費 07年11月分	32,920		
9-7013	ホームページ保守管理委託費 07年12月分	32,920		
9-7014	ホームページ保守管理委託費 08年1月分	32,920		
9-7019	机、椅子レンタル料 07/9/1～9/30			163,010
9-7020	机、椅子レンタル料 07/10/1～07/12/31			40,531
9-7031	机、椅子レンタル料 08/1/1～08/3/31			40,531
9-7034	ホームページ保守管理委託費 08年2月分	32,920		
9-7035	ホームページ保守管理委託費 08年3月分	32,920		
	公明党議員団 合計	296,280		244,072

議員名 川畑和人

整理番号	支 出 内 容	費 目	
		交通・通信費	事務費
2-1	ガソリン代	1,497	
2-2	ガソリン代	1,227	
2-3	ガソリン代	3,492	
2-4	ガソリン代	622	
2-5	ガソリン代	698	
2-7	ガソリン代	1,000	
2-8	ガソリン代	1,493	
2-9	ガソリン代	1,191	
2-10	ガソリン代	714	
2-11	ガソリン代	876	
2-12	固定電話代	2,619	
2-13	ガソリン代	1,024	
2-14	ガソリン代	1,639	
2-15	ガソリン代	1,614	
2-16	ガソリン代	934	
2-17	ガソリン代	1,045	
2-18	固定電話代	3,000	
2-19	ガソリン代	1,522	
2-20	ガソリン代	1,233	
2-21	携帯電話代	2,490	
2-22	ガソリン代	1,443	
2-23	ガソリン代	782	
2-24	ガソリン代	1,598	
2-25	固定電話代	2,279	
2-26	ガソリン代	801	
2-27	ガソリン代	491	
2-28	ガソリン代	1,238	
2-29	携帯電話代	2,344	
2-30	ガソリン代	663	
2-31	ガソリン代	1,163	
2-32	ガソリン代	853	
2-33	固定電話代	1,752	
2-34	ガソリン代	774	
2-35	ガソリン代	1,184	
2-36	ガソリン代	526	
2-37	ガソリン代	965	
2-38	ガソリン代	1,394	
2-39	ガソリン代	1,269	
2-40	携帯電話代	4,130	
2-41	ガソリン代	787	
2-42	固定電話代	1,744	
2-43	ガソリン代	1,660	
2-44	固定電話代	3,270	
2-45	ガソリン代	1,354	
2-46	ガソリン代	361	
2-47	ガソリン代	1,767	
2-48	パソコン代(リース)		6,300
2-49	ガソリン代	1,049	
2-50	携帯電話代	4,911	
2-51	ガソリン代	1,427	
2-52	ガソリン代	1,735	
2-53	固定電話代	2,160	
2-54	ガソリン代	687	

2-55	ガソリン代	1,636	
2-56	固定電話代	2,310	
2-57	パソコン代 (リース)		3,150
2-58	ガソリン代	1,400	
2-59	ガソリン代	1,463	
2-60	ガソリン代	965	
2-61	携帯電話代	6,027	
2-62	ガソリン代	1,551	
2-63	ガソリン代	1,260	
2-64	ガソリン代	1,778	
2-65	ガソリン代	1,330	
2-66	パソコン代 (リース)		3,150
2-67	ガソリン代	2,500	
2-68	携帯電話代	4,134	
2-69	ガソリン代	1,324	
2-70	固定電話代	2,390	
2-71	ガソリン代	1,548	
2-72	ガソリン代	840	
2-73	ガソリン代	1,410	
2-74	FAX用紙代		682
2-75	パソコン代 (リース)		3,150
2-76	ガソリン代	2,204	
2-77	ガソリン代	1,580	
2-78	固定電話代	984	
2-79	ガソリン代	1,012	
2-80	携帯電話代	4,167	
2-81	ガソリン代	1,591	
2-82	固定電話代	3,478	
2-83	ガソリン代	1,374	
2-84	ガソリン代	849	
2-85	固定電話代	2,328	
2-86	ガソリン代	1,537	
川畑議員 合計		133,461	16,432

議員名 田村ひろみ

整理番号	支 出 内 容	費 目	
		交通・通信費	事務費
3-1	ノート・ボールペン等		1,344
3-2	切手代 50x20枚	1,000	
3-5	携帯電話代	7,011	
3-7	携帯電話代	8,550	
3-8	携帯電話代	8,188	
3-9	携帯電話代	10,165	
3-11	携帯電話代	7,354	
3-12	携帯電話代	7,283	
3-16	携帯電話代	8,106	
田村議員 合計		57,657	1,344

議員名 白井啓一

整理番号	支 出 内 容	費 目		
		広報・広聴費	交通・通信費	事務費
4-1	固定電話代		932	
4-4	ガソリン代		2,931	
4-5	コピー機リース代			6,048

4-6	通行料金		500	
4-7	コピー用紙・インク			2,202
4-8	ガソリン代		2,272	
4-9	ガソリン代		1,400	
4-11	ガソリン代		2,426	
4-12	固定電話代		974	
4-13	ガソリン代		2,146	
4-14	ガソリン代		1,911	
4-20	携帯電話代		1,071	
4-21	固定電話代		3,115	
4-18	ガソリン代		2,781	
4-19	ノート			452
4-26	携帯電話代		1,067	
4-22	ファイル			1,862
4-28	固定電話代		922	
4-24	コピー用紙・ノート・ペン			688
4-25	ガソリン代		2,849	
4-34	携帯電話代		1,067	
4-30	手帳			1,999
4-31	ガソリン代		2,988	
4-35	固定電話代		2,753	
4-33	コピー用紙・修正テープ			856
4-36	ガソリン代		1,916	
4-42	携帯電話代		1,082	
4-44	固定電話代		869	
4-43	インク・CD			1,240
4-46	ガソリン代		2,926	
4-47	当選御礼ハガキ代、印刷製本費	67,450		
4-49	携帯電話代		2,165	
4-55	固定電話代		937	
4-50	ガソリン代		2,944	
4-51	携帯電話代		2,416	
4-54	ガソリン代		2,850	
4-57	ガソリン代		1,702	
4-58	固定電話代		3,239	
4-61	携帯電話代		2,441	
4-63	固定電話代		1,105	
4-59	ガソリン代		3,108	
4-62	ガソリン代		2,478	
4-64	FAX用紙			287
4-66	携帯電話代		2,092	
白井議員 合計		67,450	68,375	15,634

整理番号付が前後しているところあり

議員名 大川原成彦

整理番号	支出内容	費 目	
		交通・通信費	事務費
5-1	はさみ		263
5-2	ガソリン	3,660	
5-3	ファイル		338
5-4	ファイル		338
5-5	ガソリン	2,849	
5-6	ガソリン	3,918	
5-7	ガソリン	500	
5-8	ガソリン	1,500	
5-9	ガソリン	3,430	

5-10	段ボール		594
5-11	キーボード		618
5-12	電池		680
5-13	ガソリン	3,556	
5-14	ガソリン	3,458	
5-15	LANパーツ代		3,694
5-16	事務用封筒		264
5-17	ガソリン	3,727	
5-18	ガソリン	3,487	
5-19	トナーカートリッジ		4,140
5-20	ガソリン	3,735	
5-21	紙製品		399
5-22	用紙・素材		492
5-23	ガソリン	3,480	
5-24	ガソリン	3,201	
5-25	ガソリン	3,751	
5-26	USBケーブル		480
5-27	マグシート類		738
5-28	ガソリン	3,728	
5-29	USBメモリ		5,980
5-30	電池		185
5-31	インクカートリッジ		840
5-34	ガソリン	3,926	
5-35	FAXロール紙		598
5-36	電池		549
5-37	ガソリン	3,663	
5-38	ラック用パーツ		4,440
5-39	ハガキ	5,000	
5-40	ガソリン	3,901	
5-41	ラック用パーツ		4,840
5-42	CD-Rメディア		840
5-43	インクカートリッジ		420
5-44	インクカートリッジ		420
5-45	電池		570
5-46	ボールペン		105
5-47	クリップ		120
5-48	ガソリン	2,129	
5-49	PCソフトストリーミングレコーダ		1,980
5-50	DVD-Rメディア		860
5-51	ラック用パーツ		1,892
5-52	ガソリン	3,751	
5-53	インクカートリッジ		775
5-54	インクカートリッジ		400
5-55	ガソリン	3,862	
5-56	ラック用パーツ		100
5-57	ガソリン	3,982	
5-58	電池		360
5-59	プラグ		90
5-60	CDキャリア		420
5-61	DVD-Rメディア		432
5-62	ガソリン	3,624	
5-65	ガソリン	3,950	
5-66	リフィル		1,049
5-67	USBメモリ		5,000
5-70	ガソリン	3,758	
5-74	電池		294

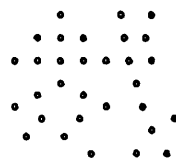
5-75	ガソリン	3,456	
5-76	ガソリン	3,227	
5-77	ガソリン	3,798	
	大川原議員 合計	100,007	46,597

議員名 町田博喜

整理番号	支 出 内 容	費 目	
		交通・通信費	事務費
6-1	ガソリン代	3,425	
6-2	ノート・カードケース		1,250
6-4	ガソリン代	2,390	
6-5	ガソリン代	2,967	
6-7	ガソリン代	3,267	
6-8	ガソリン代	3,313	
6-9	ガソリン代	3,465	
6-12	携帯電話通話料	2,350	
6-13	パソコンのプリンター用インク・A4用紙		605
6-14	ガソリン代	3,213	
6-15	ガソリン代	381	
6-16	電話通話料	1,372	
6-17	携帯電話通話料	1,775	
6-18	電話通話料	1,382	
6-19	ガソリン代	3,319	
6-20	ガソリン代	3,481	
6-21	携帯電話通話料	1,775	
6-22	電話通話料	1,351	
6-23	ガソリン代	3,528	
6-24	ガソリン代	3,497	
6-25	携帯電話通話料	1,775	
6-26	電話通話料	1,394	
6-27	ガソリン代	3,633	
6-29	パソコンのプリンター用インク・A4用紙		5,620
6-30	ガソリン代	3,225	
6-31	携帯電話通話料	1,843	
6-32	ガソリン代	3,020	
6-33	電話通話料	1,363	
6-34	ガソリン代	3,108	
6-35	携帯電話通話料	1,775	
6-36	ガソリン代	3,384	
6-37	電話通話料	1,362	
6-38	携帯電話通話料	1,944	
6-39	インターネット接続料	1,575	
6-40	ガソリン代	3,575	
6-41	ガソリン代	2,379	
6-42	ガソリン代	3,922	
6-43	電話回線使用料(マイライン)	1,977	
6-44	電話通話料	1,425	
6-45	ガソリン代	3,661	
	町田議員 合計	92,591	7,475

議員名 山田増人

整理番号	支 出 内 容	費 目		
		広報・広聴費	交通・通信費	事務費
7-1	ガソリン代		992	



7-4	ガソリン代		1,476	
7-5	ガソリン代		2,055	
7-11	ガソリン代		1,390	
7-22	ガソリン代		18,033	
7-30	ガソリン代		1,489	
7-31	ガソリン代		496	
7-33	ガソリン代		2,482	
7-37	ガソリン代		710	
7-43	ガソリン代		14,366	
7-53	ガソリン代		12,010	
7-56	ガソリン代		993	
7-61	ガソリン代		16,997	
7-65	ガソリン代		9,269	
7-69	ガソリン代		979	
7-74	ガソリン代		17,779	
7-76	ガソリン代		725	
7-101	ガソリン代		12,067	
7-110	ガソリン代		993	
7-116	ガソリン代		16,526	
7-19	携帯電話代 グランドール飯岩202 山田増人宛		9,426	
7-28	携帯電話代		1,735	
7-34	電話代		1,821	
7-38	携帯電話代		5,648	
7-44	電話代		1,459	
7-49	携帯電話代		6,461	
7-54	NTT電話代		1,446	
7-58	携帯電話代		6,654	
7-63	携帯電話代		6,232	
7-64	NTT電話代		1,496	
7-70	NTT電話代		1,695	
7-73	携帯電話代		3,337	
7-91	NTT電話代		1,307	
7-98	NTT電話代		1,201	
7-113	携帯電話代		3,618	
7-114	携帯電話代 家族契約 山田(妻)		5,247	
7-120	NTT電話代		2,369	
7-9	インクリボン 自宅パソコン用プリンター			1,600
7-41	ホームページ作成「山田ますとのページへようこそ」	30,000		
7-47	ホームページ作成 同上 追加制作費	12,000		
	山田議員 合計	42,000	192,979	1,600

議員名 山口 英治

整理番号	支出内容	費 目	
		交通・通信費	事務費
8-1	ガソリン代	2,678	
8-5	ガソリン代	274	
8-6	ガソリン代	500	
8-7	ガソリン代	2,741	
8-9	ガソリン代	2,770	
8-10	ガソリン代	3,061	
8-11	ガソリン代	191	
8-12	ガソリン代	195	
8-14	ガソリン代	187	
8-15	ガソリン代	3,043	
8-17	ガソリン代	205	

8-18	ガソリン代	3,038	
8-20	ガソリン代	199	
8-23	ガソリン代	3,285	
8-25	ガソリン代	180	
8-26	ガソリン代	193	
8-27	ガソリン代	3,285	
8-28	ガソリン代	197	
8-33	ガソリン代	3,286	
8-34	ガソリン代	207	
8-35	ガソリン代	2,025	
8-37	ガソリン代	209	
8-39	ガソリン代	182	
8-41	ガソリン代	208	
8-42	ガソリン代	3,218	
8-44	ガソリン代	185	
8-45	ガソリン代	182	
8-47	ガソリン代	3,375	
8-51	ガソリン代	307	
8-53	ガソリン代	3,381	
8-55	ガソリン代	176	
8-56	ガソリン代	1,000	
8-58	ガソリン代	2,491	
8-60	ガソリン代	1,796	
8-64	ガソリン代	138	
8-67	ガソリン代	2,940	
8-70	ガソリン代	184	
8-71	ガソリン代	3,353	
8-73	ガソリン代	172	
8-77	ガソリン代	3,146	
8-81	ガソリン代	165	
8-82	ガソリン代	3,285	
8-84	ガソリン代 3月2日	3,263	
8-85	ガソリン代 3月4日	174	
8-87	ガソリン代 3月16日	2,912	
8-88	ガソリン代 3月21日	241	
8-90	ガソリン代 3月26日	1,989	
8-92	ガソリン代 3月28日	3,244	
8-13	固定電話代	4,724	
8-19	携帯電話代	4,413	
8-24	固定電話代	5,849	
8-29	携帯電話代	4,413	
8-32	固定電話代	3,799	
8-38	携帯電話代	4,413	
8-40	固定電話代	2,399	
8-50	携帯電話代	4,256	
8-52	固定電話代	2,165	
8-61	携帯電話代	4,256	
8-69	固定電話代	2,561	
8-72	携帯電話代	4,256	
8-83	携帯電話代	4,255	
8-89	携帯電話代	4,255	
8-90	固定電話代	1,989	
8-92	固定電話代	2,373	
山口議員 合計		134,032	

蒼志会

整理番号	支出内容	交通通信費	事務費	事務所費
5-10	タクシー代(市内移動)	1,020		
5-12	タクシー代(市内移動)	1,300		
5-24	タクシー代(市内移動)	1,220		
5-25	タクシー代(市内移動)	740		
5-30	タクシー代(市内移動)	660		
5-45	タクシー代(市内移動)	1,060		
5-50	タクシー代(市内移動)	1,540		
5-57	タクシー代(市内移動)	5,780		
5-58	通行料(市内移動)	250		
5-81	通行料(市内移動)	250		
5-82	通行料(市内移動)	250		
5-86	タクシー代(市内移動)	660		
5-117	タクシー代(市内移動)	4,510		
5-126	タクシー代(市内移動)	5,710		
5-166	タクシー代(市内移動)	5,870		
5-179	通行料(市内移動)	250		
5-213	タクシー代(市内移動)	5,620		
5-214	通行料(市内移動)	250		
5-220	タクシー代(市内移動)	1,220		
5-252	タクシー代(市内移動)西宮～山口	6,030		
5-253	タクシー代(市内移動)	5,300		
5-271	タクシー代(市内移動)	1,300		
5-275	タクシー代(市内移動)	4,080		
5-280	タクシー代(市内移動)	1,860		
5-300	タクシー代(市内移動)	1,140		
5-302	タクシー代(市内移動)	980		
5-318	タクシー代(市内移動)	820		
5-331	タクシー代(市内移動)	640		
5-338	通行料(市内移動)	250		
5-339	通行料(市内移動)	250		
5-342	通行料(市内移動)	250		
5-343	タクシー代(市内移動)	5,700		
5-350	タクシー代(市内移動)	1,780		
5-355	タクシー代(市内移動)西宮～山口(自宅)	5,150		
5-362	タクシー代(市内移動)	5,710		
5-412	タクシー代(市内移動)西宮北口～山口(自宅)	5,150		
5-416	タクシー代(市内移動)	1,460		
5-421	タクシー代(市内移動)	1,140		
5-423	タクシー代(市内移動)	5,460		
5-424	通行料(市内移動)	250		
5-454	タクシー代(市内移動)	980		
5-455	タクシー代(市内移動)	1,140		
5-464	タクシー代(市内移動)	980		
5-3	タクシー代(神戸市会議員と面談)	4,330		
5-4	高速代(神戸市会議員と面談)	500		
5-11	タクシー代(神戸市会議員と面談)	7,760		
5-102	タクシー代(県議会)	6,340		
5-103	高速代(県議会)	1,100		
5-176	タクシー代(県議会議員と面談)	6,260		
5-196	タクシー代(県庁)	8,780		
5-197	高速代(県庁)	1,100		
5-207	タクシー代(神戸市会議員と面談)	7,920		
5-218	高速代(神戸市会議員と面談)	1,100		
5-219	タクシー代(神戸市会議員と面談)	7,750		
5-221	タクシー代(県庁)	7,600		
5-234	タクシー代(県庁)	7,760		

5-259	タクシー代(県議会)	6,260
5-258	高速代(県議会)	1,100
5-450	通行料(回数券購入)	10,000
5-1	ガソリン代	2,801
5-2	ガソリン代	2,994
5-6	ガソリン代	500
5-7	ガソリン代	3,288
5-13	ガソリン代	4,747
5-18	ガソリン代	6,114
5-21	ガソリン代	1,863
5-26	ガソリン代	2,500
5-29	ガソリン代	3,046
5-37	ガソリン代	2,452
5-41	ガソリン代	1,000
5-42	ガソリン代	3,500
5-43	ガソリン代	3,009
5-46	ガソリン代	4,290
5-48	ガソリン代	2,130
5-49	ガソリン代	3,093
5-52	ガソリン代	1,500
5-56	ガソリン代	4,390
5-61	ガソリン代	1,500
5-67	ガソリン代	1,500
5-69	ガソリン代	3,370
5-70	ガソリン代	1,420
5-74	ガソリン代	3,455
5-75	ガソリン代	2,458
5-76	ガソリン代	4,410
5-77	ガソリン代	1,500
5-79	ガソリン代	1,494
5-83	ガソリン代	1,000
5-87	ガソリン代	4,704
5-89	ガソリン代	2,974
5-91	ガソリン代	2,500
5-94	ガソリン代	2,849
5-97	ガソリン代	3,528
5-98	ガソリン代	3,500
5-99	ガソリン代	4,777
5-101	ガソリン代	1,500
5-113	ガソリン代	2,500
5-114	ガソリン代	2,831
5-115	ガソリン代	4,094
5-116	ガソリン代	2,950
5-123	ガソリン代	3,316
5-125	ガソリン代	2,419
5-127	ガソリン代	2,559
5-128	ガソリン代	4,073
5-130	ガソリン代	3,500
5-131	ガソリン代	3,497
5-133	ガソリン代	968
5-136	ガソリン代	1,479
5-137	ガソリン代	1,029
5-139	ガソリン代	4,189
5-140	ガソリン代	3,277
5-145	ガソリン代	3,895
5-150	ガソリン代	4,902
5-151	ガソリン代	3,000
5-155	ガソリン代	3,443

5-161	ガソリン代	2,849
5-164	ガソリン代	3,675
5-172	ガソリン代	2,854
5-173	ガソリン代	3,118
5-174	ガソリン代	4,170
5-177	ガソリン代	2,645
5-178	ガソリン代	2,756
5-180	ガソリン代	2,198
5-181	ガソリン代	500
5-184	ガソリン代	4,263
5-186	ガソリン代	2,732
5-187	ガソリン代	1,500
5-188	ガソリン代	3,087
5-192	ガソリン代	2,952
5-193	ガソリン代	3,000
5-194	ガソリン代	2,571
5-195	ガソリン代	3,969
5-208	ガソリン代	3,822
5-209	ガソリン代	3,014
5-212	ガソリン代	2,646
5-216	ガソリン代	2,736
5-222	ガソリン代	2,904
5-223	ガソリン代	3,000
5-227	ガソリン代	4,340
5-228	ガソリン代	6,994
5-230	ガソリン代	2,866
5-233	ガソリン代	3,748
5-237	ガソリン代	2,264
5-238	ガソリン代	3,000
5-240	ガソリン代	3,157
5-241	ガソリン代	2,515
5-242	ガソリン代	4,273
5-245	ガソリン代	2,628
5-251	ガソリン代	3,234
5-260	ガソリン代	4,348
5-262	ガソリン代	3,550
5-265	ガソリン代	2,485
5-267	ガソリン代	5,000
5-268	ガソリン代	555
5-273	ガソリン代	3,381
5-279	ガソリン代	2,280
5-281	ガソリン代	3,000
5-291	ガソリン代	4,348
5-293	ガソリン代	1,500
5-294	ガソリン代	2,033
5-297	ガソリン代	1,000
5-298	ガソリン代	3,397
5-301	ガソリン代	4,573
5-306	ガソリン代	3,280
5-307	ガソリン代	2,963
5-308	ガソリン代	3,383
5-309	ガソリン代	5,350
5-310	ガソリン代	4,534
5-312	ガソリン代	3,003
5-313	ガソリン代	1,500
5-323	ガソリン代	3,774
5-324	ガソリン代	4,805
5-325	ガソリン代	1,962

5-326	ガソリン代	3,000
5-327	ガソリン代	2,036
5-328	ガソリン代	2,309
5-329	ガソリン代	4,611
5-330	ガソリン代	3,369
5-336	ガソリン代	4,995
5-337	ガソリン代	923
5-340	ガソリン代	4,728
5-346	ガソリン代	1,000
5-347	ガソリン代	1,480
5-348	ガソリン代	3,255
5-349	ガソリン代	2,963
5-356	ガソリン代	1,470
5-358	ガソリン代	3,077
5-359	ガソリン代	2,431
5-360	ガソリン代	4,573
5-364	ガソリン代	3,213
5-368	ガソリン代	3,000
5-370	ガソリン代	715
5-372	ガソリン代	4,340
5-374	ガソリン代	4,254
5-378	ガソリン代	1,500
5-379	ガソリン代	1,500
5-383	ガソリン代	3,343
5-386	ガソリン代	2,000
5-392	ガソリン代	3,782
5-394	ガソリン代	2,220
5-395	ガソリン代	3,000
5-399	ガソリン代	4,995
5-400	ガソリン代	1,856
5-401	ガソリン代	3,119
5-402	ガソリン代	2,833
5-403	ガソリン代	3,209
5-409	ガソリン代	4,417
5-411	ガソリン代	3,500
5-413	ガソリン代	3,533
5-414	ガソリン代	3,066
5-425	ガソリン代	2,325
5-427	ガソリン代	4,495
5-430	ガソリン代	2,000
5-432	ガソリン代	3,196
5-438	ガソリン代	4,995
5-444	ガソリン代	4,281
5-445	ガソリン代	4,184
5-446	ガソリン代	3,140
5-447	ガソリン代	2,599
5-453	ガソリン代	3,234
5-456	ガソリン代	2,000
5-457	ガソリン代	3,212
5-458	ガソリン代	4,185
5-460	ガソリン代	5,574
5-463	ガソリン代	3,397
5-465	ガソリン代	1,000
5-469	ガソリン代	2,000
5-470	ガソリン代	1,677
5-471	ガソリン代	2,466
5-473	ガソリン代	3,495
5-483	ガソリン代	3,239

5-105	携帯電話通信料	3,894
5-106	携帯電話通信料	6,461
5-146	携帯電話通信料	1,955
5-156	携帯電話通信料	5,777
5-157	携帯電話通信料	6,461
5-202	携帯電話通信料	4,695
5-203	携帯電話通信料	5,356
5-249	携帯電話通信料	6,615
5-255	携帯電話通信料	3,634
5-256	携帯電話通信料	5,610
5-305	携帯電話通信料	1,858
5-314	携帯電話通信料	6,461
5-315	携帯電話通信料	4,069
5-361	携帯電話通信料	5,635
5-365	携帯電話通信料	6,461
5-366	携帯電話通信料	3,597
5-396	携帯電話通信料	3,349
5-410	携帯電話通信料	2,904
5-434	携帯電話通信料	3,224
5-435	携帯電話通信料	6,460
5-442	携帯電話通信料	2,671
5-478	携帯電話通信料	5,737
5-487	携帯電話通信料	6,460
5-493	携帯電話通信料(3月利用分)	8,505
5-494	携帯電話通信料(3月利用分)	5,414
5-129	第1事務所電話代	4,100
5-185	第1事務所電話代	4,414
5-236	第1事務所電話代	5,606
5-272	第1事務所電話代	4,595
5-335	第1事務所電話代	4,601
5-391	第1事務所電話代	4,224
5-467	第1事務所電話代	3,961
5-111	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,084
5-159	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,182
5-210	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,055
5-257	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,105
5-321	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,087
5-375	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,064
5-440	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,121
5-488	第2事務所電話代及インターネット使用料	2,500
5-497	第2事務所電話代及インターネット使用料(3月分)	2,567
5-112	第3事務所電話代	574
5-171	第3事務所電話代	876
5-217	第3事務所電話代	868
5-266	第3事務所電話代	599
5-322	第3事務所電話代	641
5-376	第3事務所電話代	624
5-422	第3事務所電話代	548
5-492	第3事務所電話代(2月利用分)	732
5-495	第3事務所電話代(3月利用分)	556
5-32	事務文書郵送代	80
5-54	事務文書郵送代	200
5-122	事務文書郵送代	1,600
5-147	事務文書郵送代	140
5-165	事務文書郵送代	700
5-246	事務文書郵送代	720
5-247	事務文書郵送代	1,000
5-295	事務文書郵送代	500

5-351	事務文書郵送代	140		
5-369	事務文書郵送代	1,180		
5-407	事務文書郵送代	1,600		
5-466	事務文書郵送代	700		
5-88	インターネット使用料	2,609		
5-100	インターネット使用料	1,704		
5-109	インターネット使用料	2,147		
5-149	インターネット使用料	2,609		
5-160	インターネット使用料	1,704		
5-169	インターネット使用料	2,147		
5-206	インターネット使用料	2,609		
5-215	インターネット使用料	2,205		
5-244	インターネット使用料	2,609		
5-263	インターネット使用料	2,205		
5-352	インターネット使用料	2,609		
5-373	インターネット使用料	2,205		
5-417	インターネット使用料	2,609		
5-452	インターネット使用料	2,205		
5-468	インターネット使用料	2,609		
5-491	インターネット使用料(2月使用分)	2,205		
5-496	インターネット使用料(3月使用分)	2,205		
5-389	駐車場代	1,100		
7-126	事務機器代(ハードディスク)3月5日		47,639	
7-128	事務機器代(プリンター) 3月7日		62,790	
7-130	消耗品代(プリンタートナー) 3月10日		31,380	
7-135	事務機器代(パソコン、プリンター)3月15日		152,190	
7-136	PCソフト代 3月18日		42,000	
7-139	事務機器代(プリンター) 3月20日		13,300	
7-140	事務機器代(パーテーション) 3月25日		89,480	
7-141	事務機器代(パソコン) 3月28日		174,800	
8-1	第1事務所家賃 中川經夫事務所			105,000
8-5	第1事務所賃借料			105,000
8-8	第1事務所賃借料			105,000
8-13	第1事務所賃借料			105,000
8-16	第1事務所賃借料			105,000
8-22	第1事務所賃借料			105,000
8-25	第1事務所賃借料			105,000
8-31	第1事務所賃借料			105,000
8-35	第1事務所賃借料			105,000
8-3	第2事務所賃借料(7月分)田中正剛			26,250
8-4	第2事務所賃借料			26,250
8-9	第2事務所賃借料及び光熱水費			30,221
8-12	第2事務所賃借料及び光熱水費			32,553
8-15	第2事務所賃借料及び光熱水費			32,464
8-21	第2事務所賃借料及び光熱水費			29,023
8-26	第2事務所賃借料及び光熱水費			31,859
8-30	第2事務所賃借料及び光熱水費			30,211
8-34	第2事務所賃借料及び光熱水費			33,478
8-38	第2事務所光熱水費(2月利用分)			10,195
8-40	第2事務所光熱水費(2月、3月利用分)			6,088
8-2	第3事務所家賃(7月分) 蒼志会			65,000
8-6	第3事務所賃借料			65,000
8-7	第3事務所賃借料			65,000
8-11	第3事務所賃借料			65,000
8-17	第3事務所賃借料			65,000
8-20	第3事務所賃借料			65,000
8-24	第3事務所賃借料			65,000
8-28	第3事務所賃借料			65,000

8-33	第3事務所賃借料			65,000
8-10	第3事務所電気代			2,407
8-14	第3事務所電気代			1,787
8-18	第3事務所電気代			1,510
8-23	第3事務所電気代			1,142
8-27	第3事務所電気代			1,134
8-32	第3事務所電気代			1,116
8-37	第3事務所電気代			2,138
8-39	第3事務所電気代			2,291
8-19	第3事務所水道代			3,456
8-29	第3事務所水道代			3,456
8-36	第3事務所水道代			3,456
合計		928,892	613,579	1,842,485

査志会		明 細	金 額	備 考
NO	科 目			
5	調査研究費	ネット検索(地質調査)	144,900	上谷幸彦 19/7/20 (有)アシス
6	調査研究費	政務調査(地質関係)	141,600	上谷幸彦 19/8/20 (有)アシス
9	調査研究費	政務調査(地質関係)	150,500	上谷幸彦 19/9/20 (有)アシス
9	調査研究費	ネット検索等(大深度地下鉄等)	153,000	上谷幸彦 19/10/19 (有)アシス
11	調査研究費	検索及びデータ統計資料作成	155,400	上谷幸彦 19/11/20 (有)アシス
15	調査研究費	ネット検索(有害鳥獣含)Co2	154,350	上谷幸彦 19/12/20 (有)アシス
18	調査研究費	ネット検索(災害データ統計など)	147,000	上谷幸彦 20/1/20 (有)アシス
20	調査研究費	検索、調査(公園・樹木等)代	152,250	上谷幸彦 20/2/20 (有)アシス
26	調査研究費	検索及び調査代	157,500	上谷幸彦 20/3/19 (有)アシス
調査研究費 合計			1,356,500	

60	広報・広聴費	広報誌印刷、製本、新聞折込料	999,165	「SOUSHIKAI PRESS」30号
83	広報・広聴費	広報誌印刷、製本、新聞折込料	920,948	「SOUSHIKAI PRESS」31号
95	広報・広聴費	チラシ、新聞折込料	908,548	「SOUSHIKAI PRESS」32号
広報・広聴費 合計			2,828,661	

西宮グリーンクラブ政党分

NO	日付	費目	使 途	金 額	備 考
2	2007/8/2		ドメイン取得費用	3,895	
4	2007/8/27	事務費	HP制作料	300,000	
5	2007/9/27		メンテ料	30,000	
6	2007/10/29		メンテ料	30,000	
8	2007/10/29		インク各色	9,270	
10	2007/11/30		メンテ料	30,000	
1	2007/7/12		会派用プリンター代	48,500	領収書ナシ (支払い証明書のみ)・・・OK?
3	2007/8/8		サーバーレンタル料	4,935	
13	2007/12/27		メンテ料	30,000	
16	2008/1/24		メンテ料	30,000	
19	2008/3/13		メンテ料	30,000	
20	2008/3/13		メンテ料	30,000	
9	1900/1/12		日当	45,600	
12	2007/12/10	事務用品	インクカートリッジ代	8,500	
17	2008/2/25		インクカートリッジ代	1,890	
18	2008/3/7		インクカートリッジ代	8,766	
			小計	641,356	

議員名 岩下 彰 議員

NO	利用年月日	費目	使 途	金 額	備 考
3	2007/7/7	広報・広聴費	写真?	7,245	
4	2007/8/16	広報・広聴費	プリンタラベル	13,880	
5	2007/8/3	広報・広聴費	?	28,455	
6	2007/6/6	広報・広聴費	プリンタラベル	8,900	出石内(岩下)
3	2007/7/24	広報・広聴費	はがき	150,700	出石内(岩下)
9	2007/10/11	広報・広聴費	ナナラベル代	10,237	
9	2007/11/9	広報・広聴費	ユウパック基本県内	900	
9	2007/11/12	広報・広聴費	はがきx3000枚	150,000	
9	2007/11/12	広報・広聴費	はがきx2000枚	100,000	
10	2007/11/16	広報・広聴費	はがきx200枚	10,000	
10	2007/12/28	広報・広聴費	印刷代	31,500	
11	2008/3/11	広報・広聴費	切手500x1、200x2枚	900	
11	2008/3/31	広報・広聴費	はがきx3000枚	150,000	
			小計	662,717	
15	2007/7/2	交通・通信費	切手?X10	800	
15	2007/7/7	交通・通信費	ガソリン代¥6673/2	3,337	
15	2007/7/17	交通・通信費	現金封筒x5	100	
15	2007/7/25	交通・通信費	はがき?X20	1,000	
15	2007/8/28	交通・通信費	?	77	
17	2007/8/28	交通・通信費	電話料金等¥9588/2	4,794	
17	2007/8/19	交通・通信費	ガソリン代¥6673/2	3,778	
17	2007/8/21	交通・通信費	切手?¥900/2	450	¥50x10、¥30x10、¥10x10
18	2007/8/27	交通・通信費	電話料金¥6281/2	3,140	
19	2007/9/27	交通・通信費	電話料金¥11303/2	5,651	
20	2007/9/27	交通・通信費	電話料金等	26	
21	2007/9/16	交通・通信費	ガソリン代¥1421/2	710	
21	2007/9/26	交通・通信費	電話料金	2,990	
21	2007/9/27	交通・通信費	ガソリン代?	2,960	
22	2007/10/1	交通・通信費	記念切手?	4,800	¥80x20、¥80x20、¥800x2
22	2007/10/5	交通・通信費	切手?	1,600	¥80x20
22	2007/10/10	交通・通信費	電話料金¥13781/2	6,890	
23	2007/10/15	交通・通信費	切手代	200	¥20/10
23	2007/10/24	交通・通信費	駐車料金	500	
23	2007/10/26	交通・通信費	電話料金¥5262/2	2,631	
24	2007/10/28	交通・通信費	ガソリン代¥5434/2	2,717	
24	2007/10/29	交通・通信費	ガソリン代¥6195/2	3,097	
25	2007/11/1	交通・通信費	切手代、他?	1,530	¥20x10、¥30x10、¥500、¥530
25	2007/11/5	交通・通信費	記念切手?	2,000	¥50x40
25	2007/11/8	交通・通信費	駐車料金	500	
25	2007/11/9	交通・通信費	吊辞用切手	100	¥50x2
26	2007/11/25	交通・通信費	ガソリン代¥6119/2	3,059	
26	2007/11/26	交通・通信費	電話料金¥5706/2	2,853	
27	2007/11/27	交通・通信費	ガソリン代¥5054/2	2,527	
28	2007/11/12	交通・通信費	電話料金¥14662/2	8,249	
29	2007/12/10	交通・通信費	電話料金¥16499/2	7,331	
30	2007/12/10	交通・通信費	電話料金等	10	
31	2007/12/26	交通・通信費	電話料金¥4349/2	2,174	
32	2007/12/27	交通・通信費	ガソリン代	5,699	領収書ナシ
32	2007/12/28	交通・通信費	切手?	1,000	¥50x20
33	2007/12/28	交通・通信費	切手?	2,000	¥50x20、¥50x20
34	2008/1/29	交通・通信費	電話料金等	8	
34	2008/1/2	交通・通信費	ガソリン代¥6903/2	3,451	

35	2008/1/29	交通・通信費	電話料金 ¥8968/2	4,484	
35	2008/1/15	交通・通信費	切手?	1,000	¥50x20
36	2008/1/28	交通・通信費	電話料金 ¥5276/2	2,638	
36	2008/1/29	交通・通信費	ガソリン代 ¥5000/2	2,500	
37	2008/2/2	交通・通信費	郵便料	140	
37	2008/2/27	交通・通信費	電話料金等	18	
38	2008/2/27	交通・通信費	電話料金 ¥11210/2	5,605	
38	2008/2/15	交通・通信費	駐車料金	1,000	
38	2008/2/16	交通・通信費	ガソリン代 ¥6089/2	3,044	
39	2008/2/26	交通・通信費	電話料金 ¥4976/2	2,488	
39	2008/2/29	交通・通信費	現金封筒、切手?	1,100	¥20x5、¥50x20
40	2008/3/1	交通・通信費	駐車料金	1,000	
40	2008/3/7	交通・通信費	タクシー代	1,780	市内～市内
40	2008/3/10	交通・通信費	電話料金等	10	
41	2008/3/11	交通・通信費	駐車料金	1,000	西宮パーキング第2
41	2008/3/13	交通・通信費	駐車料金	1,000	西宮パーキング第2
41	2008/3/15	交通・通信費	駐車料金	1,200	西宮戎モータープール
42	2008/3/18	交通・通信費	駐車料金	1,000	西宮戎モータープール
42	2008/3/22	交通・通信費	駐車料金	1,300	兵庫県民会館駐車場
42	2008/3/22	交通・通信費	高速代	2,400	
42	2008/3/22	交通・通信費	高速代	1,800	
42	2008/3/22	交通・通信費	高速代	500	
43	2008/3/26	交通・通信費	電話料金 ¥4027/2	2,013	
43	2008/3/28	交通・通信費	切手?	1,000	¥50x20
			小計	134,759	
44	2007/7/25	事務費	ELECOM増設メモリ代	12,600	
44	2007/7/30	事務費	文具等	3,618	
45	2007/8/16	事務費	インクカートリッジ	5,280	6色
45	2007/8/16	事務費	インクカートリッジ	950	1色
45	2007/9/3	事務費	文具	1,316	
46	2007/10/15	事務費	文具	2,478	
46	2007/10/23	事務費	文具	1,310	
46	2007/11/17	事務費	文具	315	
			小計	27,867	
			岩下 彰 合計	825,343	

議員名 片岡 保夫 議員

NO	利用年月日	費目	使 途	金 額	備 考
3	2007/10/10	研修・会議費	全国都市問題会議参加	11,400	日当¥11400
			小計	11,400	
19	2007/12/12	広報・広聴費	はがき代	230,000	年賀はがき@¥50×4600枚
22	2008/3/31	広報・広聴費	ラベルシート購入代	9,736	
22	2007/12/15	広報・広聴費	ラベルシート購入代	9,576	
			小計	249,312	
27	2007/8/6	交通・通信費	ガソリン代¥4552/2	2,200	
27	2007/8/25	交通・通信費	ガソリン代¥3167/2	1,500	
27	2007/11/10	交通・通信費	ガソリン代¥4306/2	1,500	
28	2007/9/15	交通・通信費	ガソリン代¥3288/2	1,600	
28	2007/10/16	交通・通信費	ガソリン代¥3920/2	1,960	
29	2007/12/15	交通・通信費	ガソリン代¥4318/2	2,150	
29	2007/12/30	交通・通信費	ガソリン代¥3765/2	1,750	
29	2008/1/17	交通・通信費	ガソリン代¥3700/2	1,750	
30	2008/2/16	交通・通信費	ガソリン代¥4616/2	2,150	
30	2008/3/11	交通・通信費	ガソリン代¥3551/2	1,750	
31	2007/7/5	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	740	大簡町福祉会常会往路
31	2007/7/5	交通・通信費	タクシー代(津門地区～自宅	820	大簡町福祉会常会復路
31	2007/7/12	交通・通信費	タクシー代(自宅～日吉神社	900	大簡町日吉神社夏祭宵宮
31	2007/7/13	交通・通信費	タクシー代(自宅～日吉神社	820	大簡町日吉神社夏祭宵宮往路
31	2007/7/13	交通・通信費	タクシー代(津門地区～自宅	660	大簡町日吉神社夏祭宵宮復路
31	2007/7/15	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門神社	980	津門神社夏祭宵宮往路
32	2007/7/15	交通・通信費	タクシー代(津門地区～自宅	660	津門神社夏祭宵宮復路
32	2007/7/21	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門西口	900	西口町夏のフェスティバル
32	2007/8/1	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	660	津門神社協定例理事会
32	2007/8/3	交通・通信費	タクシー代(自宅～中慶町)	1,220	「人権教育にしのみや」会議
32	2007/8/25	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門神社	900	津門神社会議
33	2007/9/4	交通・通信費	タクシー代(自宅～阪神西宮	740	中国研修生歓迎会
33	2007/10/1	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	900	津門神社協定例理事会
33	2007/10/4	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	980	大簡町高齢者の集い
33	2007/10/8	交通・通信費	タクシー代(自宅～阪神西宮	1,140	兵教祖記念式典往路
33	2007/10/8	交通・通信費	タクシー代(阪神西宮～自宅	980	兵教祖記念式典復路
33	2007/10/16	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門神社	820	津門神社秋祭
34	2007/10/24	交通・通信費	タクシー代(自宅～大瀬寺町	820	連合西阪神フォーラム会議往路
34	2007/10/24	交通・通信費	タクシー代(大瀬寺町～自宅	1,060	連合西阪神フォーラム会議復路
34	2007/11/5	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	980	大簡町福祉会常会
34	2007/12/7	交通・通信費	タクシー代(自宅～フレンテ西	900	中国映画会
34	2007/12/27	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門西口	820	年末夜警(津門地区)
34	2007/12/28	交通・通信費	タクシー代(津門～自宅)	820	年末夜警(津門地区)
35	2008/1/11	交通・通信費	タクシー代(自宅～会場)	740	芦原地区新年会
35	2008/3/1	交通・通信費	タクシー代(自宅～大簡市民	740	津門神社協定例理事会往路
35	2008/3/1	交通・通信費	タクシー代(津門地区～大自	820	津門神社協定例理事会復路
35	2008/3/7	交通・通信費	タクシー代(自宅～市役所)	980	自宅～市役所
35	2008/3/22	交通・通信費	タクシー代(自宅～津門神社	660	津門神社会議
38	2007/7/30	交通・通信費	電話代7月分¥3191/2	1,590	
38	2007/9/18	交通・通信費	電話代8月分¥3557/2	1,770	
38	2007/10/31	交通・通信費	電話代9月分¥4605/2	2,300	
38	2007/10/31	交通・通信費	電話代10月分¥2911/2	1,450	
38	2007/12/28	交通・通信費	電話代11月分¥5962/2	2,980	
38	2007/12/31	交通・通信費	電話代12月分¥6258/2	3,120	
38	2008/2/3	交通・通信費	電話代1月分¥2870/2	1,430	
38	2008/3/31	交通・通信費	電話代2月分¥7220/2	3,610	
39	2008/3/31	交通・通信費	電話代3月分¥5338/2	2,650	
40	2007/8/31	交通・通信費	携帯電話代7月分¥6443/2	3,200	
42	2007/10/1	交通・通信費	携帯電話代8月分¥6413/2	3,200	
44	2007/10/31	交通・通信費	携帯電話代9月分¥5736/2	2,800	
46	2007/11/30	交通・通信費	携帯電話代10月分¥7046/	3,500	
48	2008/1/4	交通・通信費	携帯電話代11月分¥5736/	2,800	
50	2008/1/31	交通・通信費	携帯電話代12月分¥8467/	4,200	
52	2008/2/29	交通・通信費	携帯電話代1月分¥6409/2	3,200	

54	2008/3/31	交通・通信費	携帯電話代2月分¥5986/2	2,900	
58	2008/4/30	交通・通信費	携帯電話代3月分¥6876/2	3,400	
59	2007/7/9	交通・通信費	定形外速達	950	1
59	2007/7/23	交通・通信費	定形外	140	1
59	2007/7/26	交通・通信費	第1種定形外速達	1,820	13x@140
59	2007/7/30	交通・通信費	定形外	2,640	22x@120
59	2007/9/20	交通・通信費	定形外	140	1
59	2007/10/17	交通・通信費	第1種定形外	410	1
59	2007/10/23	交通・通信費	EXPACK封筒	500	1
80	2007/11/13	交通・通信費	ゆうパック基本第二	1,000	1
60	2007/11/30	交通・通信費	第1種定形外	3,120	8x@390
60	2007/12/13	交通・通信費	第1種定形外	390	1
60	2007/12/18	交通・通信費	袋・大(ゆうパック)	220	1
60	2007/12/25	交通・通信費	切手	4,400	16x@140、18x@120
61	2008/1/11	交通・通信費	第1種定形外	1,120	8x@140
61	2008/1/11	交通・通信費	切手	140	1
61	2008/1/15	交通・通信費	第1種定形外	120	1
61	2008/1/28	交通・通信費	第1種定形外	340	1
61	2008/2/4	交通・通信費	EXPACK封筒	500	
			小計	110,520	
63	2007/7/17	事務費	文房具(雑貨)	175	7x@25
63	2007/7/20	事務費	文房具(封筒、用箋)	1,365	
63	2007/7/24	事務費	文房具	128	領収書不鮮明により手書補修
64	2007/9/16	事務費	文房具(紙製品)	263	
64	2007/9/16	事務費	文房具	105	
64	2007/9/18	事務費	文房具(雑貨)	100	
65	2007/10/23	事務費	文房具(封筒)	250	
65	2007/11/30	事務費	文房具(封筒)	693	
66	2007/12/13	事務費	文房具(手帳)	1,449	
66	2007/12/17	事務費	文房具(便箋、封筒)	788	3x262
66	2007/12/19	事務費	文房具(雑貨)	100	4x@25
66	2007/12/26	事務費	文房具(封筒)	175	7x@25
66	2008/1/5	事務費	文房具(ボールサイン スプレ)	252	2x@126
67	2008/1/11	事務費	文房具(封筒)	100	4x@25
67	2008/1/21	事務費	文房具(封筒)	175	7x@25
67	2008/2/7	事務費	文房具(和文具)	367	
67	2008/2/26	事務費	文房具(金属キャップ、他)	325	
68	2008/2/29	事務費	文房具(封筒)代	14,400	印刷?
68	2008/3/4	事務費	文房具(封筒)	55	
68	2008/3/5	事務費	文房具(筆ペン)	1,075	
69	2008/3/14	事務費	文房具(雑貨)	100	
69	2008/3/19	事務費	文房具(雑貨)	100	
			小計	22,536	
			片岡 保夫 合計	393,768	

NGC:議員名 河崎はじめ 議員

	収入 2007年度 政務調査費	支出 合計	収入-支出 残金	領収書月日	項目	調査 研究費	研究・ 会議費	広報・ 広聴費	資料代	交通・ 通信費	人件費	事務費
No.												
												525
3				2007/7/10	FAXロール紙					240		
3				2007/7/19	通信費定形外					2,173		
3				2007/7/25	ガソリン代4347×1/2負担					100		
4				2007/7/10	駐車場トパーキング					100		
4				2007/7/10	駐車場トパーキング					100		
4				2007/7/17	駐車場テクニカルパーク					800		
4				2007/7/18	駐車場					100		
4				2007/7/23	駐車場トパーキング					200		
4				2007/7/25	駐車場					100		
4				2007/7/30	駐車場					200		
4				2007/7/31	駐車場極東開発					140		
5				2007/7/20	研修視察高松市(日当のみ)	3,800				906		
7				2007/8/3	通信費定形外					1,060		
7				2007/8/3	NTT西日本1812×1/2負担					40		
7				2007/8/4	タクシー					1,188		
7				2007/8/7	事務用品(ファイル・FAX)					100		1,365
7				2007/8/17	通信費切手30+10					300		
7				2007/8/29	NTT西日本2377×1/2負担					1,380		
8				2007/8/4	駐車場					2,555		
8				2007/8/1	駐車場							
9				2007/8/8	研修視察鳴門市(日当のみ)	3,800						
8				2007/9/4	タクシー							
8				2007/9/6	ガソリン代5111×1/2負担							
10				2007/9/14	タクシー					1,380		
11				2007/9/30	ホームページ管理7~9月分			78,750				
12				2007/9/8	駐車場トパーキング					100		
12				2007/9/11	駐車料金e-parking					600		
12				2007/9/	駐車料金					150		
12				2007/9/24	駐車場トパーキング					100		

2007年度西宮市議会政務調査費

12			2008/9/28 駐車料金日パーキング				600		
13			2007/10/3 タクシー阪急				820		
13			2007/10/11 西日本旅客2000×1/2			1,508	1,000		
14			2007/10/11 現像JOY45南森町						890
14			2007/10/16 事務用品(カードホルダー)				1,220		
6			2007/10/20 タクシー				1,620		
6			2007/10/22 タクシー				430		
15			2007/10/23 郵便簡易書留				3,000		
15			2007/10/23 郵便代はがき30枚×100				820		
16			2007/10/25 タクシー				2,592		
16			2007/10/25 ガソリン代5184×1/2負担				200		
17			2007/10/9 駐車場				200		
17			2007/10/9 駐車場				100		
17			2007/10/9 駐車場				1,400		
17			2007/10/10 駐車場				1,400		
17			2007/10/11 駐車場						
17			2007/10/26 駐車場				600		
18			2007/10/30 研修視察東京都中央区(日当の	3,800					
19			2007/11/1 タクシー				1,140		
19			2007/11/2 使い捨てカメラ			1,100			
19			2007/11/5 タクシー				880		
19			2007/11/19 フジカラー現像代			925			
19			2007/11/22 はがき代50円×2000枚		100,000				
20			2007/11/28 現像代			2,291			
20			2007/11/29 事務用品						498
20			2007/11/30 ラクカード5000×1/2負担				2,500		
21			2007/11/6~24 駐車場代8台分一括P21(6,24日)				2,000		
22			2007/12/4 ガソリン代5271×1/2負担				2,635		
22			2007/12/13 タクシー				1,300		
22			2007/12/22 タクシー				1,440		
22			2007/12/22 タクシー				1,220		
22			2007/12/6 ラガール3000×1/2				1,500		
23			2007/12/7 文具類		280,000				2,360
23			2007/12/20 切手代80×3500枚				1,500		
23			2007/12/21 阪神カード3000×1/2						

2007年度西宮市議会政務調査費

24			2007/12/26 写るんです	840				
24			2007/12/28 使い捨てカメラ	875				
24			2007/12/31 ホームページ管理10~12月分	78,750				
25			2007/12/31 寒中見舞葉書	31,500				
25			2007/12/31 封筒印刷代	37,800				
26			2007/12/7~20 駐車場5台分(6~15日)			1,200		
27			2008/1/10 タクシー代			1,940		
27			2008/1/10 タクシー代			1,140		
27			2008/1/10 タクシー代			900		
27			2008/1/12 タクシー代			1,380		
27			2008/1/17 ガソリン代5215×1/2負担			2,607		
27			2008/1/22 タクシー代			1,300		
27			2008/1/22 タクシー代			1,380		
27			2008/1/22 タクシー代			1,500		
28			2008/1/24 レインボーカード3000×1/2			1,220		
28			2008/1/25 タクシー代			5,150		
30			2008/1/7~30 駐車場代10台NO30			2,556		
32			2008/2/17 ガソリン代5112×1/2負担			1,220		
32			2008/2/21 タクシー代			1,000		
32			2008/2/20 ラガールカード2000×1/2			500		
32			2008/2/24 阪神高速度料金					
33			2008/2/28 使い捨てカメラ		1,150	2,000		
34			2008/2/7~28 駐車場 7台分 34p			1,300		
35			2008/3/8 タクシー代			2,586		
35			2008/3/29 NTT西日本5172×1/2負担			2,572		
35			2008/3/16 ガソリン代5145×1/2負担			1,380		
35			2008/3/24 タクシー代					
36			2008/3/31 ホームページ管理1~3月分	78,750				
37,38			2008/3/7~28 駐車場13台分 37~38p			2,400		

NGC:議員名 栗山雅史 議員												
収入		支出	収入-支出	領収書月日	項目	調査 研究費	研究・ 会議費	広報・ 広聴費	資料代	交通・ 通信費	人件費	事務費
2007年度	合計	税金										
政務調査費	合計	税金										
No.												
1	3月			2008/3/1	駐車代					500		
2				2008/3/2	駐車代					450		
3				2008/3/2	駐車代					300		
4				2008/3/7	ガソリン代19780×1/2					9,890		
5				2008/3/8	駐車代					600		
6				2008/3/9	駐車代					300		
7				2008/3/10	NTT西日本4078×1/2					2,038		
8				2008/3/10	プロバイダー契約料					3,760		
9				2008/3/11	タクシー代					1,300		
10				2008/3/13	駐車代					400		
11				2008/3/18	駐車代					300		
12				2008/3/13	駐車代					200		
13				2008/3/13	ホームページメンテ			10,000				
14				2008/3/15	駐車代					300		
15				2008/3/19	タクシー代					680		
16				2008/3/22	タクシー代					890		
17				2008/3/23	駐車代					1,500		
18				2008/3/25	駐車代					900		
23				2008/3/29	事務用品費							7,770
25				2008/3/31	携帯電話代					7,534		
1	2月			2008/2/5	駐車代					200		
2				2008/2/5	駐車代					400		
3				2008/2/7	駐車代					500		
4				2008/2/7	ガソリン代18574×1/2					9,787		
NGC:議員名 栗山雅史 議員												
収入		支出	収入-支出	領収書月日	項目	調査 研究費	研究・ 会議費	広報・ 広聴費	資料代	交通・ 通信費	人件費	事務費
2007年度	合計	税金										
政務調査費	合計	税金										
5				2008/2/8	駐車代					600		
6				2008/2/8	駐車代					1,200		
7				2008/2/10	駐車代					200		
8				2008/2/11	駐車代					300		
9				2008/2/11	事務用品							295
10				2008/2/12	駐車代					600		
11				2008/2/12	プロバイダー契約料					3,760		
12				2008/2/12	固定電話代×1/2負担					1,404		
13				2008/2/14	駐車代					300		
14				2008/2/15	駐車代					300		
15				2008/2/15	駐車代					300		
16				2008/2/16	駐車代					300		
18	22			2008/2/19	駐車場第5回分					2,100		
23				2008/2/24	事務用品							1,113
27	28			2008/2/28	駐車場代2回分					1,300		
29				2008/2/29	携帯電話代					7,534		
31				2008/3/13	HPメンテナンス			10,000				
24				2008/2/28	事務用品							9,960
1	1月			2008/1/7	駐車場代2回分					400		
2				2008/1/7	ガソリン代×1/2負担					4,307		
3				2008/1/10	固定電話代×1/2負担					1,409		
4				2008/1/10	プロバイダー契約料					3,760		
5				2008/1/20	駐車場代2回分					750		
6				2008/1/22	高速道路通行料金					1,050		
8				2008/1/24	HPメンテナンス			10,000				
9				2008/1/25	デジカメ購入費							21,300
NGC:議員名 栗山雅史 議員												
収入		支出	収入-支出	領収書月日	項目	調査 研究費	研究・ 会議費	広報・ 広聴費	資料代	交通・ 通信費	人件費	事務費
2007年度	合計	税金										
政務調査費	合計	税金										
10				2008/1/25	駐車場代					400		
11				2008/1/29	はがき交換							990
12				2008/1/29	事務用品							400
13				2008/1/30	駐車場代					200		
14				2008/1/30	事務用品							200
15				2008/1/31	携帯電話代					7,535		
1	12月			2007/11/27	ガソリン代×1/2負担					4,758		
2	4,6			2007/12/1~2	駐車場代6台分					3,300		
10,11				2007/12/18	事務用品							720
5				2007/12/10	プロバイダー契約料					3,760		
7				2007/12/10	固定電話代×1/2負担					1,388		
8				2007/12/15	インクカートリッジ							8,300
9				2007/12/27	HPメンテナンス			10,000				
12				2008/1/4	携帯電話代					7,939		
13				2007/11/4	図書購入費				2,520			
1	11月			2007/11/4	事務用品費							285
2				2007/11/4~2	駐車場代3台分					2,150		
3,4,12				2007/11/7	タクシー代					900		
5				2007/11/7	ガソリン代×1/2負担					9,181		
6				2007/11/8	タクシー代					820		

8			2007/11/9	ドメイン更新料		3,570						
9			2007/11/9	サーバー使用料		3,360						
10			2007/11/12	プロバイダー契約料				3,760				
11			2007/11/12	固定電話代×1/2負担				1,403				
13			2007/11/30	携帯電話代				11,475				
14			2007/11/30	HPメンテナンス代		10,000						
1	10月		2007/10/5	タクシー代				980				
3			2007/10/6	タクシー代				820				
NGC:議員名 栗山雅史 議員												
収入		支出			調査	研究・	広報・	資料代	交通・	人件費	事務費	
2007年度		収入-支出			研究費	会議費	広報費		通信費			
政務調査費		合計	残金									
5			2007/10/9	ガソリン代×1/2負担					4,225			
6,10,11,13,14			2007/10/9-25	駐車場代5台分					900			
7			2007/10/9	事務用品							1,365	
8			2007/10/10	固定電話代×1/2負担					1,499			
9			2007/10/10	プロバイダー契約料				3,760				
16			2007/10/29	HPメンテナンス代			10,000					
17			2007/10/29	事務用品費							400	
18			2007/10/29	インクカートリッジ							5,000	
19			2007/10/31	携帯電話					7,640			
22			2007/10/6	日給	3,800							
2,9,11	9月		2007/9/6-27	駐車場代3台分					1,500			
3			2007/9/7	ガソリン代×1/2負担					8,570			
4			2007/9/10	プロバイダー契約料					3,760			
5			2007/9/10	固定電話代×1/2負担					1,510			
6			2007/9/21	HPメンテナンス代			10,000					
7			2007/9/23	PC周辺機器							7,980	
8			2007/9/25	事務用品							945	
12			2007/10/31	携帯電話					7,640			
NGC:議員名 栗山雅史 議員												
収入		支出			調査	研究・	広報・	資料代	交通・	人件費	事務費	
2007年度		収入-支出			研究費	会議費	広報費		通信費			
政務調査費		合計	残金									
1	7月		2007/7/2	携帯電話					9,299			
2,4,11,13,14			2007/7/2-24	駐車場代5台分					2,550			
3			2007/7/2	プロバイダー契約料					1,319			
5			2007/7/5	インクカートリッジ							3,980	
6			2007/7/6	事務用品							450	
7			2007/7/6	デジカメ							105,790	
8			2007/7/9	ガソリン代×1/2負担					7,656			
9			2007/7/10	固定電話代×1/2負担					2,153			
10			2007/7/10	プロバイダー契約料					3,760			
17			2007/7/31	携帯電話					9,089			
18			2007/7/31	HPメンテナンス代			10,000					
1			2007/7/31	広報紙印刷代			7,770					
2	8月		2007/8/2	プロバイダー契約料					1,319			
3			2007/8/2	広報紙印刷代			100,590					
4			2007/8/7	ガソリン代×1/2負担					8,893			
5,11,12			2007/8/9-27	駐車場代3台分					900			
6			2007/8/10	プロバイダー契約料					3,760			
7			2007/8/10	固定電話代×1/2負担					1,688			
8			2007/8/10	固定電話代×1/2負担					13			
9			2007/8/17	広報紙デザイン代			31,500					
10			2007/8/20	タクシー代					1,060			
14			2007/8/31	携帯電話代					11,472			
15			2007/8/31	HPメンテナンス代			10,000					

議員名 小林 光枝 議員

NO	利用年月日	費 目	使 途	金 額	備 考
10	2008/3/2	広報・広聴費	プリンタラベル、リボン代	29,610	
27	2007/12/20	広報・広聴費	はがき印刷代	16,170	
			小計	45,780	
42	2007/9/15	資料購入費	理工、医学	999	パソコン中級
52	2007/7/22	資料購入費	コピー代	160	
			小計	1,159	
4	2008/3/12	交通・通信費	タクシー代 ¥1860/2	930	区間不明
4	2008/3/25	交通・通信費	タクシー代 ¥1840/2	920	区間不明
4	2008/3/10	交通・通信費	タクシー代 ¥1700/2	850	区間不明
4	2008/3/7	交通・通信費	タクシー代 ¥1860/2	930	区間不明
4	2008/3/9	交通・通信費	タクシー代 ¥1370/2	685	区間不明
5	2008/3/21	交通・通信費	タクシー代 ¥1780/2	890	区間不明
5	2008/3/28	交通・通信費	タクシー代 ¥1940/2	970	区間不明
5	2008/3/22	交通・通信費	ガソリン代 ¥5577/2	2,789	
5	2008/3/4	交通・通信費	ガソリン代 ¥4290/2	2,145	
6	2008/3/21	交通・通信費	はがき	50,000	1000x@50
7	2008/3/11	交通・通信費	封筒印刷代	26,250	2000枚
7	2008/3/31	交通・通信費	はがき刷込み	9,450	
8	2008/3/28	交通・通信費	はがき刷込み	11,550	
8	2008/3/9	交通・通信費	コピー代	640	
9	2008/3/13	交通・通信費	はがきコピー、製版代	4,800	
9	2008/3/14	交通・通信費	はがきコピー、製版代	4,800	
9	2008/3/25	交通・通信費	はがきコピー、製版代	5,100	
11	2008/2/29	交通・通信費	NTT電話料金 ¥9898/2	4,949	振替
12	2008/2/15	交通・通信費	タクシー代	1,760	区間不明
12	2008/2/10	交通・通信費	タクシー代	1,770	区間不明
12	2008/2/8	交通・通信費	タクシー代	1,460	区間不明
12	2008/2/26	交通・通信費	タクシー代	1,370	区間不明
12	2008/2/18	交通・通信費	タクシー代	980	区間不明
12	2008/2/1	交通・通信費	タクシー代	1,940	区間不明
13	2008/2/6	交通・通信費	タクシー代	1,940	区間不明
13	2008/2/2	交通・通信費	タクシー代	980	区間不明
13	2008/2/14	交通・通信費	タクシー代	1,300	区間不明
13	2008/2/7	交通・通信費	タクシー代	1,940	区間不明
14	2008/2/19	交通・通信費	ガソリン代	2,000	
14	2008/2/25	交通・通信費	ガソリン代	2,000	
14	2008/3/3	交通・通信費	ガソリン代	5,563	
15	2008/2/20	交通・通信費	はがき	50,000	1000x@50
15	2008/2/8	交通・通信費	使途不明	6,745	
3	2008/3/10	交通・通信費	NTT西日本電話料金 ¥576	2,884	振替
17	2008/1/31	交通・通信費	NTTドコモ電話料金 ¥1110	5,553	振替
17	2008/2/12	交通・通信費	NTT西日本電話料金 ¥587	2,938	振替
18	2008/1/6	交通・通信費	タクシー代	2,420	区間不明
18	2008/1/7	交通・通信費	タクシー代	1,780	区間不明
18	2008/1/16	交通・通信費	タクシー代	2,340	区間不明
18	2008/1/17	交通・通信費	タクシー代	1,450	区間不明
18	2008/1/18	交通・通信費	タクシー代	2,260	区間不明
18	2008/1/25	交通・通信費	タクシー代	1,760	区間不明
18	2008/1/21	交通・通信費	タクシー代	1,940	区間不明
19	2008/1/20	交通・通信費	ガソリン代 ¥5592/2	2,796	
19	2008/1/6	交通・通信費	ガソリン代 ¥4512/2	2,256	
21	2008/1/18	交通・通信費	切手	160,000	2000x@80
22	2008/1/4	交通・通信費	NTTドコモ電話料金 ¥1276	6,385	振替
22	2008/1/10	交通・通信費	NTT西日本電話料金 ¥576	2,894	振替
23	2007/12/2	交通・通信費	タクシー代	2,100	区間不明
23	2007/12/14	交通・通信費	タクシー代	1,860	区間不明
23	2007/12/16	交通・通信費	タクシー代	1,780	区間不明
23	2007/12/10	交通・通信費	タクシー代	1,860	区間不明
24	2007/12/9	交通・通信費	ガソリン代 ¥3775/2	1,888	
24	2007/12/2	交通・通信費	ガソリン代 ¥5299/2	2,650	

29	2007/11/30	交通・通信費	NTTドコモ電話料金¥1096	5.483	振替
29	2007/12/10	交通・通信費	NTT西日本電話料金¥589	2.946	振替
30	2007/11/4	交通・通信費	タクシー代	1,540	区間不明
30	2007/11/10	交通・通信費	タクシー代	1,620	区間不明
30	2007/11/8	交通・通信費	タクシー代	1,700	区間不明
30	2007/11/16	交通・通信費	タクシー代	1,840	区間不明
30	2007/11/11	交通・通信費	タクシー代	1,780	区間不明
31	2007/11/29	交通・通信費	タクシー代	1,140	区間不明
31	2007/11/24	交通・通信費	タクシー代	1,060	区間不明
31	2007/11/14	交通・通信費	タクシー代	1,780	区間不明
31	2007/11/6	交通・通信費	年賀はがき	15,000	300x@50
31	2007/11/27	交通・通信費	切手	16,000	2000x80
34	2007/10/31	交通・通信費	NTTドコモ電話料金¥8629	4.315	
34	2007/11/12	交通・通信費	NTT西日本電話料金¥543	2.718	
35	2007/10/19	交通・通信費	タクシー代	1,780	区間不明
35	2007/10/23	交通・通信費	タクシー代	1,290	区間不明
35	2007/10/12	交通・通信費	タクシー代	1,200	区間不明
35	2007/10/5	交通・通信費	タクシー代	1,940	区間不明
35	2007/10/9	交通・通信費	タクシー代	1,880	区間不明
35	2007/10/12	交通・通信費	タクシー代	1,140	北口～段上
36	2007/10/30	交通・通信費	タクシー代	1,290	区間不明
36	2007/10/15	交通・通信費	タクシー代	1,060	区間不明
36	2007/10/3	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
37	2007/10/2	交通・通信費	切手	3,520	44x@80
39	2007/10/10	交通・通信費	NTTドコモ電話料金¥1855	9.278	振替
39	2007/10/1	交通・通信費	NTT西日本電話料金¥427	2.139	振替
40	2007/9/3	交通・通信費	タクシー代¥1200/2	600	
40	2007/9/3	交通・通信費	タクシー代¥1860/2	930	
40	2007/9/21	交通・通信費	タクシー代¥1300/2	650	
40	2007/9/14	交通・通信費	タクシー代¥4100/2	2,050	
40	2007/9/13	交通・通信費	タクシー代¥1280/2	640	
41	2007/9/16	交通・通信費	ガソリン代¥4833/2	2,417	
41	2007/9/13	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
41	2007/9/3	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
41	2007/9/7	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
45	2007/8/2	交通・通信費	タクシー代¥1700/2	850	
45	2007/8/4	交通・通信費	タクシー代¥1780/2	890	
45	2007/8/8	交通・通信費	タクシー代¥1940/2	970	
45	2007/8/7	交通・通信費	タクシー代¥1290/2	645	
45	2007/8/15	交通・通信費	タクシー代¥1620/2	970	
45	2007/8/10	交通・通信費	タクシー代¥1940/2	970	
45	2007/8/8	交通・通信費	タクシー代¥1940/2	970	
46	2007/8/8	交通・通信費	タクシー代¥1220/2	610	
46	2007/8/22	交通・通信費	タクシー代¥1620/2	810	
46	2007/8/28	交通・通信費	タクシー代¥1300/2	650	
46	2007/8/1	交通・通信費	ガソリン代¥6061/2	3,031	
46	2007/8/31	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
47	2007/8/31	交通・通信費	NTTドコモ電話料金¥8382/2	4.191	振替
47	2007/9/10	交通・通信費	NTT西日本電話料金2787/2	1.394	振替
49	2007/7/2	交通・通信費	タクシー代¥1780/2	890	
49	2007/7/4	交通・通信費	タクシー代¥1780/2	890	
49	2007/7/12	交通・通信費	タクシー代¥2020/2	1,010	
49	2007/7/26	交通・通信費	タクシー代¥1380/2	690	
49	2007/7/11	交通・通信費	タクシー代¥1460/2	730	
49	2007/7/15	交通・通信費	タクシー代¥2340/2	1,170	
49	2007/7/15	交通・通信費	タクシー代¥1300/2	650	
50	2007/7/24	交通・通信費	タクシー代¥1780/2	890	
50	2007/7/16	交通・通信費	タクシー代¥2180/2	1,090	
	2007/7/31	交通・通信費	NTTドコモ電話料金¥9831	4.916	振替
51	2007/8/10	交通・通信費	NTT西日本電話料金¥2658/2	1.329	振替
50	2007/7/16	交通・通信費	ガソリン代¥2000/2	1,000	
50	2007/7/21	交通・通信費	ガソリン代¥2500/2	1,250	
			小計	553.350	
20	2008/1/7	事務費	筆記具¥1575/2	788	

20	2008/1/14	事務費	筆記具 ¥1350/2	675	
15	2008/2/6	事務費	金銭出納帳	861	1
25	2007/12/9	事務費	金銭出納帳	840	
33	2007/11/15	事務費	印画紙	980	
43	2007/9/14	事務費	PC&WP	8,820	2x@4410
43	2007/9/15	事務費	パソコン写真紙	1,910	
48	2007/8/7	事務費	宛名シート	4,200	領収書不鮮明により手書補修
48	2007/8/14	事務費	パソコン購入	112,800	
52	2007/7/23	事務費	文房具	367	
			小計	132,241	
			小林 光枝 合計	732,530	

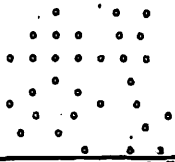
議員名 田中 渡 議員

NO	利用年月日	費 目	使 途	金 額	備 考
3	2007/7/3	広報・広聴費	はがき	20,000	
3	2007/9/16	広報・広聴費	はがき	5,000	
3	2007/9/21	広報・広聴費	270×20	5,400	
15	2007/10/26	広報・広聴費	切手	500	¥10×50
15	2007/10/26	広報・広聴費	はがき	40,000	¥80×500
15	2007/12/13	広報・広聴費	切手	11,400	¥120×50、¥270×20
15	2007/11/16	広報・広聴費	はがき	5,000	
16	2007/11/16	広報・広聴費	はがき	17,500	
31	2008/2/26	広報・広聴費	切手	31,000	¥270×50、¥350×50
38	2008/3/10	広報・広聴費	切手	80,000	¥80×1000
			小計	215,800	
6	2007/7/13	交通・通信費	ガソリン代¥7716/2	3,858	
6	2007/7/28	交通・通信費	ガソリン代¥8094/2	4,047	
6	2007/8/1	交通・通信費	ガソリン代¥7329/2	3,664	
6	2007/8/30	交通・通信費	ガソリン代¥7849/2	3,924	
6	2007/9/16	交通・通信費	ガソリン代¥6966/2	3,483	
7	2007/7/2	交通・通信費	携帯電話代¥4242/2	2,121	振替
7	2007/7/27	交通・通信費	NET代¥4366/2	2,183	
7	2007/7/31	交通・通信費	携帯電話代¥3881/2	1,940	
7	2007/8/27	交通・通信費	NET代¥4728/2	2,364	
7	2007/8/31	交通・通信費	携帯電話代¥3881/2	1,940	
7	2007/9/27	交通・通信費	NET代¥4165/2	2,082	
8	2007/8/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
9	2007/7/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
10	2007/9/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
19	2007/10/1	交通・通信費	ガソリン代¥7591/2	3,795	
19	2007/10/19	交通・通信費	ガソリン代¥7015/2	3,507	
20	2007/11/20	交通・通信費	ガソリン代¥8017/2	4,008	
20	2007/12/17	交通・通信費	ガソリン代¥7084/2	3,542	
20	2007/11/8	交通・通信費	乗車料金	1,140	
20	2007/10/1	交通・通信費	携帯電話代¥3881/2	1,940	振替
20	2007/10/29	交通・通信費	携帯電話代¥4148/2	2,074	振替
20	2007/10/31	交通・通信費	携帯電話代¥3881/2	1,940	振替
20	2007/11/27	交通・通信費	携帯電話代¥4501/2	2,251	振替
20	2007/11/30	交通・通信費	携帯電話代¥3839/2	1,919	振替
20	2007/12/27	交通・通信費	携帯電話代¥4039/2	2,019	振替
21	2007/12/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
22	2007/11/12	交通・通信費	AOL通信料	252	
26	2008/1/4	交通・通信費	ガソリン代¥7774/2	3,887	
26	2008/1/16	交通・通信費	ガソリン代¥6844/2	3,422	

27	2008/1/4	交通・通信費	携帯電話代¥4294/2	2,147	振替
27	2008/7/28	交通・通信費	NET代¥3854/2	1,927	
27	2008/1/31	交通・通信費	携帯電話代¥3839/2	1,919	振替
28	2008/1/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
27	2008/1/31	交通・通信費	NTT1月請求分¥3839/2	1,919	振替
33	2008/2/1	交通・通信費	ガソリン代¥6405/2	3,202	
33	2008/2/1	交通・通信費	ガソリン代¥916/2	458	
33	2008/2/15	交通・通信費	ガソリン代¥8029/2	4,014	
33	2008/2/27	交通・通信費	ガソリン代¥8081/2	4,040	
34	2008/2/12	交通・通信費	AOL通信料	252	
34	2008/2/27	交通・通信費	NET代¥3854/2	1,919	振替
35	2008/2/29	交通・通信費	NTT1月請求分¥3839/2	1,919	振替
40	2008/3/12	交通・通信費	ガソリン代¥7384/2	3,692	
40	2008/3/27	交通・通信費	NET代¥3563/2	1,782	振替
40	2008/3/31	交通・通信費	携帯電話代¥3838/2	1,919	振替
41	2008/3/10	交通・通信費	AOL通信料	252	
42	2008/3/6	交通・通信費	スキャナー購入	42,929	
43	2008/3/26	交通・通信費	プリンター購入	107,800	
			小計	250,352	
12	2007/7/7	事務費	筆ペンx2購入	315	領収書不鮮明により手書補修
12	2007/7/16	事務費	ハサミ、電池等購入	4,740	
12	2007/7/12	事務費	ファイルx13購入	3,600	
13	2007/7/29	事務費	ファイリング	294	領収書不鮮明により手書補修
13	?	事務費	?	451	領収書不鮮明により手書補修
13	2007/7/20	事務費	ボールペン、のり購入	1,251	
13	2007/8/14	事務費	ノート購入	840	
13	2007/8/16	事務費	クリップ、カッターリボン購入	997	
14	2007/8/29	事務費	PC部品代	16,800	
14	2007/8/30	事務費	付箋購入	1,092	
14	2007/9/1	事務費	消しゴム購入	105	
24	2007/10/26	事務費	封筒	231	
24	2007/10/10	事務費	カッターナイフ購入	336	
24	2007/11/15	事務費	タックインデックス購入	400	
24	2007/12/17	事務費	プリンターインク購入	2,020	
24	2007/12/12	事務費	スティックのりx2	340	
30	2008/1/17	事務費	封筒、便箋、用箋	1,167	
30	2008/1/29	事務費	パソコン1式	190,000	
37	2008/2/20	事務費	パソコン	17,250	
37	2008/2/8	事務費	?	887	
			小計	243,116	
			田中 渡 合計	709,268	

議員名 中尾 孝夫 議員

NO	利用年月日	費 目	使 途	金 額	備 考
9	2007/8/6	広報・広聴費	コピー用紙購入	832	
9	2007/12/7	広報・広聴費	FAX用紙購入	980	
9	2007/12/14	広報・広聴費	A4用紙購入他	298	
9	2008/2/12	広報・広聴費	B4コピー用紙購入他	398	
68	2008/1/12	交通・通信費	はがき購入	10,000	
			小計	12,508	
12	2007/8/15	交通・通信費	Jスルーカード	1,500	三田駅
12	2007/12/12	交通・通信費	Jスルーカード	2,500	名塩駅
12	2008/2/9	交通・通信費	スルットカード	500	すずらん台
13	2007/10/16	交通・通信費	ラクヤンカード	3,000	甲子園駅
13	2007/11/24	交通・通信費	ラクヤンカード	2,500	甲子園駅
13	2008/1/22	交通・通信費	ラクヤンカード	2,500	甲子園駅
14	2008/2/21	交通・通信費	ラクヤンカード	2,500	甲子園駅
14	2007/9/6	交通・通信費	ラガールカード	2,500	阪急電鉄鉄道営業部
14	2007/12/12	交通・通信費	ラガールカード	2,500	阪急電鉄運輸部
15	2007/7/2	交通・通信費	回数券100回綴購入	20,000	西宮北道路
15	2008/2/6	交通・通信費	回数券100回綴購入	20,000	西宮北道路
15	2008/12/19	交通・通信費	駐車場代	100	宝塚市役所
15	2008/1/20	交通・通信費	駐車場代	800	
16	2007/7/2	交通・通信費	ガソリン代¥6300/2	3,150	カード払
18	2007/8/2	交通・通信費	ガソリン代¥10966/2	5,483	カード払
20	2007/9/10	交通・通信費	ガソリン代¥8331/2	4,165	カード払
22	2007/10/10	交通・通信費	ガソリン代¥16038/2	8,019	カード払
23	2007/12/10	交通・通信費	ガソリン代¥8635/2	4,317	カード払
24	2007/12/10	交通・通信費	ガソリン代¥10171/2	5,085	カード払
25	2008/1/10	交通・通信費	ガソリン代¥18427/2	4,591	カード払
26	2008/2/12	交通・通信費	ガソリン代¥9183/2	9,213	カード払
27	2008/3/10	交通・通信費	ガソリン代¥5946/2	2,973	カード払
28	2007/7/2	交通・通信費	携帯電話代¥3574/2	1,787	自動振替
30	2007/7/31	交通・通信費	携帯電話代¥2516/2	1,258	自動振替
32	2007/8/31	交通・通信費	携帯電話代¥4504/2	2,252	自動振替
34	2007/10/1	交通・通信費	携帯電話代¥2254/2	1,127	自動振替
36	2007/10/31	交通・通信費	携帯電話代¥2254/2	1,127	自動振替
38	2007/11/30	交通・通信費	携帯電話代¥2329/2	1,165	自動振替
40	2008/1/4	交通・通信費	携帯電話代¥2380/2	1,190	自動振替
42	2008/1/31	交通・通信費	携帯電話代¥2380/2	1,190	自動振替
44	2008/2/29	交通・通信費	携帯電話代¥2379/2	1,189	自動振替
46	2008/3/31	交通・通信費	携帯電話代¥2379/2	1,189	自動振替
48	2007/8/20	交通・通信費	NTT7月請求分¥2364	2,364	口座振替(金額根拠不明)
50	2007/9/20	交通・通信費	NTT8月請求分¥1925	1,925	口座振替(金額根拠不明)
52	2007/11/20	交通・通信費	NTT10月請求分¥1588	1,588	口座振替(金額根拠不明)
54	2007/12/20	交通・通信費	NTT11月請求分¥1272	1,272	口座振替(金額根拠不明)
56	2008/1/21	交通・通信費	NTT12月請求分¥1328	1,328	口座振替(金額根拠不明)
58	2008/2/20	交通・通信費	NTT1月請求分¥2123	2,123	口座振替(金額根拠不明)
60	2008/3/21	交通・通信費	NTT2月請求分¥1179	1,179	口座振替(金額根拠不明)
62	2007/7/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	588	カード払
62	2007/9/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
63	2007/11/12	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
63	2007/12/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
64	2008/1/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
64	2008/2/12	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
65	2008/3/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
66	2007/8/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	588	カード払
67	2007/10/10	交通・通信費	ヤフージャパン(ネット通信)	294	カード払
			小計	136,383	
69	2008/3/31	事務費	各種事務機使用料	450,000	2007/7～2008/3分
70	2008/3/31	事務費	事務所賃借料	450,000	2007/7～2008/3分



			小計	900,000	
			中尾 孝夫 合計	1,052,117	

議員名 森池 とよたけ 議員

NO	利用年月日	費 目	使 途	金 額	備 考
4	2007/7/3	交通・通信費	ガソリン代 ¥2977/2	1,488	
4	2007/7/24	交通・通信費	ガソリン代 ¥3372/2	1,686	
4	2007/8/6	交通・通信費	ガソリン代 ¥5402/2	2,701	
4	2007/8/24	交通・通信費	ガソリン代 ¥2868/2	1,434	
5	2007/9/1	交通・通信費	ガソリン代 ¥5598/2	2,799	
5	2007/9/18	交通・通信費	ガソリン代 ¥993/2	496	
5	2007/9/23	交通・通信費	ガソリン代 ¥1903/2	952	
5	2007/9/28	交通・通信費	ガソリン代 ¥1905/2	952	
5	2007/9/30	交通・通信費	ガソリン代 ¥1912/2	956	
5	2007/10/22	交通・通信費	ガソリン代 ¥5560/2	2,780	
6	2007/11/16	交通・通信費	ガソリン代 ¥5474/2	2,737	
6	2007/11/30	交通・通信費	ガソリン代 ¥5056/2	2,528	
6	2007/12/17	交通・通信費	ガソリン代 ¥5406/2	2,703	
6	2007/12/27	交通・通信費	ガソリン代 ¥3870/2	1,935	
7	2008/1/21	交通・通信費	ガソリン代 ¥3943/2	1,971	
7	2008/2/4	交通・通信費	ガソリン代 ¥4250/2	2,125	
7	2008/2/20	交通・通信費	ガソリン代 ¥4942/2	2,471	
7	2008/3/6	交通・通信費	ガソリン代 ¥4193/2	2,096	
8	2008/3/16	交通・通信費	ガソリン代 ¥4604/2	2,302	
8	2008/3/27	交通・通信費	ガソリン代 ¥5241/2	2,620	
			小計	39,729	
14	2008/5/19	事務費	事務機リース代	113,400	
			小計	113,400	
14	2008/3/4	事務所費	家賃代(130,000×9か月分)	1,170,000	H19.7~H20.3
			小計	1,170,000	
			森池 とよたけ 合計	1,323,129	

議員名 石埜明芳

頁	支 出 内 容	費 目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
13	電話代2台分 7～3月分	54,125		
28	ガソリン代	30,842		
41	パソコン代		101,360	
49	事務所借り上げ代 7～3月分			450,000
51	駐車場賃借料 7～3月分			126,000
53	灯油代(事務所暖房)			12,635
57	コピー用紙、デジカメ、メモリーカード、 プリンターインク		85,728	
69	エアコン取替え			85,000
	石埜議員 合計	84,967	187,088	673,635

議員名 上向井賢二

頁	支 出 内 容	費 目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
5	郵便料金	330		
5	はんこ屋さん21西宮店 明細なし		100	
7	電話代 07年7月分	2,555		
8	電話代 07年8月分	2,602		
11	ゴム印代		4,334	
11	クロ2コパック ICIBK13W		5,450	
12	ASAHIネット ドメイン代 07年9月	3,228		
13	郵便料金	240		
13	郵便料金	120		
13	郵便料金	1,440		
15	ガソリン代	2,500		
16	ASAHIネット ドメイン代 07年10月	3,228		
17	郵便料金	120		
17	郵便料金	240		
20	電話代 07年9月分	2,625		
23	ガソリン代	1,431		
33	電話代 07年10月分	2,602		
35	ゆうパック基本第二	700		
35	電話代 07年10月分	2,190		
35	翌朝定形外	1,100		
38	ASAHIネット ドメイン代 07年11月	3,228		
39	第一種定型外	240		
39	翌朝定形外	570		
41	ASAHIネット ドメイン代 07年12月	3,228		
42	第一種定型外	120		
42	デスクダイアリー		1,620	
43	机、椅子		10,500	
43	ノート他		567	
44	電話代 07年11月分	2,201		
44	電話代 07年11月分	2,904		
44	電話代 07年12月分	2,602		
47	ガソリン代	3,450		
49	第一種定型外	120		
49	第一種定型外	120		
50	ASAHIネット ドメイン代 08年1月	3,228		
51	第一種定型外	200		
51	第一種定型	2,320		
51	第一種定型	80		

52	電話代 07年12月分	2,229		
55	ガソリン代	2,847		
55	第一種定型外	140		
57	電話代 08年1月分	1,984		
60	パソコン、プリンター		172,179	
61	電話代 08年1月分	2,677		
61	コピー用紙		2,225	
62	ASAHIネット ドメイン代 08年2月	3,228		
63	ガソリン代	3,723		
64	電話代 08年2月分	2,069		
67	紙ラベル		6,600	
74	ポストイット他		2,484	
79	電話代 08年3月分	1,987		
81	電話代 08年4月分	2,236		
	上向井議員 合計	74,982	206,059	

議員名 大石伸雄

頁	支出内容	費目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
57	ガソリン代 7月分	11,846		
63	ガソリン代 8月分	8,766		
67	ガソリン代 9月分	13,644		
75	ガソリン代 10月分	9,972		
80	ガソリン代 11月分	10,218		
85	ガソリン代 12月分	8,696		
89	ガソリン代 1月分	8,783		
93	ガソリン代 2月分	6,862		
96	ガソリン代 3月分	8,780		
100	駐車代 7月分	4,950		
101	駐車代 7月分	1,600		
102	駐車代 8月分	2,700		
103	駐車代 9月分	3,300		
104	駐車代 10月分	1,500		
105	駐車代 11月分	2,450		
106	駐車代 11月分	1,800		
107	駐車代 12月分	1,900		
108	駐車代 1月分	2,900		
109	駐車代 2月分	3,250		
110	駐車代 3月分	1,400		
111	有料道路通行料 7月分	500		
112	有料道路通行料 8月分	2,200		
113	有料道路通行料 9月分	2,600		
114	有料道路通行料 10月分	3,050		
115	有料道路通行料 11月分	200		
116	有料道路通行料 12月分	1,600		
117	有料道路通行料 2月分	1,000		
118	有料道路通行料 3月分	600		
119	タクシー代 7月分	7,520		
120	タクシー代 8月分	7,410		
121	タクシー代 9月分	740		
122	タクシー代 10月11日 東京・新進タクシー	820		
123	タクシー代 11月分	6,130		
124	タクシー代 11月分	6,360		
125	タクシー代 12月分	1,220		
126	タクシー代 1月分	1,660		

127	タクシー代 2月分	5,020		
128	タクシー代 3月分	3,140		
129	電話代 7月分	14,427		
130	電話代 8月分	12,785		
131	電話代 9月分	15,861		
132	電話代 10月分	20,173		
133	電話代 11月分	16,955		
135	電話代 12月分	14,504		
136	電話代 1月分	12,654		
137	電話代 2月分	12,283		
138	電話代 3月分	15,184		
141	フラットファイル		750	
144	フラットファイル、クリアファイル		3,300	
145	文具一般		294	
146	インクジェット紙 他		4,630	
149	A4ファイル		1,500	
152	A4ファイル 他		2,871	
154	コンピュータ代 32万円の内		80,000	
155	A4ファイル		1,794	
158	コンピュータ代 32万円の内		160,000	
159	事務所家賃? 7~3月分			87,500
	大石議員 合計	301,913	255,139	87,500

議員名 喜田侑敬

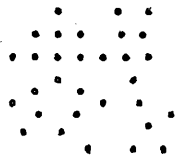
頁	支 出 内 容	費 目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
4	電話代 7～3月分	29,452		
4	携帯電話代 7～3月分	18,739		
5	ガソリン代	36,267		
5	ハガキ、切手、郵便料	279,241		
6	事務消耗品の内下記4件を除く タケウチ事務機の07/7/11 22,100円, 07/10/23 1,738円 07/12/20 1,908円 08/3/7 1,129円		50,981	
7	居宅・事務所賃料、白灯油			420,653
	喜田議員 合計	363,699	50,981	420,653

議員名 坂上明

頁	支 出 内 容	費 目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
3	家賃 7月分			50,000
10	家賃 8月分			50,000
32	家賃 9月分			50,000
38	家賃 10月分			50,000
51	家賃 11月分			50,000
64	家賃 12月分			50,000
69	家賃 1月分			50,000
84	家賃 2月分			50,000
92	家賃 3月分			50,000
9	電気代 7月分			948
31	電気代 8月分			3,557
46	電気代9月分			4,568
48	電気代10月分			3,038

61	電気代 11月分			1,941
82	電気代 12月分			2,680
83	電気代1月分			5,105
16	電話代 7月分	4		
16	電話代 7月分	8,544		
22	電話代 8月分	112		
22	電話代 8月分	3,319		
39	電話代 9月分	9		
39	電話代 9月分	3,498		
53	電話代 11月分	19		
53	電話代 11月分	3,357		
74	電話代 12月分	3,393		
84	電話代 1月分	3,299		
94	電話代 3月分	15		
97	電話代 3月分	1,004		
34	電話代 8月分	1,128		
39	電話代 9月分	1,137		
56	電話代 10月分	1,128		
74	電話代 11月分	1,128		
74	電話代 12月分	1,128		
88	電話代 1月分	1,128		
100	電話代 2月分	1,128		
103	電話代 3月分	2,367		
21	ガス代 7月分			745
31	ガス代 8月分			975
46	ガス代 9月分			975
48	ガス代 10月分			1,442
61	ガス代 11月分			1,971
81	ガス代 12月分			3,011
88	ガス代 1月分			2,589
91	ガス代 2月分			2,126
100	ガス代 3月分			1,928
31	水道代 7/8月分			1,854
61	水道代 9/10月分			1,779
73	水道代 11/12月分			3,315
100	水道代 1/2月分			2,706
7	ガソリン代	3,036		
8	ガソリン代	2,860		
10	ガソリン代	2,862		
11	ガソリン代	2,650		
13	ガソリン代	2,683		
15	ガソリン代	3,293		
21	ガソリン代	2,352		
33	ガソリン代	3,384		
34	ガソリン代	2,837		
46	ガソリン代	3,364		
47	ガソリン代	5,824		
51	ガソリン代	3,020		
53	ガソリン代	3,445		
61	ガソリン代	3,329		
66	ガソリン代	2,265		
67	ガソリン代	3,034		
71	ガソリン代	3,152		
71	ガソリン代	3,259		
87	ガソリン代	3,258		
91	ガソリン代	3,220		

93.	ガソリン代	2,944	
13	Jスルーカード	1,500	
48	レインボーカード	1,500	
48	Jスルーカード	1,500	
53	西宮北道路回数券100枚綴	10,000	
62	ラガールカード	1,500	
63	Jスルーカード	2,500	
67	ラクヤンカード	1,500	
81	ラクヤンカード	1,500	
81	Jスルーカード	2,500	
87	レインボーカード	1,500	
93	Jスルーカード	500	
93	Jスルーカード	2,500	
4	机		24,900
4	ボールペン		315
4	ノート		105
4	ファイル		315
5	フラットファイル		378
5	本棚		6,113
8	テンシルスダレ共9点		10,578
8	ファイル		210
8	のり		105
8	のり		315
11	ハサミ他		1,050
12	CANON BC1-24BK2P リサイ		910
14	プリンターインク		519
14	ファイル		420
14	のり		420
15	本棚他		3,968
21	ペン		210
21	ペン		210
30	ダイソーフレンテ西宮店 明細なし		210
34	ふせん		525
34	ペン		315
34	CD-R		210
37	ファイル		367
47	クリアファイル		630
47	ファイル		315
47	封筒		210
51	ファイル		315
62	ホッチキス芯		210
62	レーザートナー		5,949
63	クリアファイル		420
63	ファイル		105
63	コピー用紙		998
65	ペン		105
65	ファミリーダイソー山陽マルナカ西宮店 明細なし		735
65	ペン		210
65	用紙		525
65	ファイル		420
71	紙		315
71	紙		315
72	パソコン		73,800
72	便箋		262
81	スタンプ台補充液他		525
88	ファイル		315



91	ファミリーダイソー山陽マルナカ西宮店 明細なし		210	
91	消しゴム		105	
93	マジックペン		315	
94	クリアファイル		210	
	坂上議員 合計	131,416	140,187	497,253

議員名 篠原正寛

頁	支 出 内 容	費 目		
		研修・会議費	交通・通信費	事務所費
9	日当	3,800		
11	日当	7,600		
36	ネット回線、電話料		83,675	
63	事務用品の内下記4件を除く タケウチ事務機の07/7/11 22,100円, 07/10/23 1,738円 07/12/20 1,908円 08/3/7 4,128円			225,292
	篠原議員 合計	11,400	83,675	225,292

議員名 中村武人

頁	支 出 内 容	費 目		
		調査研究費	交通・通信費	事務費
34	みやげ	2,310		
88～ 90	ガソリン代、電話料、ハガキ代ほか 上記の内調査研究のガソリン代を除く 11/26 2,116円 12/8 4,054円		112,280	
172	コピー用紙、筆記具の内下記を除く タケウチ事務機の07/7/11 22,100円 07/10/23 1,738円 07/12/20 1,908円 08/3/7 1,129円			9,385
	中村議員 合計	2,310	112,280	9,385

議員名 吉岡政和

頁	支 出 内 容	費 目		
		交通・通信費	事務費	事務所費
5	ガソリン+白灯油	4,948		
6	ガソリン代	3,160		
7	ガソリン代	3,220		
8	ガソリン代	3,000		
9	ガソリン代	4,000		
14	ガソリン代	2,000		
15	ガソリン代	2,000		
16	ガソリン代	2,000		
17	ガソリン代	3,000		
19	ガソリン代	1,580		
20	ガソリン代	1,580		
21	ガソリン代	3,220		
23	ガソリン代	3,000		
24	ガソリン代	3,000		
25	ガソリン代	3,000		
26	ガソリン代	3,000		

27	ガソリン代	3,000		
28	ガソリン代	3,000		
31	ガソリン代	3,000		
32	ガソリン代	3,000		
33	ガソリン代	3,000		
34	ガソリン代	3,000		
35	ガソリン代	3,975		
36	ガソリン+灯油	4,674		
39	ガソリン代	3,000		
45	ガソリン代	4,503		
48	ガソリン代	3,060		
52	ガソリン代	2,000		
56	市区町村議会議員研修会 日当2日分	7,600		
58	ガソリン代	3,000		
61	ガソリン代	2,000		
62	ガソリン代	3,000		
65	ガソリン代	2,000		
68	ガソリン代	3,000		
69	ガソリン代	3,000		
73	ガソリン代	3,000		
74	ガソリン代	3,000		
75	ガソリン代	3,000		
77	ガソリン代	2,000		
80	ガソリン代	2,947		
94	ガソリン代	3,264		
99	ガソリン代	2,000		
102	ガソリン代	3,400		
103	ガソリン代	3,488		
12	事務所家賃08年3月分			60,000
22	事務所家賃08年2月分			60,000
40	事務所家賃08年1月分			70,000
46	事務所家賃07年12月分			70,000
57	事務所家賃07年11月分			70,000
60	事務所家賃07年10月分			70,000
76	事務所家賃07年9月分			70,000
81	スぺアキー			6,300
95	デスク代			19,890
96	パソコン周辺機器			9,610
104	事務所家賃07年8月分			70,000
108	事務所家賃07年7月分			70,000
111	事務所照明器具			12,300
11	PC購入費 分納2回目		155,000	
13	PC周辺機器		9,980	
29	文具代		704	
38	PC購入費 分納1回目		160,000	
47	ファイル等		1,169	
51	修正テープ、蛍光ペンセット		1,250	
72	ペン類		600	
83	クリアファイル他		4,406	
90	カラーインク		4,750	
97	CD-RW他		3,910	
98	MFC他		29,790	
101	パソコン修理		9,800	
105	ミクロスポンジ他		13,814	
109	インクカートリッジ		3,510	
	吉岡議員 合計	71,109	398,683	658,100

* ガソリン代は合計より按分率50%で計算されている $127,019 \times 1/2 + 7,600 = 71,109$

日本共産党西宮市会議員団

NO	科目	明細	金額	備考
1	通信費	ソフト	4 4 8 0	7月3日 ウイルスバスター
2	事務費	消耗品	4 9 6 0	7月3日 マウス
3	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	7月4日 リコーリース・7月
4	事務費	印刷製本費	2 4 5 2 5	7月5日
パフォーマンスチャージ(以下、パフォーマンスと略)				
5	事務費	パソコン	2 8 1 0 0 0	7月5日 2台
6	事務費	消耗品	5 7 8	7月10日 文具
10	広報費	委託費	2 6 4 6 0	7月17日 HP更新料・6月
12	事務費	消耗品	1 0 5 4 4	7月20日 事務用品
14	事務費	消耗品	1 5 4 3 5	7月27日 PPC用紙等
19	事務費	印刷製本費	3 3 6 5 4	8月3日 パフォーマンス
20	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	8月6日 リコーリース・8月
21	通信費	LANケーブル	9 0 0	8月7日 2本
22	通信費	工事費	5 4 6 0	8月9日
23	通信費	委託費	2 6 4 6 0	8月16日 HP更新料・7月
24	事務費	事務機器	5 8 0 0	8月19日 キャビネット
31	広報費	消耗品	2 1 5 2 5	8月27日 PPC用紙
32	研修費	日当	7 6 0 0	8月28日 2日分
36	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	9月4日 リコーリース・9月
37	事務費	印刷製本費	5 4 5 4 7	9月5日 パフォーマンス
38	事務費	事務機器	5 6 4 9	9月6日 パソコンデスク2台
39	広報費	委託料	2 6 4 6 0	9月7日 HP更新料・8月
40	事務費	消耗品	2 3 2	9月7日 文具
44	広報費	消耗品	1 6 5 3 7	9月26日 PPC用紙
45	事務費	消耗品	8 4 0	9月26日 文具
48	事務費	印刷製本費	4 1 9 9 6	10月3日 パフォーマンス
49	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	10月4日 リコーリース・10月
51	広報費	委託料	2 6 4 6 0	10月9日 HP更新料・9月
57	広報費	消耗品	2 2 4 1 7	10月29日 PPC用紙
62	事務費	印刷製本費	5 8 0 6 9	11月5日 パフォーマンス等
63	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	11月5日 リコーリース・11月
65	広報費	委託料	3 1 9 2 0	11月8日 HP更新料・10月
72	広報費	消耗品	4 1 8 4 2	11月29日 PPC用紙
73	事務費	消耗品	8 4 0	11月29日 文具
77	事務費	印刷製本費	2 0 9 4 7	12月6日 パフォーマンス
79	広報費	委託料	3 1 9 2 0	12月6日 HP更新料・11月
83	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	12月20日 リコーリース・12月
90	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	1月4日 リコーリース・1月
92	広報費	委託費	3 1 9 2 0	1月10日 HP更新料・12月
93	事務費	印刷製本費等	1 1 3 2 3 8	1月10日 パフォーマンス等
94	事務費	事務機器	6 1 3 3	1月11日 シュレッターリース
99	通信費	ソフト	4 7 2 5	1月26日 セキュリティー更新
100	広報費	消耗品	3 7 9 0 5	1月24日 PPC用紙
105	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	2月4日 リコーリース・2月
106	事務費	印刷製本費	2 0 9 4 7	2月6日 パフォーマンス
107	広報費	委託料	3 1 9 2 0	2月6日 HP更新料・1月
108	資料費	辞典	7 0 8 7	2月15日 広辞苑(第6版)
110	事務費	消耗品	2 9 8 0	2月21日 マウス
116	広報費	消耗品	4 8 7 1 9	2月25日 PPC用紙
117	事務費	消耗品	8 4 0	2月25日 文具
119	事務費	パソコン等	2 8 0 8 2 4	2月29日 2台+増設メモリー
120	事務費	事務機器	1 1 0 2 5 0	2月29日 リソグラフ・ドラム
121	事務費	事務機器	1 2 8 1 0 0	2月29日 プロジェクター
122	事務費	事務機器	4 3 0 5 0	3月4日 リコーリース・3月
124	事務費	印刷製本費	8 4 2 2 3	3月6日 パフォーマンス等
125	通信費	ソフト	5 9 8 0	3月11日 ウイルスバスター
126	広報費	委託費	3 1 9 2 0	3月12日 HP更新料・2月
128	事務費	消耗品	6 3 0	3月17日 文具
132	事務費	消耗品	1 5 7 5	3月27日 文具

総計

2 1 8 7 4 2 3 円

議員名 NO	科目	明細	金額	備考	
1	事務費	消耗品	1520	7月3日	フィルム
2	交通費	ガソリン	3550	7月3日	
4	交通費	ガソリン	3300	7月9日	
5	交通費	ガソリン	3861	7月15日	
8	交通費	ガソリン	3254	7月22日	
7	事務費	事務機器	19192	7月20日	パソコン付属機器
10	交通費	ガソリン	2371	7月25日	
12	事務費	事務機器	580	7月27日	パソコンパーツ
14	交通費	ガソリン	3748	7月29日	
16	事務費	消耗品	1092	7月30日	文具
19	交通費	ガソリン	3532	8月6日	
20	通信費	NTT	808	8月7日	コミュ・8月
21	事務費	消耗品	1365	8月9日	FAX用紙
22	交通費	ガソリン	3655	8月13日	
25	事務費	事務機器	3480	8月17日	資料整理棚
26	交通費	ガソリン	3925	8月19日	
30	通信費	切手	16000	8月21日	
29	事務費	消耗品	1042	8月21日	文具
28	通信費	ドコモ	2252	8月20日	携帯・8月
34	交通費	ガソリン	3658	8月23日	
38	交通費	ガソリン	3642	8月31日	
40	交通費	ガソリン	4250	9月8日	
41	事務費	消耗品	1516	9月9日	
42	事務費	パソコン	158800	9月10日	
43	事務費	事務機器	5980	9月10日	フロッピー
44	事務費	消耗品	930	9月10日	電池
48	事務費	事務機器	3089	9月13日	USBケーブル
49	交通費	ガソリン	3836	9月16日	
50	事務費	消耗品	1205	9月19日	文具
51	通信費	ドコモ	1940	9月21日	携帯・9月
54	交通費	ガソリン	3809	9月23日	
57	事務費	事務機器	420	9月28日	書類整理たて
58	事務費	事務機器	428	9月28日	コード付きタップ
59	事務費	事務機器	315	9月30日	書類整理たて
60	交通費	ガソリン	3866	9月30日	
61	通信費	NTT	3294	10月15日	西日本・10月
62	事務費	事務機器	1120	10月1日	電気コード
63	事務費	事務機器	1480	10月6日	マウス
64	交通費	ガソリン	3857	10月9日	
65	事務費	消耗品	420	10月13日	文具
68	交通費	ガソリン	3736	10月16日	
71	通信費	ドコモ	1940	10月22日	携帯・10月
69	交通費	ガソリン	3263	10月20日	
73	交通費	ガソリン	3782	10月27日	
76	事務費	事務機器	3280	10月29日	ウイルス対策
80	交通費	ガソリン	4026	11月8日	
83	通信費	NTT	3875	11月11日	西日本・11月
86	通信費	ドコモ	1940	11月22日	携帯・11月
84	交通費	ガソリン	3615	11月17日	
87	交通費	ガソリン	4157	11月25日	
92	事務費	消耗品	6021	12月1日	パソコンインク・紙
94	交通費	ガソリン	4401	12月4日	
96	事務費	事務機器	1780	12月6日	パソコン分配器
97	事務費	封筒	999	12月6日	
98	事務費	消耗品	420	12月6日	文具
102	通信費	NTT	3630	12月12日	西日本・12月
100	事務費	消耗品	315	12月10日	文具
101	通信費	切手	1200	12月11日	
103	交通費	ガソリン	3631	12月13日	
104	交通費	ガソリン	4182	12月20日	
106	事務費	消耗品	315	12月24日	文具

107	交通費	ガソリン	4026
111	通信費	NTT	3630
109	事務費	消耗品	420
110	交通費	ガソリン	4125
113	交通費	ガソリン	3749
114	交通費	ガソリン	3830
115	通信費	ドコモ	1940
116	通信費	NTT	9184
122	通信費	NTT	3307
118	通信費	切手	2000
120	交通費	ガソリン	3807
121	交通費	ガソリン	4321
126	通信費	NTT	1312
127	通信費	ドコモ	1940
125	交通費	ガソリン	4496
128	交通費	ガソリン	3703
130	交通費	ガソリン	4262
131	事務費	消耗品	525
132	交通費	ガソリン	3410
134	事務費	デジカメ	50280
135	事務費	消耗品	5030
136	事務費	事務機器	980
141	通信費	ドコモ	1940
140	通信費	NTT	1312
138	交通費	ガソリン	3188
139	事務費	消耗品	420
142	交通費	ガソリン	4182
143	事務所費	賃貸料	32500
145	交通費	ガソリン	3797

12月27日	
1月15日	西日本・1月
1月5日	文具
1月5日	
1月14日	
1月22日	
1月23日	携帯・1月
1月28日	コミュ・7~1月
2月12日	西日本・2月
1月29日	
1月31日	
2月9日	
2月21日	コミュ・2月
2月21日	携帯・2月
2月18日	
2月25日	
3月3日	
3月7日	FAX用紙
3月11日	
3月14日	
3月14日	プリンターインク
3月14日	電気コード
3月20日	携帯・3月
3月20日	コミュ・3月
3月18日	
3月19日	文具
3月26日	
2月27日	3月分
3月31日	

総計 514506円

議員名 下かほし倫恵

交通・通信費	7.31	NTTコミュニケーションズ6・7月分	*	4000	48
交通・通信費	9.29	NTTコミュニケーションズ8月分	*	2200	49
交通・通信費	9.29	NTTコミュニケーションズ9月分	*	2300	50
交通・通信費	10.31	NTTコミュニケーションズ10月分	*	2300	51
交通・通信費	11.30	NTTコミュニケーションズ11月分	*	2500	52
交通・通信費	1.04	NTTコミュニケーションズ12月分	*	2400	53
交通・通信費	1.31	NTTコミュニケーションズ1月分	*	2200	54
交通・通信費	2.29	NTTコミュニケーションズ2月分	*	2800	55
交通・通信費	3.31	NTTコミュニケーションズ3月分	*	2100	56
事務費	7.04	リコーリース	*	5000	57
事務費	8.27	リコーリース	*	5000	58
事務費	9.18	iroha		74500	59
事務費	9.27	リコーリース	*	5000	60
事務費	10.29	リコーリース	*	5000	61
事務費	11.27	リコーリース	*	5000	62
事務費	12.27	リコーリース	*	5000	63
事務費	1.28	リコーリース	*	5000	64
事務費	2.27	リコーリース	*	5000	65
事務費	3.27	リコーリース	*	5000	66

事務所費	7.31	ダイヤモンドホーム8月分	*	36000	67
事務所費	8.30	ダイヤモンドホーム9月分	*	36000	68
事務所費	9.27	ダイヤモンドホーム10月分	*	36000	69
事務所費	10.30	ダイヤモンドホーム11月分	*	36000	70
事務所費	11.29	ダイヤモンドホーム12月分	*	36000	71
事務所費	12.25	ダイヤモンドホーム1月分	*	36000	72
事務所費	1.31	ダイヤモンドホーム2月分	*	36000	73
事務所費	2.26	ダイヤモンドホーム3月分	*	36000	74

総計 430700円

但し * は 以下で按分

議員名	西田	いさお			
1	事務費	消耗品	1 5 0 6	7 月 6 日	文具
2	交通費	ガソリン	2 5 1 7	7 月 7 日	
6	事務費	消耗品	6 3 0	7 月 1 8 日	配線
5	人件費	ホームページ	4 4 0 0	7 月 1 7 日	2 時間
7	事務費	消耗品	3 8 7 2	7 月 2 0 日	
8	事務費	消耗品	1 9 3 2	7 月 2 0 日	文具
9	事務費	消耗品	7 6 0	7 月 2 1 日	
1 0	交通費	ガソリン	2 5 9 0	7 月 2 4 日	
1 2	交通費	ガソリン	2 4 7 8	7 月 2 9 日	
1 3	人件費	ホームページ	5 2 5 0	7 月 2 9 日	2. 5 時間
1 4	事務費	消耗品	1 5 0 8		コピー用紙
1 5	事務費	消耗品	1 6 0 8	7 月 3 1 日	整理棚等
1 7	広報	市政報告	7 3 5 0 0	8 月 6 日	当選お礼あり
2 1	交通費	ガソリン	2 6 0 2	8 月 1 0 日	
2 4	交通費	ガソリン	2 5 5 3	8 月 1 5 日	
2 5	人件費	ホームページ	4 4 0 0	8 月 1 6 日	2 時間
2 6	広報	市政報告	3 7 8 0 0	8 月 1 9 日	当選お礼あり
2 7	交通費	ガソリン	3 3 0 7	8 月 2 0 日	
3 0	交通費	ガソリン	1 9 6 5	8 月 2 4 日	
3 1	交通費	ガソリン	8 3 7	8 月 2 4 日	
3 4	人件費	ホームページ	4 4 0 0	8 月 2 8 日	2 時間
3 6	事務費	消耗品	8 4 7	8 月 2 9 日	
3 8	交通費	ガソリン	2 8 5 4	9 月 4 日	
3 9	交通費	ガソリン	2 6 5 0	9 月 1 0 日	
4 0	事務費	事務機器	1 5 8 0 0	9 月 1 0 日	メモリー
4 2	事務費	パソコン	1 6 2 2 0 4	9 月 1 2 日	
4 3	人件費	ホームページ	4 4 0 0	9 月 1 5 日	2 時間
4 4	交通費	ガソリン	2 7 6 2	9 月 2 1 日	
4 6	通信費	ニフティ	1 4 1 7	9 月 2 7 日	
4 7	通信費	ドコモ	3 4 9 4	9 月 1 7 日	携帯・9 月
4 8	事務費	事務機器	1 0 8 0	9 月 2 6 日	電気コード
4 9	人件費	ホームページ	4 4 0 0	1 0 月 1 日	2 時間
5 0	事務費	消耗品	5 0 3 0	1 0 月 3 日	プリンターインク
5 2	交通費	ガソリン	2 7 2 8	1 0 月 8 日	
5 5	人件費	ホームページ	4 4 0 0	1 0 月 1 8 日	2 時間
5 6	交通費	ガソリン	2 5 3 8	1 0 月 2 1 日	
5 7	事務費	消耗品	5 0 4	1 0 月 2 2 日	コピー用紙
5 8	事務費	消耗品	1 4 9 0	1 0 月 2 4 日	コピー用紙
6 0	事務費	消耗品	1 0 3 9 8	1 0 月 2 8 日	システム手帳等
6 2	通信費	ニフティ	1 4 1 7	1 0 月 2 9 日	

65	通信費	ドコモ	3494
68	交通費	ガソリン	2220
71	交通費	ガソリン	2876
75	人件費	ホームページ	4400
77	事務費	消耗品	790
78	事務費	消耗品	1365
79	交通費	ガソリン	1881
81	人件費	ホームページ	3550
82	通信費	ドコモ	3494
83	通信費	ニフティ	1417
84	交通費	ガソリン	2824
85	事務費	消耗品	3504
87	交通費	ガソリン	2600
88	事務費	消耗品	1154
89	事務費	消耗品	739
90	人件費	ホームページ	4400
92	交通費	ガソリン	2940
94	人件費	ホームページ	4400
93	通信費	ニフティ	1417
95	通信費	ドコモ	3126
96	交通費	ガソリン	2397
97	交通費	ガソリン	2784
98	事務費	消耗品	1548
99	交通費	ガソリン	2741
102	人件費	ホームページ	4400
107	通信費	ニフティ	1417
108	交通費	ガソリン	2374
109	通信費	ドコモ	3494
111	交通費	ガソリン	2764
114	人件費	ホームページ	2700
116	事務費	事務機器	1480
123	交通費	ガソリン	3123
126	人件費	ホームページ	2700
127	事務費	消耗品	3080
128	交通費	ガソリン	3069
129	事務費	プリンター	23325
130	交通費	ガソリン	2893
132	人件費	ホームページ	2700
133	交通費	ガソリン	3019
138	人件費	ホームページ	4400
141	資料購入	週間教育	20790
142	事務費	消耗品	840
135	通信費	eo 光ケーブル	17971
136	通信費	ニフティ	1417
137	通信費	ニフティ	1417
139	通信費	ドコモ	3494
140	通信費	eo 光ケーブル	2977

10月17日	携帯・10月
11月9日	
11月13日	
11月15日	2時間
11月17日	文具
11月20日	FAX用紙
11月28日	
11月29日	1.5時間
11月17日	携帯・11月
11月27日	
12月4日	
12月6日	プリンターインク
12月9日	
12月13日	文具
12月13日	文具
12月16日	2時間
12月21日	
12月28日	2時間
12月27日	
12月17日	携帯・12月
12月31日	
1月7日	
1月9日	文具
1月18日	
1月27日	2時間
1月28日	
1月30日	
1月19日	携帯・1月
2月9日	
2月13日	1時間
2月13日	USB等
2月24日	
2月29日	1時間
3月4日	デジタルテープ
3月8日	
3月16日	
3月16日	
3月16日	1時間
3月22日	
3月29日	2時間
	日附印なし
3月28日	文具
3月24日	9月～2月
2月27日	
3月27日	
3月17日	携帯・3月
3月27日	3月

総計 568733円

議員名
3

よつや 薫
事務費

消耗品

258

7月30日 ノート

総計

258円



これは正本である。

平成23年5月11日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

山田盛司

